

右は近年中琉球詰可被仰付善候処、段々被仰付候御用
向有之、琉球詰不被仰付候ニ付、為引替右之通被成下
候事、

五月廿七日

豎山利武公用控十四冊之内 五

(自安政二年五月廿七日至七月廿九日)

〔扉〕

公用控

安政二年卯五月廿七日ヨリ
七月廿九日迄

(紙數六十五枚)

五

何通金貳百兩可被成下との 御沙汰ニ付、 豊後殿江
も御相談申上、御内用上リニテ取揚、於御用部屋名代
竹下覺之丞へ引渡候、同役中より御礼申出候、当人は
高輪御下向方へ差越居候由ニテ、帰之上拙者処江參、
猶又御礼申上候、右ニ付相渡候書付左之通ニ候、
金貳百兩

一今朝五時御供揃ニテ阿部様江御内用向被為人御逢被遊
候由、御帰り掛奥平左衛門尉様江御不列〔例之〕ニ付為御見舞
被為入、三部過御帰殿被遊候、直ニ被為召候処、井戸
殿此御方様江御出之事阿部様より御沙汰可被遊との由
左候て外ニ筒井肥〔殿憲、大目付〕前守様・川路正左衛門殿ニも可宜旨
被仰候由御内話相伺候、

一防禦掛而三人琉球掛出来申候へ、御仕合之旨被仰上候
処、御尤随分可御宜、乍去御申談可被成との御沙汰被
為在候由、

一御老中様未琉球人立掛り御出来不被成候ニ付、御伺事
等ニ差支申候間御吟味被下候様、阿部様江御沙汰被遊
候処、未御吟味も不被為在候ニ付、御吟味被遊との御
沙汰被遊候由御内話相伺候、

一奥平左衛門尉様御不列ニ被為人、追々御草臥も被為在

候由、誰そ出たるかとの

御沙汰ニ付、未誰も罷出不申旨申上候処、御用部屋と

豊後二三日越位ニ罷出候様被仰付候ニ付、則豊後殿江

御口合申置候、

一大船江居付之大砲先日御届有之、今日品川沖にて空砲

打試有之候事、

一御国許より之式日到着不致候ニ付、爰元之式日被召延

置、日限之儀は追て可申上旨伺有之、伺之通被仰付候、

一明日表御出座は御延引被 仰出候、

一今日七時後御国許より之式日中急到着候事、

五月廿八日

一今日表御出座不被遊候、

五月晦日

一今朝御目見奉願候処無程被為召候ニ付、左之通伺旁申

上候、

〔川上久封〕〔島津久包〕〔川上久連〕

一筑後殿・登殿、矢五太夫事困窮ニ付琉球館内名代勤割

合ニても被仰付度御内意、

〔禰山久寛〕

一伊織殿事兼て難渋之由ニ付難被見捨との趣、一紙を以

〔新納久仰〕
從駿河殿豊後殿江御問合、

右館内名代勤之儀は

宰相様御代、館内名代勤之儀は御側御用人御側役江御

心付被仰付事候間、御三役之衆遠慮被致候様ニとの趣

為被仰出事も為被為在由ニ付、鳥渡以書付被仰渡置候

ては何様可被為在哉、又以 思召被仰付候儀は、御別

段之義と申上候処、書付いたし入 御覽候様ニとの

御沙汰ニ御座候、左候て館内不被仰付代りニは、御時

節柄之義は御座候得共、金参百両ツ、御取替被仰付候

ハ、何様御座候哉と、同席中吟味仕候旨申上候処、可

宜候間表向にて取計候様ニとの 御沙汰ニ御座候、

一御勝手方書役助安田喜藤太・田尻傳兵衛事、御勘定方

小頭御役被仰付、御徒目付勤鑄製掛り、尤砲術方も取

馴候者故右通被仰付度、近江殿より豊後殿江御問合有

之申上候処、実以西洋流取馴候者候ハ、右通思召寄

不被為在候間、今一忒致吟味候様被仰付候事、

〔島津久敏〕

一下總殿事御家老被仰付候ニ付、御軍役方惣頭取之儀は

被成御免、跡代り之儀は島津圖書幼年之事候得共、島

津内記末家之事候ニ付、致差引御軍役奉行得差図相勤

候様被 仰付候ては何様御座候哉之旨伺ニ付申上候

処、可宜との 御沙汰ニ付、事書を以豊後殿へ相渡ス、

一 下總殿大口地頭職被仰付度との伺有之、伺通被仰付候

付 仰出豊後殿江相渡ス、

一 右御同人江御役料高被仰付度との伺有之候得共、是は

亡父和泉事も御役被仰付候翌年被下候ニ付、此涯不被

下候ても宜、壹ヶ年程も相立候て来年被仰付宜との

御沙汰ニ付、口達を以豊後殿江相達伺書相ス、〔渡脱力〕

一 御細工所絵師柳田龍雪、九俵重被仰付度との問合有之

候、此者は先年晴川殿方へ致入塾稽古いたし候処、不

埒にて漸く養眞杯差下し方取計候由ニ付 御許容不被

遊、自分にて御当地江参候義は、御構不被為在との御

沙汰ニ付、豊後殿江口達を以御達申候処、右様之義一

向不存事候間、左候ハ、江戸江致出府候義も被差留と

の趣被仰候、

一 山川御台場取繕方之事ニ付伺書、

一 雜物藏手伝相勤候福留庄右衛門不足相立候付、代金御

小姓組木村仲右衛門江上納方相頼候処、仲右衛門仕捨

候由、就て仲右衛門御取扱之伺書、

但書ニ、上納方別段庄右衛門へ申渡可致旨と有之候、

右再三上納方申渡候義を御承知不被遊、今一往致

吟味候様被仰付候ニ付書面豊後殿江相渡、口達を

以 御沙汰之趣御達申置候、

一 奥四郎より申出唐薬種調文之義、

思召寄不被為在との御事ニ付、書付豊後殿江相渡ス、

一 御国許金払底ニ付長崎表より統方被差越候様豊後殿よ

り被申越御国元江相届候由にて、御趣法御用人より之

返答迄通御下ケ被下候ニ付、御家老座へ相下ル、

一 淡路守殿より大黃二十斤申請られ度との趣ニ候得共、〔島津忠寛〕

被相減度との問合有之候得共、纒計之事ニ付申出通被

仰付方宜との御沙汰ニ付、豊後殿江相達置候事、

一金五拾兩

右は早川務事御内用有之、近々御国許江被差下候ニ付、

御心付被仰付被下度申上候処、御許容被遊候ニ付、右

之通同人江引渡候事、

一金百兩

右は山崎宗庵殿より伊東宗益殿を以、所帯方困窮ニ付

家ニ持伝へ有之候應舉筆虎之画大横物一幅差上可申候

間、吉悪共右通頂戴被仰付被下度被願候由、尤画は勝

川殿江為御見被遊候処、至極上出来之由被申候ニ付、

迎も御断も難被遊との御沙汰ニ付、百兩致取仕立玄碩

江相渡候、懸物も拝見被仰付候、

六月朔日

一今朝御目通奉願罷出候て、左之通同事等申上候、

一金子拾五兩

右は肥後七左衛門母病氣ニ付、御暇可申上答候得共、

公辺へ御用も有之人ニて御暇不被仰付候ニ付、御国許

之宿元不如意ニて旁込入申候訳も御座候間、右之通極

内御取替被仰付被下度旨山田庄右衛門より申出候間、

何様可被仰付哉申上候処、被仰付候旨 御沙汰ニ付、

右之通壯右衛門江相渡ス、

一小笠原彦七郎、朝倉一十郎、藥丸猪之介休息御暇被成

下候処、三人共困窮ニ付別て心配仕居申候由、当人共

より御取替之願不申出候得共、壹人前二十金ツ、御内

々御取替被下度旨壯右衛門申出候間、右様被仰付被下

度御願申上候処、伺通被仰付との御事ニ付、何ニても

都合次第為知被申候ハ、御金下し候様可致旨壯右衛

門江相達置候、

一務出立日限奉伺候処、来ル六日可被仰付との御沙汰ニ付、其趣当人江達置候、

一琉人立被仰付置候郷田仲兵衛跡代り島津右膳へ被仰付

候哉、又汾陽次郎右衛門御用人へ転役被仰付候て可被

仰付哉、御国許より被相伺候得共、高橋要人江可被仰

付筋御治定相成、 御沙汰御書豊後殿へ相渡、

一鏈柄木及御払底候ニ付、御手元御用ニ付式拾丁廻船便

より可差登旨、今日便より三原藤五郎・福崎助八江宛

申越候、

一出水脇元真珠一条ニ付三原藤五郎江申越候、委細は井

上庄太郎承知也、

一内府様江御頂戴物ニ付、段々御世話被進候御礼金五拾

両ツ、御一世被進可宜旨、得淨院より先度申越候ニ付、

被応其意候趣致返答置候処、亦々五包御一緒ニ被進候

方宜と彼之御方之御老女より被申候由、亦々相替候旨

申越候ニ付、左候ハ、弥其通可被進候間、田尻次兵衛

より懸合いたし候ハ、宜被取計旨被仰付候間及再答候

事、

但右ニ付ては田尻次兵衛へ菱刈七左衛門より五百

兩相廻候ハ、

内府様へ御廻御用ニ付得淨院江可被引渡旨申越候、左候て菱刈江は豊後殿より御問合相成候様

御同人へ申置候、

六月二日

一今日は四時御供揃、鐵砲洲江御行列にておのつから可被為入御積之處、今朝彼御方様より左衛門尉様極々御大切にて、御内実は御事切之由被仰進候ニ付、被仰出置候御刻限通被為入候、然処来る五日ニは、水戸様大砲船為御見置被為入御積ニ付、右不相濟内は御死去之御届御打被下候様御用人江御沙汰可被遊との御内話奉伺候処、御帰殿之上御沙汰ニは急々御届ニは不相成由奉伺候、

一奥平様御一条ニ付誰ぞ

高輪江御使可被進との就御小納戸本ノマニても可被遣哉と申上候処、うんと御沙汰ニ付務江相達候、

但御前は御改服被遊候得共、御刀番は平服にて宜と

の御沙汰ニ付、菊池藤助江相達候、

一御当地にて御子様脇方江被為入、御逝去之御方御先例も伊豫守様ニは御国にて之御事故御届も不遊候ニ付、此節初て之御事候間、豊後江申聞御使番方調へ候様被仰付候、今日豊後殿御代参にて御出勤無之候ニ付、迫

田甚藏相寄せ右之趣豊後殿江申上宜被取計旨達置候、

六月六日

一今朝御目通奉願罷出候て、左之通伺事等申上候、

一明後七日本ノマ

水戸中納言様

同前中納言様

公辺御願濟ニ付、大砲船為御見置当期六半時御出門ニ

て大砲船江被成御出候御次第書、豊後殿御名前にて

相良彌兵衛より被差出請取候ニ付入御覽候処、御家老

御案内之儀ニは不及、御先藤田誠（某卿）之進可参答ニ付、右

へ任せ置候て可然との

御沙汰ニ付、并表御小姓御給仕之義も右通為任置候方

宜候ニ付、差越ニ不及との御沙汰ニ候、

一御教寄屋頭受持と申処ニは、玄碩可参旨被仰付候ニ付

当人江申渡候、

一六時揃と被仰付候ニ付、右旁御沙汰被遊候株々は、

御次第ニ引札付置候て彌兵衛へ相渡ス、

一水戸様大砲船江被成御出候ニ付、其節

太守様ニも被為入候儀并大砲空砲打方三発ツ、且御

差出物之義は御老中様被成御見置候節之通、尤詰中之者着服之義も前条同断、左候て

公義御役人様方御出席被成候哉、右桁々々条書を以御月番松平伊賀守様江御伺ニ相成候処

太守様ニは被為入候ニは被為及間敷、又空砲打方は一二発ツ、其外之義は御伺之通、

公義御役人様方は御出席無之との事、右之通以御書取御差図ニ相成候事、

一 西筑右衛門事先日阿部様江御用向ニて被罷出候節、来ル七日

水戸様大砲船御見置之節、此 御方様御出之義も自分之考を以極内問合セ被致候処、其後被罷出候節先日致承知候趣、私之考ニて伊勢守様江御伺申上候処、右様之義はケ条書を以御同被成候方宜と御沙汰被為在候由被罷帰右之趣玄碩を以入 御聴候処、御自分様ニは無御沙汰被為入 思召之処御差図無之儀を問合候から右通之故と

御沙汰被為 在御不都合ニ相成、何共奉恐入依て御断申上呉候様昨日承候ニ付、夫ニは不及との 御沙汰被為在候付御札申上置、則筑右衛門江相達候処難有と申

事ニて候、

一 先日有馬次郎右衛門より、中島次右衛門事困窮ニて御跡乘行列等之手当も調兼候間、御取替ニても被仰付被下度との趣承候ニ付申上候処、伺通被仰付との御事奉伺候、依て金五拾両中山詰合無之候ニ付、名代有馬次郎右衛門へ引渡候、

一 明後八日
[芳蓮院様御正忌日ニ付
[寄置夫人、奇異養母]

御参詣可被遊哉奉伺候處、少々御不塩梅ニも被為入候御事ニ付 御代參被仰付との御沙汰ニ付、書面を以豊後殿へ相達置候、

六月七日

一 今朝田町御茶屋江六時ニ相揃、夫より越通船ニて大砲船江乗付候人数、左之通、豊後殿・私・田中仁右衛門・半田嘉藤次・西筑右衛門・井上庄太郎・野元一郎・相良彌兵衛・久保次郎也、

一 四ツ半時分ニも有之候哉、
御父子様最初、松平相模守様品川御台場御見置、大砲打方も有之、夫より大砲船ニ御乗付、御先彼御方御側

御用人藤田誠之進被參何篇御世話被申候、御船より御上り之節、大砲船御上り口左右ニ嘉藤次・筑右衛門罷出候、豊後殿其外も矢張御見へ通しニ罷在候、直ニ御中段へ被成御出御座被遊候、左候て底迄御覽被遊候、左候て^{マヤ}柄之高き処ニ御畳上ニ花檀子を敷 御床机ニ被為召、御大小も御差なから、御笠も被遊居候て、帆揚方綱渡等も御覽、左候て射手人数を繰り乗せ御前通りニテ御礼申上候て、受持之大砲ニ取付候て、貝二ツを吹、則打方いたし、何れも二発ツ、ニテ相濟候て、射手人数早速御暇仕候、暫在て御船江御乗移被遊候、一統御目通被仰付候、

一豊後殿江御立之節御挨拶は勿論

太守様江之御伝言も御委敷 御沙汰被遊候、畢て本之通越通船ニテ田町御屋敷へ乗船直ニ引取御屋敷へ罷帰候処、大概八ツ半時分ニテ候、

一今日之御都合向旁は、早速井上庄太郎出殿ニ付、達御聴候様口合置候事、

一夕刻有馬仁左衛門參、井上庄太郎より明後九日濱御庭御成之様御聞被遊候間、明日之遠国奉行之御方ニ大砲船見置之義いか、可有之哉、御留守居申談宜取計旨

御沙汰被為在候由申越候ニ付、則西筑右衛門へ申遣候処、直ニ被參候ニ付、明後九日御成之御模様有之候由、就ては船仕廻方も可有之候ニ付、明日遠国奉行方御見置之儀いか、可有之哉致吟味候様

御沙汰候由相達候処、西筑右衛門義も

御成之義不承候ニ付、付役を以聞合方可致と申被相帰候、亦々入来、勿論井上庄太郎も參候ニ付、何分大砲船寄せ方は小塩ゆへ御台場内江は難入と申御船頭など申候由、左候ハ、右之形行御屈有之候て可宜候付、明日遠国奉行衆杯御見置之儀は不苦旨取究置、其趣達御聴可被申旨庄太郎へ申置候処、無程永田正兵衛入来ニテ、

御成之義御徒目付田中勘左衛門へ差越相尋候処、自分ニは御台場江致出張

御城江不罷出、昨日は為何事も不承、尤御成有之候ハハ私方江申越候賦ニ付、今晚五ツ時迄^{マヤ}比何分不申上候ハ、

御成は無之積と御心得給候様為申由承候ニ付、早速有馬仁左衛門相招、右之趣御小納戸迄可申旨申聞候処、折節上村良節下り、亦御前江罷出積ニ付良節へ申聞候

方宜と御小納戸より承候由故、良節江申置候旨仁左衛門より承届候、

一 水戸様へ今日之御挨拶旁表方御使者被進候、

六月八日

一 岩元太右衛門より、来ル十一日

奥平様表向御発しニ付ては、御先例も無之事故、表之吟味いか、と小野島申候由承候ニ付、疾々御吟味有之賦候間、相究候ハ、おのつから御引合可申旨申置給候様太右衛門江致返答置候、左候て豊後殿江前条ニ付、明日は御吟味被成伺出候様御取計有御座度、豊後殿江御口合申置候事、

一 守衛方より致出府候谷山次郎右衛門初其外出立ニ付、金七両貳歩ツ、被下度伺之書付、相良彌兵衛より差出候ニ付入

御覽候処、思召寄も不被為在候付、御朱入れ彌兵衛江相渡候事、

一 昨日之御挨拶旁として、水戸様江井上庄太郎御使被差出候、

一 明九日

公方様五時御供揃坂下

御出にて、辰ノ口より御乗船にて濱御庭へ御成之由、御留守居より御門留之間含有之候、

一 公方様濱御殿江御成にては、大砲船御内々上覽可被遊との御事候処、御台場内ニは小塩故難挽入毎之処ニ繫居候、定て遠眼鏡ニても上覽有之候半、奉恐察候、然処御徒目付田中勘左衛門外ニ御小人目付より

上覽相済上は間切走可致旨達之為有之由之処、引汐にて船居走方出来兼候ニ付御断申上候由、左候ハ、致方無之其通可申出との趣為申由、就ては西筑右衛門御軍賦役等大船へ相詰居候、

一 得淨院より去ル朔日仕出にて六月十日朝御内用書相届候ニ付、為見合左之通留置候、尤右府様より急成御内用之由にて

太守様江 御書被進、右同人より相廻し候、

一 御内用を以申上まいらせ候、其御地にて

上々様方御揃被遊益御機嫌能被為成候御事、乍恐御めて度有難狩まいらせ候、左様ニ御座候へは御内用ニ付、右府様より

太守様江 御書被進度急々仕出候様被仰付候ニ付、別

封御まへ様迄御廻し申上候ニ付、宜敷御披露の御頼申上まいらせ候、例の通り御急之御用向故私よりの御内用の筋を以町便にて仕出し候様被付候ま、右通り取計申候、

一此間被仰付候

禁裏御所御造営 御上棟、且又

御せん幸の御事伺上候ハ、早々申上候様ニ被仰付候ニ付、御内々御しれ被遊次第ニ伺奉度願上置候所、昨日御内沙汰には未表向は仰出れ不申候得共、御内定ニは十一月冬至過より十二月中の 御せん幸との御治定にて、折角万端御しらへ御最中の由、御日けんハ未御わかり不被遊候との御沙汰遊され候ま、先段申上奉度、尤両御所様とも供奉にて被為在候由、御馬にての供奉と伺奉候、万事諸家様方御仕度、旁是よりは御賑々敷御取込の御事と伺候、御上棟の御事ハ世上にての風評ニハ初は九月中と申上候へ共、此節は七月中ともつはら申上候へ共、中々左様には御成就も御むつかしくと存上奉候、未弥の所は申上りにも相成不申ぬ由にて、折角御急之由御内々伺奉候、先々此段御まへ様迄御序之節ニ何も宜く御申上の御事御頼申上まいらせ候、

一表向より申上り候半とは存上候得とも、序故御内々御まゑ様江申上候、此度御本丸御三回御忌ニ付、御代香御使として諸大夫北小路刑部権少輔明二日ニ出立被致候よし、とふか内々承候様子は外ニも色々御内用向かけて下向の由、此度は其御屋敷江も御使旁出られ候様申居られ候間、おのつから御まへ様方御逢も御座候半、兼々御聞及も御座候北小路にて候ま、一寸御心得迄ニ此由申上置候、何もく御内用向のみ、急早々、めて度かしく、

猶々御まへ様いよく御障〔不明様カ〕無御勤上られ候御事御めて度、御せつかくあつき御用心くの様ニと存上まいらせ候、愛度かしく、

六月朔日当賀

六月十日

一今朝御目通奉願罷出候て、伺事等左之通仕候、一宰相様伊勢御参宮之義ニ付、辰ノ口へ御伺被成進候様〔信順、八戸藩主〕南部様江御頼置被遊候処、奥平様御一条ニ付未御内々之御事候得共、何分此涯之処御問合セ難被向候ニ付御延引ニ相成候間、宜合置候様休之丞へ彼御方より問合

有之、依て

宰相様江申上為相成由候処、未御間も被為在候得共、若

太守様御序も被為在候ハ、御尋被成進候様、決て態々被為入候ニは不被為及との御沙汰被為在候由休之丞より承知仕候ニ付、右問合

太守様江入御覽申上候処、被遊御承知御直ニ御尋被遊、何分御返答之趣可被仰上との御沙汰被為在候ニ付、休之丞江口合之趣可致事、

一前田長門守死去ニ付代り之義、先日御家老前より伺相成候処、御留メ被遊候処、今日御下ケ被下候て、右代り之義は

宰相様より休之丞江御沙汰被遊置候との趣、御直ニ御承知被遊候間、何某にて候哉、休之丞江承候様被仰付候、

一竹下清右衛門事水府滞在中別て物入有之候由、就ては三十兩位御取替之願申越候由、伊東正兵衛より承候ニ付申上候処、其通遣候様被仰付候、

一金五兩

右は御供使之内劍術致出精目錄免許可引渡旨致承知候

由、然処中々自力ニ調へ候丈ニ無之、右之通御取替之願森川孫太夫より申出候ニ付申上候処、先年も有之候ニ付其通被仰付との御沙汰承知仕候、

一奥平左衛門尉様明十一日朝昨晚亥ノ中刻御卒去被成候御届有之賦にて、今四ツ時過極々御大切之御知せ有之候ニ付、山口直記御見舞之御使相勤候、

一右御葬式之節御香奠

銀五枚・官香三把御寺納之伺昨日御使番より差上候処伊豫守様ニは御目下、奥平様ニは御目上之義ニ候得は何共難被遊御沙汰候間、今一涯致吟味候様被仰付候付、本城源七郎江達置候処、伊豫守様御卒去之節五枚・官香三わ御寺納之調へ申上候處、伊豫守様ニは御元元御卒去にて、別段御元元江銀十枚・官香五わ御寺納御座候ニ付、御子様之御事ニ付、此節も右江被準

銀十枚・官香五わ御寺納被為在方可然哉と引札を以申上候ニ付、猶又入御覽候処右之処にて御治定ニ相成候事、

一誠恐院様より以文

聰徳院様江田上庄次品能被仰付被下度趣之様ニ相見候文、私へ為渡との

御沙汰にて、山田壯右衛門より請取候ニ付入

御覽候処、随分御都合も宜得と取調へ申上候様ニとの御沙汰奉伺候、

一今朝得淨院より相廻し候

右府様より之御書差上置候処拜見被仰付候、去二日北

小路権刑部少輔事

公辺御三回〔マ、マ〕ニ付御使にて出府之由、此節此御方様江も

被差出、

信君様御一条外ニも何か御内用向被為在候御模様之御

書面ニ候、

一先日御下ケ被下候来〔讀脱之〕年球人參府ニ付ては、明和之度御

家老召列候先例も有之候ニ付、此節も右通之御願書被

差出候御書取一通、

一公辺仰渡有之候西洋流一統ニ稽古方いたし候様ニとの

書面尅通、御返上申上候事、

一鮫島幽昌義ニ付、豊後殿より菱刈七左衛門へ御問合相

成居候処、下坂いたし候ニ付、

近衛家江之御届は伯父鮫島吉左衛門病氣ニ付、親類共

より看病ニ罷下り候様申上させ、大坂表出帆相濟候旁

之義ニ付、菱刈より申上越候問合、豊後殿より相請取

候、

一今日御国許より仕立町便相届、左之通問合相達候、

一土蔵土台石御調文申遣置候処、御在合ニ付廻船より相

廻し候様可致哉と返答申来ル、

一反射炉并高竈御取建ニ付、金払等段々大粧ニ相成候ニ

付、下目付同様見聞役を菅人掛り被仰付度、三原より

伺越候ニ付、問合入御覽候処、伺之通可被仰付旨被仰

出候間、追て可申越事、

一邊津嘉村沖を異船通行いたし候一条御問合、并御当地

長崎表へ御届書差上候処、御手許江御留メニ相成候、

一菱刈七左衛門より鮫島幽昌事出帆等之次第、豊後殿江

之問合差上候処右同断、

六月十三日

一今日被為召候ニ付中奥江罷出御目見仕候処、差上置候

異国船一条問合并菱刈より之問合、青山兵太郎拝借ニ

付、駿河殿御問合御下ケ被下候、

但青山拝借一条之儀は彦太夫江申出、同人より申越

候得は宜御座候得共、表向願出申候故、響合も御

座候ニ付、彦太夫江申越同人より取計可仕旨申越

方可宜と申上候処、其方宜との御沙汰被為在候、
追て便を以問合可申事、

一 今日御下ケ被下候問合等は、正兵衛を以御家老座江相返候、

一 菱刈より鮫島一条之間合は、拙者より豊後殿へ相返ス、

一 島津淡路守殿より泡盛一本申請御願被成度、新兵衛方

へ御願之由、随分御跡御差支も無御座候由申上候処、

左候ハ、宜との 御沙汰ニ候、

一 来日廿日を相除キ御留守居を以井戸〔寛弘〕對馬守殿江、先達

て阿部様より御達之趣ニ付、御差支無之節朝五時比よ

り夕七時比御出被下候様申込、左候て其上〔正義、下田奉行〕ニて伊澤美

作守殿・鶴殿民部少輔殿江も申込候様被仰付候間、西

筑右衛門江申渡候、

一 唐物御願次之義、十年と御願立之処、是迄五ヶ年ニ候

間、矢張其通被仰渡御治定ニ相成候由ニ付、此涯押返

し御願被成候義も宜かる間鋪旨、御勘定黒川織三郎殿

御留守居方江被參候て、豊後殿より伊集院尚五郎を以

被申聞候ニ付達 御聞置候事、

一 琉人を御家老被召列候御願書并御例書相添入 御覽候

処、 思召寄不為在候、〔御覧カ〕

一 大久保殿屋敷御貫被下度願之由、住居残置三千五百兩

と申事之由、就ては御金相少く事候得共、申上候儀は

いか、可有之哉と承知いたし候ニ付、直段ニ依ては随

分御貫可被遊義も可被為在候間、申上候様可仕旨返答

いたし置候ニ付、今日達 御聴候処、只今拾も罷出、

長屋計残置候ハ、代式千兩、住居迄残候ハ、三千五百

兩と申事ニ候間、御家老御長屋を造候も千兩余ニ可及

候間、何れも勝手之宜方ニ取極候様ニとの 御沙汰被

為在候、今日豊後殿御別勤ニて候間、明日も御達可申

事、

一 此度錫御買上ケニ付ては、阿部様御初御勘定奉行並

閑山殿杯江御挨拶被遊候ては何様可被為在哉申上候処

其方宜候間致吟味候様被仰付候ニ付、早速山田壯右衛

門へ重久玄碩へ被引合吟味いたし給候様相達置候、

一 御買上ケ相成申候錫代金之義は、いか、取計可仕哉申

上候処、何様可致考哉と御尋被遊候ニ付、先達て 御

沙汰承知仕候通三千兩位は御内用上ニて取揚、御徒目

付切封ニて御納戸蔵へ格護仕置、左候て表差支申候節

申上

御前より相下ケ候筋を以御趣法へ引渡申候てはいか、

御座候哉申上候処、其通にて宜との御沙汰御座候、左候て其余之御金は御趣法にて練合次第、大坂より為登金ニ不及旨申遣候ハ、大坂ニても難有狩可申筈と申上候処、其通宜との御沙汰被為在候ニ付、新兵衛江達置候、

一御国許より、御金参万両大坂新借ニても御取計御下し金御座候様豊後殿へ申上越候由ニ付、此涯先壹万両程大坂より差下し、可成丈新借は不致様申遣れ度との趣申上候処、其通被仰付候、

一紅花代追々江戸江御積金可被遊との御内話奉伺候、
一金山御本金として御前借参万両程も御願立被遊度 思召、左候ハ、少々物も入との御沙汰被為在候、尤豊後江も申聞置候様ニとの御沙汰も御座候、
一近々之内

右府様江御書可被進候間、其節私より原田才輔迄 御一条之儀ハ、九・十月中迄ニは御発しも被為在候御模様ニ候、就ては御当地より直ニ
御上りニ可被為成哉、又一旦

御上京可被遊哉、兩様之処何分御分り兼被遊、尤御上京可被為在御事ニ候ハ、其内得淨院事出府被仰付、

色々御申含置不被遊候ては御都合向不宜義も被為在候ニ付相含置候様、乍去未

右府様江被申上候御場合ニは不被為至、申上ニ相成宜時分は亦追て可被仰付越候間、其内は扨居、才輔迄相含置候様被仰付候事、

一文化之度致欠落候海江田齊助訳合之義、極内御裁許方相糺候処、三原喜之助半書を以、右は文化二年之事にて、御作事雜物藏役人相勤候内之事にて、同役其外手伝等^{〔狭カ〕}狭悪意段々致聊爾候訳合にて、同役加治木八郎事は被召捕候由申出候ニ付申上置候、

一今日細川右京大夫様御見舞にて暑中御尋 御兩殿様江被仰進、左候て御書一通差上呉候様御沙汰にて御渡被下、右上包ニ御馬三疋明後十五日御借馬被遊度、七時比迄御廻被下候様御認メ有之候ニ付、川上郷兵衛を以申上候処、御馬之義は何れ之御馬ニ候哉御分り不被遊候間、今一往相伺候様被仰出候ニ付、細川様へ御尋申上候処馬之名御存不被遊、先度被成御覽候節五尺余之御馬膏駁四疋立ニ有之候との御沙汰ニ付、其趣又々同人ヲ以御年寄御取次にて入 御聴候処、其時分は御馬は相替り候ニ付、大馬と外ニ式疋御慰ニ被為成候御馬

御廻し可被遊御返詞ニ付、其趣申上候処難有との御沙汰ニ付、尤御返書被進候ニ付細川様へ差上候、畢て御立被成候ニ付練石迄御案内申上候事、

但暑中御尋被仰上候義は、毎之御振合通首尾致候様壹岐藤兵衛江相達置候、

六月廿六日町便着ニて左之通相達候、
一内裏追々御造營御出来ニ付、当冬霜月遷幸之儀被仰出、

御所様 大納言様供奉之被為蒙 仰、右ニ付被為召候御馬并御馬具皆具御ねたり被遊度、尤三階緋厚房其外之具様々御吟味も被為在候得共、御未定ニ付追て御願被進度、先御馬第一之御事ニ被 思召候間、一日ニても早く被進候様御願被遊度旨分て申上候様被 仰付候、深は御直書を以可被仰進と之御事ニ候、乍然御馬之毛色青毛黒鹿毛之類、高サ壹尺六寸迄、此尺より高く相成候ては
御鳳轡ニ被為障候御事故、供奉御一統御遠慮被遊候と之御事ニ奉伺候、
大納言様御馬并御馬具一式

尾張様江御ねたり可被遊との 御沙汰奉伺候間、此段御内用を以奉申上候、以上、

六月十八日 原田才輔

豎山武兵衛様

一御馬具荒方賦書 一冊

右自然御見合ニも可相成哉と奉存入 御覽候、厚総紅染之儀は当所宜と之事ニ付、大勢之供奉ニ付先寄候てはこみ合混雜可致と奉存候間、此段御心得迄奉申上候置候、以上、

六月十八日 原田才輔

豎山武兵衛様

一御書 壹通

太守様江

右府様より被進、右同便相届候付、以書役当番御小納戸江差上候様申越候、

一 小野島江 壹通 才輔より

右も一緒ニ書役江為持届給候様御小納戸江申越候、

一 御馬具賦方書一冊は直ニ御小納戸江差出候、

六月廿七日

一大船御献上被仰渡候御請之御文言御書取被遊御渡被下候付、長崎甚七江認方いたし候様、尤今夕御差出ニ相成候賦候旨申渡置候、

一御封物 一

但是は御返上物之由奉伺候、

一御封書 壹通

但是は大船御献上ニ付御内伺御書取、外ニ筒井佐次

右衛門殿より多賀兵庫助殿新御番頭願之義を半田

嘉藤次方迄願被越候ニ付、阿部様江御頼可被遊御

書取も御一緒ニ御封込ニ相成、

一諸郷守衛人数近々致出府筈候ニ付、交代被仰付候伺書

壹通 御覽相濟候ニ付、相良彌兵衛江相下ケ候、

但右之内ニ出水郷士脇岡次郎助と申者有之、是は学

問有之候ニ付被留置候旨被仰付候、左候て昌平館

へ為致入塾、是迄之内三人賄料被下候旨

仰出差出候様 被仰付候ニ付、豊後殿江相渡ス、

一大船御献上ニ付、田中仁右衛門・石原龍助江豊後殿より御達相成候趣之 御書付被下候ニ付、御同人江相渡

ス、

一宰相様御下向ニ付

公方様御不断召之御羽織御内々御願之義

太守様御世話被成進候様御頼被遊候間、豊後殿より被

申上候様永江休之丞を以承知有之候ニ付、私より申上

呉候様承候ニ付、申上候処被遊御承知、左候ハ、御右

筆方江は半田嘉藤次差越御内意申込候様御沙汰ニ付、

同人江相達置候、尤阿部様江は

太守様より可被仰上との 御沙汰被為在候、

六月晦日

一今朝 御目見仕候て、左之通伺旁申上候、

一大垢合地頭川上龍衛・顯娃地頭島津相馬地頭繰替之伺

相濟候ニ付、〔島津久福〕伯耆殿へ渡ス、

一崎元才右衛門御広敷番之頭へ御役替伺相濟候ニ付、右

御同人江渡ス、

一税所半之進御代官格勤方は迄之通伺相濟、右同人へ渡

ス、

一指宿市十郎御国元より聞合方相濟、名越彦太夫より聞合書差越候ニ付入御覽候処、御近習番所詰壱人欠跡有

之候ニ付、右被仰付との事、

但右一紙ニ田中八郎次聞合書も有之、是は御沙汰は不被為在候得共、岸喜右衛門・川上郷兵衛より内意承候ニ付、右之通聞合成行申上候処、是は出府之上御吟味可被遊との御沙汰ニ候、

一御数寄屋御坊主代り有之、半田・早川より申出ニ付申上候処、伺通被仰付、申通り之代りは鈴木宗休重にて入候ニ付、代りは不仰付との御沙汰被為在候ニ付、右之趣五郎兵衛へ表通申出有之候様相達置候、

一塚越藤助殿より幕地三張分太平布被願度との趣、豊後殿より被申出候ニ付申上候処、被遣との御事ニ付正兵衛江右願書面為持御家老座江遣候、

七月二日

一來春秋両度之交代ニ付、御使番何某江可被仰付哉、豊後殿より伊集院尚五郎へ為持被遣候ニ付相請取、日暮一緒ニ差上置候、

一近衛様より 供奉之節御用ニ付御馬并御馬具御ねたり被遊度、原田才輔より申越候ニ付、右之返答并御馬具賦方等之儀別紙を以申越候ニ付、右之返答相認日暮一緒ニ差上置候、

一被為召候ニ付罷出 御目見仕候処、御使番交代人柄之儀 御沙汰被遊候、壹人は長崎可宜、壹人は外ニ有間敷哉と 御沙汰ニ付、市來次十郎・岩下佐次右衛門之内にては可被為在哉申上候処、右之内ニ候ハ、猶宜との御沙汰にて、岩下江御取究被遊候ニ付、 仰出豊後殿江相渡ス、

但長崎は来春出府、岩下は来秋出府ニ候、

一御小人梅田市藏事

公辺御用相勤候ニ付、御響合ニも相成可申候ニ付、御納戸一代与力被仰付候ては何様御座候哉奉伺候処、伺通被仰付との昨日仰出、御家老衆へ相渡置候処今日被仰付候、

一原田直助・町田圖書其外組合之者共、大筒試打之節一人も不相見得候ニ付不宜候間、木脇賀左衛門出立ニ付致下着候ハ、致一和候様為申達との 御沙汰ニ付、同人へ達置候、

一当年相廻候

公義御用之大船式艘は、大砲御備付も無之候事故、打役は乗申ニ不及、御船奉行並御船手掛見聞杯より乗込被仰付候ニ付、御軍役方へ相達置候処、今日右聞合相

良彌兵衛より差出候ニ付入 御覽候処、

思召寄不被為在候ニ付、右御同人江相渡ス、

一奥四郎・染川喜三左衛門より差出候唐物御品替之御願書、並御国許より豊後殿江被差越候間合、入 御覽候処、何様ニても宜との 御沙汰被為在候得共得と奉伺候処、唐船へ渡来無之薬種弘底ニ相成候ハ、おのつから

公辺より御差出ニ相成候様仰渡も可有之候ニ付、其節無扱差出候て、其時品替いたし候願いたし候ハ、決て可宜との 御沙汰も被為在候ニ付、左候ハ、其筋御家老江達可申旨申上置候て、豊後殿へ申出置、右書面相渡ス、

一田尻次兵衛より豊後殿方迄廻し候京都御留守居方一件等之書付一冊、並同人より之問合老通、右は入 御覽候程之書面ニ無之候付、其趣を以豊後殿江御返し申上候、

一篤姫様御一条ニ付ては、来ル八月・九月・十月中迄之内ニはとふか御発も可被為在哉ニ、極内去方様より御承知被遊候由、弥右通之御事候ハ、御当地より直ニ御入興ニ可被為成哉、又一旦御上京被遊候上ニて御入

興可被為哉、^{〔威服カ〕}未御発さへも不被為在候御事故、右兩様

之処何分御推量難被遊御事候得共、若も 御上京被遊候御事共候ハ、其内得淨院出府被仰付、万端為含置

可被遊との 思召ニ候、就ては未御不定之儀ニ付

右府様江達御聴候御場合ニは不被為至候ニ付、申上相成宜節は猶亦追て可被仰付越との御事候間、先右旁御方限申越候様被 仰付候間、可然可被含置候、此段以御内用申越候、以上、

七月二日

豎山武兵衛

原田才輔殿

追て、先便より得淨院江も、依事候ハ、出府可被仰付義も可有之候間、其心得罷在候様、尤当

人限相含置、先

右府様江は申上間敷被仰付候との趣も申越候処承知仕候御請相達候、是は御方心得迄ニ申越置候、

一内裏御造営追々御出来、当冬霜月遷幸之義被仰出

御所様 大納言様供奉之被為蒙 仰候ニ付、其節被為召候御馬并御馬具皆具御ねたり被遊度、尤三階房緋厚房其外之具様々御吟味も被為在候得共、御未定之御事

ニ付追々御願被進度、就中御馬第一之御事ニ被思召候間、一日ニても早く被進候様御願被進度、分て申上候様被仰付候由、猶深は以

御直書可被仰進との御事之由、尤御馬毛色は青色黒鹿毛之類、高さは尺六寸迄にて、其上高く相成候ては御鳳輦被為障候御事故、供奉御一統御遠慮被遊候御事ニ被伺候由、

大納言様御馬并御馬具一式

尾張様江御ねたり可被遊との 御沙汰被為在候段も被奉伺候由、逐一致承知則御問合之趣を以達 御聽候処、

御承知被遊候、然処御馬之儀は段々御建馬被為在候義ニ付、御安き御事ニ被為在候得共、御廻しニ相成候上、兎角供奉被為濟候迄之内は御下夕乗も無之候ては不被為叶御事候間、

陽明家ニ御下夕乗被仰付候仁も可有之哉、若其儀候ハハ何れ爰許より御召馬乗不被召附候ては難相濟義ニ付其通可被仰付御事候得共、何分生馬之事故兼ては無事ニ有之候ても、万一 御当日ニ相成異変之儀共致到来候ては何共被 仰上様も不被為在、我々共ニいたり猶更恐入候仕合ニ付、右等之儀共得と 御勤考被遊候処

誠ニ 御懸念ニ思召候との

御沙汰ニ候、就ては御馬之儀は御料物にて金百兩被進度思召候間、御地にて御吟味被為在候様御方御取計様は有之間敷哉、左候ハ、別て御安心可被遊との御事ニ候、乍然兎角現御馬不被進候て難被為叶御都合ニ候ハ、其通之御取計可被遊候得共、一ト先御方迄右之趣申越候様被仰付候間、何分之儀草々可被申越候、此段御内用答旁申越候、以上、

七月二日

豎山武兵衛

原田才輔殿

前文江張紙

御馬具之儀は京地之方可然哉ニ原田より賦書相添差越候ニ付、御馬具之儀は御手当同人江可被仰付との御事ニ付、其趣申越候、尤代金之儀は田尻次兵衛へ引合候様申越候、相廻し候賦書も差返し候事、

右本文ニ付ては、御金之義ニ付兩御留守居へ御問合被下候様、豊後殿江御口合申置候、田尻次兵衛へは拙者より大頭申越候、

一長瀬伴之進町奉行格御鉄砲奉行動被 仰付候 仰出、豊後殿へ相渡ス、

一 櫻井半藏物頭江御役替被 仰付賦ニ付、追て仰出御家老衆へ可渡事、

七月三日

一 志々目獻吉・謙受一緒被差 本ノマ 度、

宰相様被仰進趣有之、先日申上候処 思召被為在候

ハ、何も御差支之儀不被為在候ニ付、 思召通被遊御宜との

御沙汰ニ付、其趣永江休之丞江申越候処、致承知候返

答有之候、

一 松平阿波守様より御留守居方江大船御見置之儀 〔條須賀齊裕、徳島藩主〕

公辺江御願立被遊候ニ付、高輪辺より可被成御出候間、

其節は越通船を御廻し被進候ハ、御仕合之由被仰進、

入 御聴候由之処、幾日ニ被成候哉、又御船は何方江

御廻し有之可然哉、旁之趣を以御留守居より可致掛合

旨、田町御先番山口直記より申越候ニ付、半田嘉藤次

江相達、田町より相廻し候間合も相渡置候、今日は

上様朝六時より田町御茶屋江被為入、松平相模守様・

〔直侯、川鹽主〕 松平大和守様・伊達大膳大夫様・松平下野守様も被為

入大船へ被為入候、

七月五日

一 筒井肥前守殿御初御招之義 御失念被遊候ニ付、盆前

ニ御越給候様可致懸合旨、玄碩を以承知仕候ニ付、則

半田氏江右筒井殿初水野筑後守殿・川路左衛門殿江御 〔忠徳、勘定奉行〕 〔聖職、勘定奉行〕

案内被致候様申渡置候処、御留守居付役三人銘々右三

方江申込ニて候処、登城之上申談何分可被申上との返

答有之候処、其後水野殿より文通ニて、自分事御法事

掛りニて夫迄之内難迦候ニ付、追て何分可申上被申越

候、

七月六日

一 今日被為召候ニ付、罷出御目見仕候て、

近衛様御使者北小路播摩守、昨日半田方へ参候て申上

置候趣も御座候ニ付、何日ニ可被遊哉申上候処、表向

御使之処は来ル九日・十一日之間申遣候様、尤其節は

御逢不被遊、後日 御招被遊、其節は西御門より御庭

方江致案内、左候て御茶屋へ差通御逢可被遊、尤

篤姫様ニも御逢可被遊方御宜との御事ニ候、御用被為

済候御跡ニて御酒等被進候間、豊後初罷出宜との 御

沙汰被為在候、且亦右御使者表相済、夫より御広敷江

も当年より初て罷出候ニ付、

御前様御逢は無之方宜、左無候ハ、往々六ヶ敷との御沙汰も相伺候ニ付、其節罷出候向井新兵衛江口合置候事、

一 重久玄碩江御心付として御取替金之儀御相談承候ニ付御同意ニ存申候間可達 御聴旨御返答申置、今日申上候処、御都合宜、伺通被仰付候ニ付、則豊後殿御口合申置候、

一 山崎拾事高輪江

御下向御跡追々罷出見廻候様被仰付度

思召候ニ付、私より当人江可相達旨

宰相様御沙汰之由、永江休之丞より承知仕候ニ付、今日申上候処其通宜との御沙汰ニ候、

一 御数寄屋組頭代り御座候ニ付、野村休成へ被仰付度、

早川五郎兵衛より 御内慮伺之書面請取置候ニ付、今日申上候処伺通被仰付候ニ付、則五郎兵衛江相達、書面相渡ス、

一 志々目獻吉事、御国許にて御広敷医師被仰付御賦御座候得共、爰元にてハ先表医師被仰付度、尤被仰付候比合は追て休之丞より申越候賦御座候旨申上置候、

一 御国許より御取寄ニ相成候越通船三艘之内、壹艘蒸氣

船ニ御位建被遊度との御内慮伺、阿部様江御差出相成候様 御沙汰ニ付、則早川五郎兵衛へ相達候、

一 例刻より致御暇候上、永江休之丞江、志々目獻吉一条は入 御聴置候ニ付比合追て申越給度、尤山崎拾江は則達置候段も以書面申越候事、

一 宰相様御參宮之儀も申上候処、其後阿部様江不被為入候ニ付、未得御伺不被遊候との

御沙汰ニ付、 南部様江被仰上候儀、御運も御早く御都合ニも可被為在哉と恐察仕候趣旁申越候処、承知之返答申来候、

一 今日御生国之御奉書御到来ニ付、種子島六郎より拙者相請取入 御覽、則龜山甚之丞江相達候、

七月七日

一 相良彌兵衛より請取置候

公義御用之大船綱鎖凡之総書并御差出之書面壹通、外ニ算弁書壹通入御覽候処、 御沙汰之義も不被為在候ニ付、宜との趣を以右同人江相渡ス、

一 五郎兵衛より、越通船を蒸氣船ニ御仕建被遊候御内慮

伺之書面入御覽候処、是も御沙汰之義も不被為在候ニ付、右同人へ相渡ス、

一近衛様御使者北小路方江、明後九日、十一日之内御差支不被為在候旨、半田嘉藤次より問合候処、両日共差支無之旨申越候ニ付、九日の方ニ尚又同人より申越候事、

一琉球人立ニ付 御献上並琉人よりも献上可為致哉御伺被遊候処、右御伺書ニ御付紙にて御献上被遊候様、又琉人よりも献上可為致旨御差図之書面、昨夜伯耆殿被差出候ニ付、入 御覽候処、直ニ御下ケニ相成候ニ付 正兵衛を以御家老座へ相返ス、

七月九日

一近衛様御使者北小路播磨守、今度

〔徳川家康〕

慎徳様御三回忌ニ付御使者被差向其御序ニ付、今日四時過表より参着有之、御取附之間上江被差通候、就ては御取次番より引入、左候て御留守居並御用人出会挨拶、豊後殿も同断、御口上並御内々被進物は御屏風ニ御看代ニ候、此分は豊後殿御取次也、又表向より被進物は粕漬、御使番より差出候、尤

御逢可被遊筈候得共、御不快ニ付

御逢不被遊候旨豊後殿より被申述候、然処壯右衛門御取次を以猶又私より播磨守江致面会、今日は御逢可被遊筈候処、御手ニ御腫物被遊候ニ付、屹と立候御座被遊兼候ニ付、今日迄之処は御逢不被遊候間、後日御逢可被遊旨相達置候様ニとの

御沙汰承知仕候ニ付、前以拙者致面会候義は、嘉藤次を以通し置候、致面会候て被仰付候御沙汰之趣申述候て、暫挨拶等引入候、

但今日御使者之義は 御当地被差出候ニ付御見廻、並当春守衛人数御差登せ候ニ付、猶又之御挨拶ニ候、

右御料理等頂戴相濟候上、本之通御式台より罷出、夫より御門番より御広敷迄案内、左候て御広敷番之頭より引入、新座へ罷通、御広敷挨拶、左候て御側御用人之場向并新兵衛出会、御口上致承知候て、右同人より御年寄江取合、御返答は御年寄より申述候、御広敷ニては茶・煙草盆・菓子迄ニ候、

右御使者ニ付ては此御方懸り候向は改服ニ候、

七月十日

一 琉人立ニ付御内用御頼奥御右筆組頭竹村七左衛門殿・東條平左衛門殿・古賀金八郎殿江被進物、并奥御右筆琉人立ニ付掛り小田四郎左衛門殿へ同断被下方書面伺御使番調へ忝通、豊後殿御添書忝通入 御覽、則書役を以御家老座へ差返し候事、

一 菱刈七左衛門より、御金方黒江八左衛門ニも御留守居同様、已来山元仲右衛門兩人にて交代被仰付被下度との趣を以豊後殿江之書付忝通、并豊後殿御添書忝通、御同人より被差出候ニ付請取置候、

右同十一日入 御覽候、伺通之趣を以正兵衛へ為持御家老座江差返ス、

七月十一日

一 義岡八次郎本役之御内伺有之候ニ付入

御覽、 仰出豊後殿江相渡ス、尤伺書付も同断、

一 鳥羽屋善右衛門大廻船なと着岸之節門屋ニ候処、土蔵相損し御用物等格護場無之ニ付、土蔵被召建被下度願出、御趣法方調へ相付、豊後殿より被差出候ニ付、入御覽候処、伺通被仰付候ニ付、正兵衛を以御家老座江

差返し候、

一 御兵具方与力松本孫兵衛事、淺山流致免許等候一条ニ付物入有之、自力ニ難及趣にて御取替之願物頭より申出候由にて、豊後殿より御添書有之、御内用計にて可被仰付哉之旨伺有之、入 御覽候処、伺通被仰付候付書面等正兵衛を以御家老座へ為返候、

一 南部様より御取入ニ相成候大豆、此節大廻船より被差下候ニ付、御国許江積下之上取捌向之書付、迫田甚藏を以被相廻請取置候、

一金百兩

御前様江盆前ニ付被進御用、

一同五拾兩ツ、

隨眞院様 寵姫様江右同断、

一金拾五兩

右同断ニ付すま江被下、

一金拾兩

右秀江同断ニ付被下、

一金貳拾兩

右は御側之みわ、宿許困窮ニ付御取替之願申出候由ニ付、御内々にて願通被仰付候、山田壯右衛門へ書役よ

り渡ス、

一御庭方山崎拾初其外澁谷御屋敷・大井御屋敷之面々江例年通被下之、藤田喜次郎へ引渡候、

一金七両

右益前ニ付田畑鍛十郎へ例年通被下、於御用部屋引渡ス、

一来ル廿二日

御予參可被遊との趣筒井肥前守殿江書付差出候首尾書伯耆殿より相請取置候、

七月十五日晚御国許より之町使相達、左之通相届候、

一公義御用之大船式艘当年中成就之上相廻り候様被仰付申越置候処、式拾間之壹艘は九月中御成就、式拾四間之大船は十一月中御成就之御請申出候由、下目付より之申出書面式通相添候て、三原藤五郎より返答旁申越候事、

一長崎江蒸氣船式艘・商売船式艘入津、昨年御注文之書籍持渡、且又商売船之内輕弁之仕掛究理いたし製造之船にて候趣共、染川より問合為有之由にて、別紙相添

三原藤五郎より申越候、

但商売〔船脱カ〕式艘渡来ニ付ては、去年通地役人江伝習被仰付、尤佐賀・筑前よりも伝習方御願立之由、積荷等は未分兼候由、

一昨年御注文相成候コロノメートル四ツ之内式ツ、此節蒸氣船より持渡、仕掛方之義伝授を不受候ては難相調、一往品川藤十郎へ為習受度旁之趣別紙通相達候、就ては内野太左衛門類被遣、加比丹江直伝いたし候筋も可被仰付哉、何分も突留返答出来兼候付、一ト先御伺申上越候、被達

御内聽否急便より被仰越度御座候、此旨以御内用申越候、以上、

七月朔日

三原藤五郎

豎山武兵衛殿

但染川喜三左衛門より之門合〔問カ〕ニ、御注文ニ相成候コロノメートル四ツ之内式ツ、此節蒸氣船

より持渡候、右付ては是迄持渡候商売品とは違格別上品にて、壹日ニ幾度も仕掛不申候ては歩光致相違候付、時計扱方取馴候方、御奉行所江御願之上蘭館へ御出有之候ハ、仕掛

方伝授可致旨かひたん申間候段、蘭通詞品川藤十郎申出、尤当分御屋敷江御取馴之方無之候ハ、毎日藤十郎蘭館へ差越事候付、此涯同人伝授請置候様可仕哉之旨も申間候付、右之趣御国元江可申越候間、其内伝授いたし置呉候様相頼置候由、就ては其御許より相心得候者可被遣哉、又は藤十郎江伝授為致置、藤十郎より追て伝授可被仰付哉、何分被仰渡度との藤五郎江申越趣ニ候、

七月廿一日左之通相達候、

一 田尻次兵衛事、去冬より病氣ニ候処段々疲労相増、快氣之程は無覚束と医師より申間候ニ付、為御見合可申越候旨、篠原伊右衛門・友野七郎左衛門連名にて申越候ニ付達 御聴、豊後殿江は掛御目置候、
一 明廿二日慎徳院様御三回ニ付、御予參可被遊御積ニ候処、御疝積氣マニ被為入候ニ付、今夕以御留守居御断之御書面御差出ニ相成候、

一 眞如院之方昨夜五ツ時分死去ニ付、昨日は日柄不宜候間、今晚卯ノ刻死去之筋、御年寄前より申上相成候由

之処、〔久松勝實、松山藩主〕松平隠岐守様御都合之義も可被為在候ニ付、早ク懸合候様御沙汰被為在候由、山田壯右衛門より致承知候、折節向井新兵衛參候ニ付前条相達候処、右ニ付ては今朝御家老座より御留守居方江相達候由ニ付、左候ハ、無程相分可申苦候付、其通御年寄江申入置候様壯右衛門江相達候、然処余り否之義不相知候ニ付御留守居方江申遣候処、右之趣一向不相分、書役心得違と相見得候ニ付、早速付役ニても可被遣方宜と半田江申渡候処、野村源一郎乗切差越候由にて、八ツ時分罷歸り申出ニ候は、明日は 御予參并御献納等之義も有之候付、去方江少々問越不申候ては不叶義も被為在候ニ付、今夕死去之筋ニ御治定被成度との事ニ付、其趣小野島江引合候処、色々六ヶ敷候付、御側役へ御談給候様申置候間、引合呉候様ニとの事ニ付、拙者逢候処、小野島いふ、明後日之葬式ニ相成申候ては、覺法院様御待夜ニ付何分不宜との事ニ付、左候ハ、明晩之処ニ被達 御聴候様申候処、直ニ被入 御聴候処、其通ニて宜との

御沙汰被為在候段小野島より致承知候ニ付、隠岐守様御留守居扣居候由ニ付、昨夜子ノ刻死去之筋にて明朝

發しニ相成積候旨被相答、可然旨半田氏江申聞候、

一今晚泊ニ候処九ツ時岩山八郎太參、眞如院之方事

覺【虎勢丸】法院様御後ニ明地有之候ニ付、右へ納り方有之度、

小野島より御広敷御用人承、其趣御家老衆へ申出相成

候ニ付、御記録奉行へ調へ被仰渡候処、御囲内ニ納

り候義難申上との調へニ付、右類題無之候ハ、右之調

へニて可宜候得共、若先例有之候ては不宜候間、今一

往大圓寺・瑞聖寺被相糺、何分明朝可承旨申置候処、

瑞聖寺之方は御囲外ニ三印之石燈有之候筋、御記録奉

行より差出候絵図面ニ相分候得共、大圓寺之方巨細不

相分候ニ付、昨夜岩山より請取置候御記録奉行調書、

井上庄太郎を以達

御聴候処、鶴壽・浦橋杯も大圓寺御囲内ニ納り居候間

右を存候て調候ハ、宜候得共、不心付候ハ、不取調ニ

候との御沙汰被為在候ニ付、其趣榎本新兵衛へ相達

候処、暫在て再調へ差出候趣は、

慈光院様御脇ニ三基有之候得共何分不相分、勿論浦橋

等は決て御訳合も為有御座哉、調へ相替申儀ニは無御

座候得共、思召を以御囲内江納り方被仰付候義は御沙

汰次第と申趣ニ候付、仰出伯耆殿へ相渡、右調へ書

御同人江相渡候、尤眞如院之方今晚葬送ニ候、

一今朝御国許より之仕立町便相達、三原藤五郎より返上

物船式艘并大島喜界砂糖積船着岸、且御商法之唐菓種

殊之外買不足杯之問合相届候ニ付、則入御覽候、

一唐菓種御納戸藏江御格護ニ相成候の者、年々詰替之様

被仰付置候得共、唐反布之義は右之之通【符之】御沙汰無之

候間、久敷圍置ニ相成候ハ、虫付等も可有之候ニ付、

是亦年々詰替之方可宜哉ニ藤五郎より申越候ニ付、入

御聴候て何之通詰替候様可被仰付旨申越候様、伊東正

兵衛江申聞置候、

一大船御載付要具式冊内一冊は御船手より差出候由、相

良彌兵衛より差出候ニ付、井上庄太郎を以入御覽候

処、随分宜敷、乍然当地江不申馴名柄之品は致吟味相

認候様、左無候ては尋問杯有之候ては面勸之義と御

沙汰被為在候由ニ付、其趣彌兵衛江相達、右帳面二冊

も相渡候、

一御左右啓書通、

一小松相馬琉球にて死去いたし候川上式部より之問合書

通、

一佐多沖異船致通行候問合書通入御覽、右彌兵衛へ相渡

ス、

一 琉球詰御裁許掛より御国許同役へ申越候御商法之唐菓種買不足いたし候間合、并菓種品立帳へ駿河殿御添書にて豊後殿江被相廻候間合老通、

一 小松相馬死去ニ付て之問合入

御覽、書役を以御家老座江相下ヶ候、

一 小野島より承候ニは、眞如院事兼て不如意之様子ニ承及候処、死後切封ニも相成候処、御物之構なから少々は金子も無之候ては不相濟候ニ付、九月渡之金參拾兩前以引寄せ被相渡候筋御取計給候様、尤 御前江も申上置候との趣承知いたし候得共、何分右様之取計にては帳面首尾いたし兼候ニ付、

御手許御用にて小野島江渡といたし置候ハ、何も差支之義無之と相答候処、左候ハ、猶又其通可申上候ニ付、千代と扨居呉候様ニとの事にて、扨居候処無程參申上候間、其通取計呉候様承候ニ付、御内用方より金參拾兩小野島江相渡候事、

七月廿五日

一 今日御目見奉願候て伺旁申上候、

一 森元高伯事多喜家江入塾いたし候処、段々不埒にて弟子中より金子借入、既ニ及破門候時宜故、安實・養正

等致心配、櫻田御屋敷江引取置候て、明日大廻船より出帆之由、就ては金參拾兩程も無之ては返弁方不相調

候故、兎角不差下候ては不叶事ニ付、養正拝借筋ニても暫時取計置候ハ、無程兄和田龍左衛門出府之筈ニ

付、其上は首尾も可致候間其内申上見候様、豊後殿より承り候ニ付申上候処、

御許容被遊候、御同人御退出故伊東正兵衛を以為申出置候、

一 折田與右衛門一条申上候処、伺通被仰付候付、是又右同人を以豊後殿江申出候様申聞候処、御承知之返答承候、

一 伊東才藏別勤にて可然との

御沙汰も被為在候得共、夫にて矢張入塾同様御座候ニ付、朝千代と出勤いたし、左候て稽古ニ差越、泊ニは罷出、非番之節丸之別勤被仰付候ては何様可被為在哉申上候処、其通被仰付との御事ニ付、井上庄太郎江口合置、表通は拙者より可申渡旨申置候、

一 櫻井半藏事先達て粗申上置候通、転役可被仰付哉申上

候処、其通可被仰付との御沙汰ニ候、

一 京都御留守居代りは誰かと 御尋豊後へ相談仕候処、

伊集院太郎右衛門可宜哉ニ被申候旨申上候処、夫なら

ハ宜候得共能過と被遊御沙汰、國分藤次郎ならハ京都

之模様も取馴可宜哉ニ 御沙汰被遊候得共、近比較役

可被仰付賦ニ付、何様御座候哉と夫成申上置候、

一 大山仲兵衛義は慥成者と相見得、御広敷御用人抔可然

との 御沙汰ニ付、是は宜御座候旨申上置候、

一 御元元ニて蒸気船御取建之 思召被為在候得共、御

着城不被為在候内は色々六ヶ敷候ニ付、御当地ニては

銅板扨下直ニ付釘扨も造らせ置、大廻船より被差下候

ハ、御都合可宜との 御沙汰被為在候、就ては十月

比錫代金參千兩入付可有之筈ニ付、其内千兩御用部屋

へ致格護、時々相下ヶ候様、尤委曲は庄太郎存候ニ付

口合置候様被仰付候、直ニ同人江引合置候、

一 鶴之渡絵図何方江か可有之候ニ付、為差出候様被仰付

候、

一 琉球亞墨利加と約条并琉球へ被仰渡候条書之儀 御尋

被為在候ニ付、今日出来申候ニ付差上候様可仕筈之処、

遅刻ニ罷出候事故残し置為申と申上候、

一 鶴之渡詰人数之義ニ付

宰相様より 御沙汰被為在候趣申上置候、

一 右同所女中引取迄之内被下方之儀小野島より承申候、

是は何れ詰居候迄被下方無御座候ては叶間敷旨申上置

候、

一 中山善太夫金參拾兩被下方之義申上候、

一 田中平次郎木綿織方元手金として千兩拝借之義、壯右

衛門より承申候、尤入 御聴申候由、左候ハ、何れ之

御金筋より取扱仕宜御座候哉奉伺候処、沖ノ永良部島

之銀之内より差出候ハ、表へも不響宜との御沙汰ニ

候、往々右御利潤是迄之五拾万兩外ニ御積置被遊、其

上藏方御引取之思召之旨 御内話奉伺候、

一 久木田仁右衛門御徒目付絹織屋掛御免ニて、田中平次

郎木綿織物方へ被掛置候旨申上候処、伺通被仰付候、

一 鱧木一条ニ付早川五郎兵衛より差出候帳面持出不申候

ニ付、粗口達ニて申上置候ニ付、追て可差上事、

一 小松相馬代り誰かと

御沙汰被為在候ニ付、豊後為何事も不申、御元元より

致吟味可申上越との事御座候と申上候処、其通之事ニ

て候、右代りは諏訪數馬宜との御沙汰被為在候ニ付、

豊後殿江御引合可申事、

一清水求馬より致到来候菓子一箱、余り結構ニ相見得候ニ付、八郎へ為持、右之趣を以進上仕候ハ、被下ニも可相成哉之趣を以、山田壯右衛門ヲ以差上候様申付置候処、御披露之上結構成菓子私戴候様ニとの御沙汰被為在、御下ケニ相成候事、

一清水求馬江明後廿七日、廿八日之間差支無之旨、昨日返答ニ申遣候得共、片便にて不相分候ニ付、今日猶又尋ニ態と三役を遣し、右序ニ國分色絵烟草一箱送遣候処、留守之由にて取次前より請取遣候、

七月廿八日雨

一今日 御疝積積氣被為入、御登 城御断被仰上候、

一四ツ後被為召候ニ付罷出 御目見仕、伺事等左之通申上候、

一筑前より御使者吉永源八郎を以被仰進、三原藤五郎出会にて致承知候趣、并駿河殿より豊後殿迄江御問合も入 御覽候、就ては存寄之儀も申上候、右ニ付ては御金三万兩御借用被成度、其外御乘馬御用として年々十五疋位御牽入被成度、外ニも品々有之、是は不容易事

故急速ニは

御返答も難被遊候ニ付、暫は御間も可被為在候間、右様御合被置候様御返答可被遊置との

御沙汰、幸来春は藤五郎出府ニ付、其節福岡へ被遣御返答ニ相成宜との御沙汰被為在候、右ニ付ては凡之儀を御当地より御国元江被申遣、左候て福岡江之御返答振を相認メ、一往入 御覽候様、問合相成候様可仕哉と申上候処、其通被仰付候、

一折田與右衛門事兄弟共御帳付ニ相成候て捕られ方可被仰付哉と申上候処、夫にて宜候間、猶又井戸殿へ御留守居差越相頼、其外様方江御頼申上候御方も存不申候ニ付、宜頼と申候ハ、差図も可有之との

御沙汰にて候、右六ヶ敷候ハ、玄碩を以松平河内守殿江申込候方宜との 御沙汰も被為在候ニ付、則半田嘉藤次江相達置候、

一筒井殿江差越、御国元江參候琉人九月上旬ニは出帆いたし候賦ニ付、其前ニは爰元不申越候ては不相濟候間、来月初旬被仰談御出給候様いたし度、尤御三人共御揃兼被成候御差支も御座候ハ、御兩人ニても御壹人ニても御出被下候様いたし度との趣申入候様被仰付候間

是又半田へ申渡候、

一 三原藤五郎より差登せ候唐銭之儀は、以来之処宜致吟味候様可申越旨被仰付候、尤右銭は爰元致格護置候様依事候ハ、阿部様ニ御目ニ御懸被遊候との 御沙汰奉伺候、

一 相良彌兵衛より差出候琉球御条書之内、段々思召寄も被為在候ニ付、御書取を以御下ケ被下、清書之上是も阿部様江御封書にて御差出可被遊、左候得は琉球江被遣候節、阿部様江も被成御覧候との趣も添書を以申越候ハ、猶琉人も納得可致との御沙汰被為在候、

一 豊後殿出立ニ付仕廻料之義は高輪より可被下哉、何分承具候様高輪同役共より伝言申越候付、何れ

御家督様御方にて被下方可被仰付哉、何分奉伺可取計旨致返答置申候旨申上候、就ては是迄一度も御取替等も不申上候ニ付、当秋御内用にて詰之内にて大坂御国許へ被遣、御用済則致帰府候様被仰付置候ニ付、旁別段之

思召を以可被下との趣一寸書添を以被下候方何様御座候哉奉伺候処、伺之通被仰付候、

一 鶴之渡絵図一枚右へ御墨を御付被遊、此分は御取除被

遊候て何様被為在候哉、永江休之丞を以御伺申上候様被仰付、絵図御下ケ被下候、

一 琉球条書之義当時之処ヲ以認メ替候様被仰付、則相良彌兵衛江相達、出来上差出候ニ付差上置候処、段々御書取を以御取直し御下ケ被下候ニ付、御書取書写し候様正兵衛江申聞、右条書一冊、下田約条其外同人江相渡置候、

一 此度式日便にて相届候御国元御家老衆より之間合等数通、先日差上置候処今日都て御下ケ被下候、

七月廿九日雨

一 今日四ツ時分

近衛様御家来御代官清水求馬事、拙者へ致面会度との事先日懸合候て参上ニ付、西御門御内玄喚より御取附之間二江差通し候旨、御取次番より通有之候ニ付致面会候処、伊丹酒近年無揃ニ有之、就ては先日

御前江北小路播磨守より大頭申上置候付、猶又委細は私より可申上旨申聞候との事にて候、然は近年捌方不^{〔遠カ〕}宜候間、何卒御国へ御差下し被下候様御取調被下候様左候ハ、初て之事ニ付先百か二百挺位之処、御互ニ御

都合ニ相成候ハ、売人同志之取組ニ相成候様いたし
度との趣承候間、委細致承知、就ては近々国許江飛脚
差立候賦ニ付、何分取調へ申越候様可申、尤数日ニ相
掛り候事故、貴様御滞在中ニは逆も返答相達候丈ニ無
御座候ニ付、否之義相知れ申候ハ、御帰京之上則御間
合申上候様申述候、扱亦北小路先日罷出候節、成瀬之
一条書取を以申上候様被仰付置候得共、何分書取ニは
難仕義も有之候ニ付、乍恐今一往 御目通被仰付被下
度、左候て若御六ヶ敷 思召候ハ、何某江申上置可宜
哉、尤来月五日迄彼是故障之義も御座候故、其後之処
何も故障等之義無之候ニ付、右旁伺上具候様北小路よ
り之伝言ニ付致承知、則可申聞旨、猶委細之儀は追て
御問合可致旨申置候、左候て右之趣申上候処、随分
御逢被遊兼と申事ニても無之、武兵衛承候ても宜との
御沙汰被為在候間、未間も御座候事故、尚又其内御伺
申上候様可仕旨申上候、尤伊丹酒御相談之趣も申上候、
何れ近々飛脚便より御国元江懸合仕、何分返答相達申
候上、清水帰京之上何分可申越旨申置候段も申上置候、
畢て相披候、

一 大島江異国船渡来今夕御届有之候事、

〔表紙〕

豎山利武公用控十四冊之内

六

(自安政二年八月朔日至十月四日)

〔扉〕

公用扣

安政二年卯八月朔日ヨリ
十月四日迄

(紙數八十二枚)

六

八月朔日

一喜入主水御役替之仰出

一川田將監 右同

一島津權五郎 右同

一島津 右同

一平田九十郎 右同

一篠崎甚七 右同

一町田孫太夫 右同

一櫻井半藏 右同

右之通豊後殿江相渡ス、

一金三百兩

右は豊後殿御内用方出精并当秋御内用ニ付大坂・御国

元江被差下、御用済則被致帰府候ニ付ては可及入価、

旁別段以 思召被下候事、

一御疝積氣〔積〕之御病名ニて今日

御登 城不被遊候事、

八月二日

一諫訪數馬御軍役総頭取大鼓役被仰付候仰出并小松相馬〔本〕

琉球ニて致死去候付、右跡代りとして渡来被仰付候、

仰出伯耆殿江相渡ス、

一今日神保伯耆守殿上使ニて

太守様 御鷹之雲雀三十被遊

御拝領候事、

但御病氣ニ付御名代嶋津淡路守殿御廻勤迄も被成御

勤候、

一 大船何頃御引渡相成候哉、且又水手御借入被遊度との御書取、阿部伊勢守様より御留守居御呼出にて被成御渡候ニ付、右御請旁今夕以早川五郎兵衛、右御同人様御方江御差出ニ相成候事、

八月四日

一 来ル五日より十一日迄之内、何も御差支之儀不被為在候ニ付、筒井肥前守殿御初日限御取究被成、可成丈御早く御出被下候様山田壯右衛門を以承知仕候ニ付、則半田嘉藤次へ相達候処、御留守居付役を差出可申との事ニ付、其通可宜と申置候、

一 先達て清水求馬參上之節、北小路播磨守より此間罷出候節、成瀬家へ出候ハ、書取を以可差上旨承知候処、とふも書取ニは難致義も御座候付、乍恐今一度御目通被仰付被下度求馬伝を以承、其趣は先達て御直ニ申上置候得共、余り延引相成申候付、御直ニ御逢は不被遊候得共、大概幾日と申事を問合申度壯右衛門を以申上候処、御面働ニ被為入候御事ニ付、私へ被申聞候様被仰付候旨同人より承知仕候ニ付、左候ハ、筒井家杯被罷出候日限相究候上懸合可致旨、壯右衛門江申聞置

候事、

一 折田與右衛門一件ニ付、昨日井戸對馬守殿江早川五郎兵衛差越候処、別て宜都合にて段々御差図有之候由、就ては見知人此御方より不被差出候ては相成間敷旨、被申聞候由承候ニ付、馬渡藏太事は当人は勿論、実弟田中玄清義も能存居候旨申出候ニ付、五郎兵衛江引合させ候、左候て藏太事当御屋敷江罷在候ては不致急埒候ニ付、伊東正兵衛を以同人并肝煎江、藏太事暫櫻田御屋敷江為引越置候様為達候事、左候て右之趣豊後殿江は拙者より申出置候、

一 永江休之丞江差越被仰付置候鶴之渡絵図相渡、女中部屋杯御取毀之儀共申置候、左候て鶴之渡詰人数片付方之義も何分相同為知給候様申置候、且亦井上次兵衛事御供之由候処、蒸氣船等之一件ニ付被差下候ては別て跡差支ニ相成候間、何卒御残し被下候様、又松木廣安〔寺島宗則〕事は蘭書読方杯いたし候ニ付、夫を承候て何篇調へ方いたし事ニ付、是又御差下ニ相成候ては何分御差支ニ被為及候ニ付、何卒御残し被下候様御願可被遊との事口合置候事、何分申上候様可仕候事ニ候、

一 前田筑前守事福壽亭 御神殿掛被仰付、則出府いたし

候様

仰出豊後殿江相渡ス、

一福岡より三原藤五郎方迄以御使者被仰進候一件ニ付殿河殿御添書、其外諸向之調へ書等都合十一通豊後殿江相渡ス、左候て御返答之義は来春三原藤五郎出府之節、福岡江以御使被仰進答候付、御口上振り今一往被窺越候様御問合被下度、猶委細は近々野元一郎罷下り候便にて、被仰遣候て可然哉ニ存申候と之儀迄も豊後殿江御口合申置候、

八月六日

一松平阿波守様兼て大船被成御覽度御懸合ニ相成候処、此節御献上相成候ニ付帆前并吹貫等

公義御調文通之御印ニ被相替、為御見分昨日大船江被為入候ニ付、御同船にて被為入候、夜五半過御立ニ相成候、右御挨拶之儀、一昨日早川五郎兵衛江申置候ニ付、書役ヲ以尚又為承候処、疾ニ先刻仕出しニ相成候由承届候、

一筒井肥前守殿・川路左衛門尉殿・水野筑後守殿御用談被成度義被為在候付被仰談、七日より十一日迄之内御

出被下候様以御留守居付役被仰遣候処、明七日・九日之内差支も無兩日之内御取究可被申上との、立花直記以首尾書田町御屋敷迄相廻し、達御聴候処、幾日ニても御宜との御沙汰被為在候由、重久玄碩ヲ以承知仕候処、昨夜別段川路左衛門尉殿より右同様申来候由来書入御覽候処、九日之方宜との御沙汰、御小納戸菊地藤助より承知いたし候ニ付、能勢權之助を以御家老并御軍役方江遣、右之趣為達候事、

一今日豊後殿初其外御役々大船見分として被差越候、右は先日御沙汰被為在候義依なり、

一御内用方御用にて不時飛脚田中直太郎外ニ使坊主菅人被差立候ニ付、三原藤五郎・名越彦太夫連名にて、木綿織物方支配人田中平次郎へ本手銀として金千両御内々御取替之趣、御金筋は沖之永良部御利潤金内より取揚仙波氏へ引渡、利分旁之義も仙波致取扱候様可被申渡旨、今日直太郎便より差越候、

一久木田仁右衛門織屋掛被成御免、木綿織物支配人田中平次郎方江被掛置別勤被仰付候趣は、豊後殿江仰出相渡置候、

八月七日

一昇平丸致見分置候様御家老江可相違旨被仰付置候付相達置候処、昨日被致見分候由、然処日の丸之内少々さけ居候付格別知れも不被致候得共、御献上ニ相成候事故、二布計御取替相成候ハ、無口能十日頃ニは出来可申との事ニ付、井上庄太郎江御序次第申上置候様申置候、

一七月二日御国許被差立候式日之壹人先月廿六日到着にて、跡壹人は着無之候処今日到着にて候、左之通相届候、

一右府様より

太守様江之 御書壹通、

右得淨院より相廻し候ニ付、〔則之〕別菊地藤助へ相渡差上候

一金五百兩

右は

此内段々 御進献御一条ニ付、

右府様厚御世話被成進候御礼として御進上ニ相成、無御滞御披露相濟候由得淨院より申越候、尤御請取書彼御方様御老女野島外一人より被差出候由にて、是又得淨院より相廻し候ニ付、都て入 御覽候処、則以御

小納戸御下ケ被下候、

一原田才輔より式通相達候、

但壹通は鮫島幽昌事ニ付

近衛様御方は無滞御都合相濟候由申越候、

又壹通は鮫嶋義ニ付糺方いたし何分可申越旨申越置候処、聞合不行届恐入候旨、尤追て何分可申越〔應之〕との越ニ候、是又式通共入 御覽候、

本文八月九日豊後殿へ相返す、

一豊後殿江取計被仰付置候石井密太郎、五人家内にて大坂へ着いたし候ニ付、豊後殿より御問合相成候通取計宮城三左衛門同列にて去月九日致乗船候、豊後殿之首尾書御同人より被差出候ニ付、追て入 御覽候様可仕旨申置候、

一大久保単人殿屋敷来ル十四日ニは引払相成候由、就ては外通り長屋造作之分は家来自分費却にて候間、代金可被下共いか様とも宜との事之由、尤一冊ニ仕調豊後殿より被差出候、

一金五拾兩

右は五経板木ニ相掛候払用として井上庄太郎より承候ニ付、致首尾等候、御納戸書平野休左江昨六日為引渡

候、

一簡井肥前守殿・川路左衛門尉殿・水野筑後守殿、明九日弥被罷出候御請有之入 御覽置候、

一昨日清水求馬より返答有之候北小路此御方江參候一件是も入 御覽候、当分ハ不快にて、来ル十五日頃出立と申上置候得共、未取極不仕旨別紙を以申越候、

八月九日

一兼て御用向ニ付御入来之処御懸ニ相成候処、今日五ツ半過筒井肥前守殿御入来ニ付申上相成候処、今之内御逢可被遊との御事ニ付、私御案内ニ罷出、左候て

宰相様御通し申候申上候処、直ニ表御入御逢被遊候、無程御用談被為濟ニ付、則御座之間へ致案内候、其内水野筑後守殿御入来ニ付、致御面会候て引入候、夫より早川五郎兵衛案内にて御座之間江被罷通候趣申上候処、則被為 入御逢御挨拶等被為在候、其御枕菓子上ル、川路左衛門尉殿ニも御入来之筈候処、今日御用召

之由にて水野殿迄御断申上具候様被申越候由にて水野殿より被申上候、左候て魯西亞応接之趣旁御尋被遊候ニ付、先日通豊後殿初私・半田嘉藤次・早川五郎兵衛

・野元一郎・相良彌兵衛御座末江罷出候、八ツ過より御用談にて、夫より

宰相様御座江御案内いたし御膳上ル、亦暫御用談にて暫在て御吸物等上ル、豊後殿初其外は御座之間被為入候内相詰、其後は御用部屋江相詰候、暮前御庭御廻りニ付私御先立御厩迄も

御前御案内にて被為入候、夫より本之御座へ御帰座にて暮時被相披候、御案内早川五郎兵衛にて候、豊後殿・私ニは御見物所にて御暇乞御挨拶等いたし候、

一掛り之面々平服、

一金三十両中山善太夫江為被下、山田壯右衛門江渡ス、一長崎表より問合数々相届候、豊後殿方よりも被差出候、文箱ニ入付菊地藤助を以奥江差上候、

一金百両 篤姫様江被進として小の嶋へ太右衛門を以相渡ス、

八月十日

一金十両 御鷹一本森覺之丞より進上ニ付為御返被下也 壯右衛門江渡ス、

一今日 御目見奉願左之通同事等申上候、

一 御病後未御寸切と不被為入候得共、追々御快氣被遊候間、學問武芸稽古事風と 御覗可被遊候間、其内折角出精いたし候様ニとの 仰出入 御覽候処、宜との御沙汰ニ付依て豊後殿江相渡ス、

一 折田與右衛門并田中玄清御引渡ニ相成候上之御取扱振之書面并上田伝例書入 御覽候処、相糺候上御取扱相成可宜哉、乍去御当地にて御取扱ニ相成候ては不宜尤永平当前と 御沙汰被為在候ニ付、丁度 御沙汰通豊後ニも申居候得共、 御国にては右之例は無御座候由申聞候旨申上候処、先例無之ても

公儀ニも有之候事ゆへ、少しも不苦哉ニ思召との御事ニ付、御意之趣豊後殿へ相達、書付式通も相渡候、一 琉球条書ニ相付候御家老衆より之御添書入

御覽候処、此以後エキリス・フランス杯も決て渡来も可有之候ニ付、右之船も渡来にて商法沙汰申掛候ハ、亞墨利加同様ニ取計候様不申越候ては、又条書も不相替候^{ては脱カ}不叶之儀ニ付、此度右之趣も申越候方宜との 御事ニ候、右条書は阿部様江被入御内見候御積ニ付、野元一郎出立後ニ相成申候ハ、跡より飛脚を以相廻し申候て宜御座候哉と申上候処、夫にて宜との

御沙汰ニ付、右之趣相良彌兵衛江相達、御添書も相渡候、

一 大船御献上之節、御熨斗被差出候よりも白木三方ニ受大船江飾付置候方宜共は無御座候哉、五郎兵衛も申候ニ付、私ニも同意と申置候間、何様可仕哉申上候処、大船へ居付置候方宜、尤御熨斗は屹といたしたるものにて、

禁裏并五摂家方

公方様方計にて、其外様之儀は縦令御熨斗相付候迎も御次にて逃し不入 御覽之者之由ニ付、大船江居付置候杯と申事は、却て不申方宜との御沙汰被為在候ニ付、五郎兵衛・彌兵衛江右之趣相達置候、

一 先日従

公儀被 仰渡候趣ニ付ては、此御屋敷ニても右ニ基き質素節儉を心掛御門出入、并武芸等折角精美ニ心掛候様ニとの通達ニてもいたし候様被仰付候ニ付、豊後殿へ相達置候処、書面被差出候ニ付入 御覽候処、宜との 御沙汰ニ付、其趣を相達、右書面相渡ス、一 樂水殿御附被仰付候橋本喜行、御広敷医師格被仰付御沙汰書入

御覽、豊後殿江相渡ス、

一鶴之渡詰之面々片付方ニ付、

宰相様御沙汰之趣も申上候、右之内大橋金十郎儀は上

下にて掛りニても何様候哉、致剃髪可宜哉之 御氣口

も被為在候由、永江休之丞より承知いたし候得共、夫

ニては些氣之毒成者御座候付、上田尚之介相勤候先例

も御座候付、其趣今一往

宰相様へ申上候て何様御座候哉申上候処、其通被仰付

候ニ付休之丞江申越候、

一井上次兵衛・松木廣庵マヤ蒸氣船御製造旁ニ付、御供ニて

罷下り申候ては御用御差支ニ相成候間、何卒御残し置

可被下旨、先日永江休之丞江口合置候処、先日休之丞

參、兩人共御残し可被遊との

御沙汰被為在候由承知仕候ニ付申上置候、

一鶴之渡絵図面を以休之丞江御墨引之処、御取除相成候

てはいか、可被為在哉

御沙汰之趣口合置候処、

宰相様江同人より申上候処、其通ニて可御宜との御事

之由、然処高輪御屋敷御扨底ニ付、御建方御願申上候

折柄ニ付申上候処、右女中部屋を立切居付置候ハ、可

然、又御物見古ひ、其上御手狹ニ付、有馬舎人被召置

候御長屋ニ掛り候由、左候ハ、御側役宿も一間潰候ニ

付右之内より見込可申哉と申事ニ付、夫は眞如院の方

被召置候家、其儘ニ御側役宿被振向候ハ、御物も不入

可宜哉と申置候、其外ニも不用之処有之、是は芝ニて

御長屋不足ニ付芝江も引直し可申哉など、休之丞へ申

置候間、其趣も今日入 御聴候、

一大船御献上之御目録持出候御使者番頭、并右御引渡之

節致出張候御留守居以下御役々之伺入 御覽候処、伺

通被仰付候ニ付、朱書入いたし、有馬仁左衛門江為持

御家老座へ相下ル、

一御調文ニて相届候品々、一先江戸江相廻し候様、右之

内鉄かなくさはりは御国許江相廻し候て、御国許御用ニ

御製造相成候大船廿四間、廿間之方何れニても載付候

様ニとの御事ニ候、右之内時計式〔看脱カ〕ツは慥成ニ能習セ、

入念候て江戸江相廻候様被仰付候、

一山田正太郎義六ヶ敷候ハ、三年計も屋久嶋江遣置候ハ

ハ可然、

御前ニは毛頭御存不被遊との

御沙汰被為在候、豊後殿ニも右之趣申出置候、尤山田

勢州津を出候始末は、宮城三左衛門より相良彌兵衛へ遣候自書ニ能相分り居候ニ付入 御覽、右書面則彌兵衛江返ス、

一金三十兩相良彌兵衛へ兜為御返被下之、

八月十一日

一野元一郎事長崎江被遣候御模様ニ、山田壯右衛門より猶又奉伺候処、弥可被遣との御事ニ付、先日被仰付置候当年阿蘭陀より持渡候御注文品、長崎にて御引渡ニ相成候由ニ付、一往は都て御当地江相廻し候様、尤右之内時計有之、是は至極大切にて六ヶ敷時計ニ付、仕掛方得と為習、其者を才領ニ付候様被仰付候、右時計之儀は六ヶ敷者ニ付誰ぞ御国許より被遣習方可被仰付哉と、先便染川喜三左衛門より申越候付、其砌達御聴候処、内野太左衛門ニ天文方之水間喜藤太を出崎申付、為習候様ニとの御沙汰ニ付、御国元へ問合、最早出崎も為有之筈候間、右太左衛門を爰元迄才領にて罷上り候てはいか、可有御座哉と山田壯右衛門を以奉伺候処、夫にて宜、左候て天文之事入用候ハ、水間も致出府候様、又不用ニ候ハ、直ニ御国元之様罷下り宜

との 御沙汰ニ付、其趣書取を以一郎へ渡置候、鉄鏈之義は御国元へ差下し、御国元御用にて製造有之候式拾四間、式拾間之内何れにて召仕候て宜との御沙汰ニ付、是又書取を以一郎へ渡置候、

一内野太左衛門事長崎出立ニ付ては決て御訴訟等申出候は案中ニ付、仕廻方為旁金十五兩頂戴可被仰付哉、壯右衛門申談奉伺候処、伺通被仰付候付、一郎江書取を以右同断、

一水間事も出府いたし候義ニ候ハ、内野同様成事ニ付、喜三左衛門申談取計可然との趣内分一郎へ為合置候、

一野元一郎明後十三日出立被仰付候趣達

御聴候処、十三日ニは阿部様江被為入御賦ニ付、其節御用向ニ付、亦琉球杯江御達可被遊御用筋も可被為在義も難計 思召候ニ付、十五日致出立候様被仰付候段重久玄碩を以承知仕候ニ付、右之趣当人江も相達、豊後殿江も申出置候、

一昨日山田壯右衛門を阿部様被差出、御献上之大船昇平丸と申名ニ候間、御目録ニ相認候て可宜哉御尋被為在候処、元之名ニ御座候ハ、御認方御座候て御差支無之御聞置可被成旨御返答ニ付、認方いたし候様山田壯右

衛門を以承知仕候ニ付、則早川五郎兵衛へ相達置候、
左候て直ニ御右筆へ右之通申聞給候様、是又五郎兵衛
江申聞置候、

一今度改り候琉球并三嶋江被相渡候条書二冊、又寶永并
嘉永ニ被仰渡候条書留一冊、且此度右条書ニ被相附候
御家老衆より之添書通、御小納戸を以御手許江差上候
事、

一大橋金十郎剃髪為致御神殿掛り被仰付可然哉ニ

宰相様 御沙汰被為在候由、永江休之丞より承知仕候
ニ付、

太守様江申上候処、上田尚之介先例も有之候ニ付、当
分之通にて被仰付候方ニ今一往可申上旨 御沙汰被為
在候ニ付、休之丞江申越候処、前条通

宰相様江申上候処、剃髪いたし候儀当人迷惑共ニ相成
候ハ、当分通被仰付可宜との 御沙汰被為在候由、休
之丞より返答申越候、

一今日七時御供揃にて高輪御殿江被為入候事、

一今晚半田嘉藤次入来にて承候趣は、阿部様江御呼出ニ
付罷出候処、明後十三日御達被成候御用被為在候間、
当朝六半時迄ニ被成御出、夫より久世大和守様御方江

右御同断ニ付被成候様、尤 御病氣等にて難被成節は、
誰様にて被成御出候様被仰遣候との事御達にて候由
且亦別段御達ニは、明後十三日大船御献上ニ付、同日
御船手へ御引渡被成候様御達被置、長崎へ御用ニ付御
役々右船にて被遣候ニ付、一旦御引渡相済候上、直ニ
此御方様へ御預り被仰付との御書取御渡被成候由致拜
見、右ニ付は当番御小納戸を以被申上候様嘉藤次へ申
置候、

八月十二日

一鶴之渡詰并御神殿掛等ニ被仰付候仰出、并鶴之渡是迄
之通被建候趣之書付書通、

但来ル十五日申渡候伺書入 御覽、伺通被仰付候書

面豊後殿へ相渡ス、

一大船長崎へ被遣候節此 御方様船頭并浦水手御雇入ニ
付、為取締御留守居付役池田壯左衛門を被遣候義、昨
日伺済候ニ付 仰出豊後殿へ相渡ス、

八月十三日

一阿部伊勢守様より一昨日御呼出にて、今朝六ツ半頃迄

ニ御出被遊、夫より久世大和守様江も御用之儀被為在候ニ付被仰達置候ニ付、六時御供揃にて奥御玄喚東御門 御出被為入候、

但御出前私へ御帳留之物一冊御渡にて、今日之御用筋は定て此事と思召候付、手廻ニ人数別にて認置候様、承知仕候ニ付御留守居方菅人召呼、認方申談候様申聞右帳面相渡候、尤御封書ニ候ハ、御中途より御廻し被遊、直ニ田町御屋敷へ被為入候との 御沙汰も承知仕候、右之趣を以御供触差出置候、

一御帰殿之御左右有之候ニ付則奥御玄喚江可罷出候ニ、直ニ田町之様又候申来候、暫在て西筑右衛門今日御供にて候処、御渡被遊候との趣阿部様・久世様より仰渡ニ相成候、魯西亞・イキリス御条約、亞墨利加より願出候測量は御断ニ相成候趣之御書取又一冊被差出候ニ付相請取、御右筆相招写し方今日中有之候様、尤人数無之候ては難出来候ニ付加勢を可遣旨申置、御軍役方菅人、御家老座書役式人、御用部屋より菅人、御側御用人座より菅人、御趣法より式人銘々申渡、御右筆所にて写し方夜四ツ時頃相濟、山口直記江差出置候旨有

馬仁左衛門より申越候、
一田町御先番井上逸作相動候、

八月十四日

一明日御登 城可被遊旨被仰出候、尤御坊主部屋御借受可申との 御沙汰ニ付、直記より御留守居方へ相達候一三部過被為召候付、昨日御直ニ御請取被遊候阿部様・久世様より之魯西亞・イキリス之御条約、其外御書取等写方被仰付置相濟候付持参仕、罷出候て右御銘々様方坏之伺等申上候処、段々御差図被下、別段御口達にて被遊御承知之趣被為在候由にて、御書取御渡被下候ニ付、相下り候上、右御書取は勿論、昨日御渡しニ相成候条約冊、其外之御書付も一通り分豊後殿江掛御目左候て此一組は明十五日野元一郎便より御廻しニ相成候様申述置候、左候て御口演之御書取も長崎甚七江相渡、明日御在府之御方々様江御廻しニ相成候分は、今晚中致出来候相達置候、
一諸家様より御請は御銘々様より被差出候様、半田江相達置候、

一此御方様より御首尾書之義も今晚中認置候様右筆へ可

達旨、有馬仁左衛門江申聞置候、

一 田中仁右衛門より大形之義有之差扣書并勤方何書面、

夫ニは不及との 御沙汰にて私へ御下ケ被下候、直記

首尾故同人江相渡ス、

一 半田嘉藤次

宰相様伊勢御参宮ニ付御先江被遣候ニ付、御留守居付

役咎人永田正兵衛当秋交代前ニ付、右を被召列可宜旨

半田より申出候由にて、豊後殿江有馬舍人より之間合

入 御覽候処、 思召奇も不被為入候ニ付 御家老

座へ相下ル、

一 御調文之時計長崎江相届候付、御引渡之上内野太左衛

門才領にて致出府候様被仰付候付、水間喜藤太儀も太

左衛門一緒出府仕候様可被仰付哉と奉伺候処、其方宜

との 御沙汰被為在候、左候ハ、内野江も仕廻料被下

候付、水間江も廿両か廿五両之間可被下哉申上候処、

伺通被仰付候付、右一条は野元一郎便より染川喜三左

衛門へ申越候、

一 今日得能彦左衛門参、志々目謙受嫡子献吉事、表医師

被仰付度

宰相様御内沙汰被為在候間、宜取計呉候様ニとの事ニ

付申上候処、伺通被仰付候間、

御沙汰書豊後殿へ相渡ス、

一 此内山川へ異船渡来之節江夏御暇一条旁ニ付ては、最

早日数も相立候ニ付宜は有御座間敷哉之旨、山田壯右

衛門へ野元一郎申候由にて、壯右衛門より申上候処、

夫は不相成、自ら武兵衛へ被仰付、猶又御家老方にて

之調哉又は大目付方之調にて候哉、何分罷下り候上相

札可申越旨一郎江申達候様被仰付候付、則一郎江達置

候事、

一 七ツ後致退出候上半田嘉藤次私宅へ入来にて、御在府

之御方々様江相廻し懸合、并昨日御直ニ御渡ニ相成候

御書取相添相廻し候方毎之振合と申事ニ付、左候ハ、

以御小納戸為念入 御覽候方可然と申置候処、亦々被

参候て右入 御覽候処、 御目通被仰付候て

御沙汰ニは、右之御書取は御直ニ被相渡候事故、明日

御使者を以相廻候方宜との

御沙汰被為在候由被申聞候、

八月十五日

一 今朝御登 城前、今日諸家様江御廻しニ相成候先日阿

部様より被遊御承知候口演之覚、其外都て之御書付一
鑑ツ、日拳差上候節一緒ニ差上候処、段々御取直しに
て岩元太右衛門を以御下ケ被下、左候て御退城之前迄
致出来置候様御

沙汰之趣承知仕候ニ付、則長崎甚七江相渡候、
一御例刻御供揃ニて表より

御出被遊御登 城候、

一八九ツ過 御帰殿被遊候処、直ニ被為召候ニ付、御右筆
方ニて認替候御口演之覚入 御覽候処、宜との 御沙
汰ニて御下ケ被下候、一通は 御前江差上候、

一石見殿昨日出府ニて被罷出居候ニ付、直ニ御二之間ニ
て 御目見被仰付、彼是御内話共被遊候、畢て被相
下候、

一御口演之覚則長崎江相渡ス、

一昨日永江休之丞御使ニて承知仕候京都御留守居江は、
伊集院太郎右衛門門前カ被仰付度

宰相様御沙汰被為在候趣申上候、

御沙汰通取計、乍然勤場下り候ニ付御側御用人格ニて
御留守居勤被仰付候方宜との御事ニ候、尤太郎右衛門
事琉人立被仰付置候間、右代り伊集院周右衛門を御側

役格江御役替被仰付候て、琉人参府ニ付被召附候方宜
との

御沙汰被為在候ニ付、八ツ後より永江休之丞へ差越候
処、泊番ニ付御殿江罷出致面会、右通被仰進候趣被仰
上給候様申置、直ニ相披キ候、

八月十六日

一永江休之丞より、昨日以私被仰進候伊集院太郎右衛門
御役替一条申上候処、

宰相様被遊御承知宜との 御沙汰被為在、又伊集院周
右衛門御役替之儀何も思召寄不被為在との趣同人より
申越候、

八月十七日

一昨日永江休之丞へ相付、伊集院太郎右衛門御役替并伊
集院周右衛門同断

宰相様江入 御聴候処、宜との

御沙汰被為在、又周右衛門儀ニ付ても
思召寄不被為在候旨、右同人より申越候間合入 御
覽候、

一伊集院太郎右衛門御役替、并早々相仕廻急ニテ

宰相様御通伏前精々致上京候様ニとの仰出、

一伊集院周右衛門御役替被仰付、左候て来辰年琉人へ被召

附候 仰出、

右豊後殿江入 御覽候上相渡置候、

一町田主馬、川上式部上国迄之内御軍役総頭取兼務寄被

仰付候 仰出入

御覽、右御同人江相渡候、尤総頭取兼務寄は右主馬、

島津健御国許より伺ニ相成候、右伺書は伯耆殿江相渡

候、右は町便仕出し被仰付候旨豊後殿江申置候、

一御進献之御算笥御用ニ付、金地かね京地ニテ不自由ニ

付御当地より御登せニ相成候様、林縫殿より京御留守

居江問合有之候由ニテ、爰許御藏御在合之内より御取

替被下候様、左候ハ、外方より御取入直段を以跡江は

入込置可申旨、豊後殿より被伺候付入 御覽候て、御

伺通と御同人江申出書面数通、是又御同人江相渡ス、

一今晚大坂詰山本仲右衛門より町便相届、開封いたし候

処左之通、

一豊後殿江二通 染川喜三左衛門より、

一山田壯右衛門・井上庄太郎江数福崎半次郎へ一通、

一迫田甚藏・伊集院直五郎連名ニテ一通、

右何れも染川より、

右之通銘々為届候、

一拙者・山口直記連名完^{【亮カ】}ニテ宍通、此訳は長崎表江蒸気

船初五艘致渡来候由申来、入 御覽候処 御留メニ相

成候、

一拙者へ宍通 此訳は御国元より蘭通事為稽古被差登候

ニ付、師南いたし候者相撰申越候様申遣置候処、御出

入名村八右衛門、外ニ御出入無之者四人名前申越入

御覽候処、八右衛門義は余り説も不致候ニ付外四人之

内より取調候様、且亦御国許習方ニ被差出候仁は木脇

賀左衛門・原田直助之内咄人、外阪本與市^{【外】}今外ニ咄人

致吟味候様、市來正右衛門義は相除候様ニとの 御沙

汰被為在候由、庄太郎御取次を以承知仕候付、蘭学者

南方いたし候人柄は染川へ致吟味候様、稽古ニ出崎被

仰付候人柄は三原藤五郎江申越候問合認候様、伊東正

兵衛へ申聞置候、

一拙者へ染川より先便を以小通詞堀達之助被下方之儀、

并外向之被下方も巨細申越候様申越置候処、達之助義

は暑中迄芭蕉布泡盛被下方之分ニテ、養父義は隠居後

迄も五人扶持被下候筋相見得候、委敷一冊ニいたし相届候、是も入 御覽候、

八月十九日、雨

一 今日豊後殿御用部屋江被罷出候て左之通承候、
一 吉利仲事長々引入ニ付御役御断申出有之候間、今一往致養生候様被仰付候ては何様可有御座哉と承候ニ付申上候処、其通被仰付候付、御同人江相達置候、
一 豊後殿、高輪より此節御用ニ付被差下候御廉にて、金貳百兩頂戴被致候由申上呉候様ニとの事ニ付、達 御聽候処、頂戴可仕旨 御沙汰ニ付、其通相達置候、
一 学問并蘭学稽古いたし度者は、五人計ツ、為差登候様御元元江可申越旨被仰付候、

一 琉球より差登せ置候異人より相送候蕃銭之内、銀拾貫目丈地かねニ吹替差登せ候様可申越旨被仰付候、

右式行仕立町便を以八月廿日付にて三原藤五郎・

福崎助八へ宛仕出し候、尤蕃銭一条は御家老衆方之御問合ニ付、拾貫目丈地かねニ吹替被差登せ候義は迫田甚藏江も申置候、

八月廿日

一 今朝四ツ半時御供揃にて、大圓寺江

賢章院様御正忌御出ニ付御出掛之処にて、長崎源吾大船より被差遣候間、長崎表にて肥後七左衛門同様蒸氣船見馴候様、左候ハ、御国許江罷下り候節鑄製方より被掛置候ハ、肥後七左衛門杯より御出来物之問合いたし候節都合も可宜との 御沙汰相伺候、 仰出認御帰殿之節御休息所にて一寸入 御覽候、

一 弟子丸彌平左衛門宗門改役之御内伺被差出候て、御口達之趣は先年些訳も有之候得共、最早年数ニも相成候との趣承候ニ付、些右之趣も書取いたし入 御覽候処宜との 御沙汰にて伺書被相下ケ候、

一 肝付尙五郎小松相馬繼目養子ニ内約有之候由、右ニ付て難有 御仕被下候事故、御供にて罷下り候節御暇被下共、又此涯中御暇にて被下共、何れニても御都合宜様可申上旨旨豊後殿より承候ニ付、此涯御暇被下候方宜は不被為在間敷哉之旨、今朝御出掛之処にて申上候処、伺通被仰付候、

一 石原新助其外書役杯未御用可被為在哉伺具候様、尤御

船奉行よりも右等之書付出候由にて相良彌兵衛より相請取候付、御帰殿之上入 御覽候処、是も伺通被仰付候、

一 島山藤次郎一番御小姓与番頭奏者番兼務是迄之通、

一 川上源十郎当番頭奏者番兼務、

一 島津仁十郎詰衆、

右御内伺ニ付申上候処、伺通被仰付との御事ニ付 仰出并御内伺書面宍通豊後殿へ相渡候、

一 半田嘉藤次より、細川右京大夫様・松平下野守様御乗切ニ付御願立ニ相成候御願書并御付紙御届等之訳、右御両所様御留守居より参候手紙被差出候付、以菊地藤助差上候処、右御請取被遊候由、山田壯右衛門より承候、

一 先達て式日より相届候御家老方より之問合等数通、昨日御下ケ被下候ニ付、今日伊東正兵衛を以御家老座へ相下ケ候、

一 明日急飛脚被差立度豊後殿より伺有之候ニ付、今朝

御出掛之処にて申上候て、伺之通と御同人江相達置候

一 大坂表へ医道稽古として差越居候小倉道益子、無下地にて迎も稽古不参候由ニ付、謙受召列罷下り可然との

御沙汰承知仕候ニ付、追て謙受江口合可申事、

一 明廿一日・廿三日・廿四日之内昼時頃迄之内差支無之段、昨日北小路播磨守より申越候趣有之候ニ付、右三日相答置候、就ては飯菓子等達御聴被下方有之候様山田壯右衛門江口合置候、尤御目付森川江も、北小路入来ニ付西御門江案内差出置、御内玄喚江引入候様御取次番江も達置給度相達置候、

一 淡路守殿此御屋敷江参上にて馬御稽古被致度、并彼御屋敷江砲術訓練稽古方ニ小頭等御遣し被下度御願之趣井上庄太郎より入 御聴候処、宜との

御沙汰被為在候ニ付、田中仁右衛門へ達置候由承届候一 明日御退城後阿部様江被為入度

思召之趣先日奉伺候ニ付、愈被為入候ハ、今夕申込候様可被仰付哉奉伺候処、申込候様可致旨被 仰出候ニ付、早川五郎兵衛江相達置候処、明日九半頃迄ニ被為入候ハ、御逢可被遊との御返答、御用人を以被仰聞候旨同人より申出候ニ付、右江添書いたし御供揃之儀も伺給候様、当番御小納戸江申遣候処、八時御供揃と被仰出候旨、山田壯右衛門申越候ニ付、有馬仁左衛門相招御供触等之義申聞候、

八月廿二日

一今日八ツ時御供揃にて阿部様江御内用向ニ付被為入、御逢被為在候由にて暮前ニ御帰殿被遊候、御着服御上下、

一今日御出掛御休息所にて、先日玄碩より正兵衛を以承候鮫島正助義ニ付、水府之御藩中より尋越候趣申上置候処、右之趣阿部様江御口合被遊候処、未御存は不_マ在候得共、彼御方江も參候者ニ付、被遊御承知候との御返詞被為在候由奉伺候、

八月廿三日

一北小路播磨守より御内用筋ニ付致參上度旨兼て懸合にて今日參上いたし候ニ付、御逢可被遊哉井上庄太郎を以奉伺候処、御灸治ニ御取掛り可被遊候ニ付私へ御用筋承候様、右同人を以承知仕候ニ付、右之趣申述候処、申聞候趣は尾州様御縁談之義ニ付、此内參上之節御談被下候義も有之、成瀬家江致面談候処、当分は防禦等之御手当事莫太之事にて、當時は何分御約定之義も不被為整候ニ付、今五ヶ年未年迄御猶予被為在候様、左候ハ、其内ニは又御模様も相替可申抔と先方

申事ニ付、精々押詰候処、近々養子を引入可申候間、

其上は尾州へ差越候ニ付申上、何分返答可致との由、左様御座候て中納言様より御返書被進候哉伺具候様御返書被進候ハ、此書付式通御添京地江御廻し被下候様ニとの事ニ候、右書付は尾州様より之御断之書面にて候、外ニ式通、是は初発御縁談之一条ニ、又松平攝津守様御子様を、尾州様之御養女ニ被遊候て被進候様ニとの事を、北小路より致面談候其御断書にて候

処、是ニは北小路不致納得差返し候故、其引替ニ暫御年限中御猶予被進候様ニとの書面ニ替り候付、北小路致落手候申事ニ候、右ニ付何分にも御勤考被遊下候様ニとの事ニ付、御目見奉願罷出申上候処、未中納言様より之御返書は不被進候ニ付、相届候次第式通之御書付も被相添御廻し可被遊との御沙汰被為在候、尤御引張被成候御事ニ付、後は御断にて可被仰進哉ニ思召との御沙汰も被為在候ニ付、其趣北小路江申述候処、何卒御閑不被遊、御静ニ御世話被成下候様猶亦申上具候様申聞候、畢て相披、一昌平館江致入塾候堀仲左衛門事、御手許御用も相勤殊ニ御屋敷江差越講釈も月々相勤候ニ付、右之御取訳を

以三人賄料被下度、中山次左衛門より承趣も有之候ニ
付申上候処、可然旨承知仕候、

一越通船江仕掛之蒸氣船御成就ニ付、拜見として豊後殿
・伯耆殿・私・田中仁右衛門・山口直記・川上郷兵衛
・伊東正兵衛・相良彌兵衛・能勢權之助・井上庄太郎
義は掛之儀故勿論也、最初片町高輪辺陸近乘廻り大船
辺迄差越、夫より直ニ田町へ乗帰り候、余程宜候、

八月廿四日

一石原新助より御軍役方江申出候当人并花田喜三左衛門
其外御用不被為 在候ハ、被差下度との書付、相良彌
兵衛へ相下ケ候、

一石井密太郎事、当分山田正太郎と改名にて御国許江御
家老衆計ひにて被差下候形行、実事之儀、伊達様御家
来檜垣矢三郎と申者砲術旁之稽古ニ罷下り居候ニ付万
一正太郎一条他へ洩し候て不宜候付、他言不致様可申
越旨被仰付候、三原藤五郎迄可申越候間、御聞置給候
様申出置候事、

一鯨島幽昌一条ニ付、鯨島正助と水戸様へ相聞得候由ニ
て、玄碩方迄尋来候ニ付、其趣達

御聽置候処、阿部様江御口合置候被遊候由相伺候段、
豊後殿江申出置候、

一宰相様 御入ニ付、御能御催之義来月二日ニ御治定被
為在候由、山田壯右衛門申出にて候、

一右府様

大納言様江御書 忝通ツ、

右は此内度々御書被進候得共、御病後之御事故夫々御
請も不被遊甚御不本意ニ 思召候、然処最早御快被
為入候ニ付御請旁々被進候間、右之趣得淨院へ致添書
申越候様、尤御品ニても可被進苦候得共間便ニ付、追
て式日便より御品可被進候間、是又得淨院江申越候様
井上庄太郎を以承知仕候ニ付、去ル廿一日不時飛脚よ
り仕出し候事、

一伊東正兵衛今晚井上庄太郎より御用申来候ニ付罷出候
処、明日・明後日・廿七日之内御都合田町へ被為入、
一身以下調練御視可被遊との御事候間遣置候様ニとの
事ニ付、田中仁右衛門方江相達可申哉と申事ニ付、其
通取計候様申聞置候事、

八月廿五日

一今日九半時御供揃にて田町へ被爲入、一身之訓練御覗被遊候、初て之御事ニ付蕎麦被下之、石見殿ニも御台場拝見として被罷出候、尤御同人今度被牽越候馬御覽被遊候、

両人
御留守居方
足輕

一於鐘稽古場野村彦五郎流義御家老兼見分有之、右ニ付井上逸作相話ル、

壹人

八月廿六日

一今日七日届町便を以三原藤五郎江、山田正太郎一条ニ付宇和島之御藩中檜垣彌三郎江口合置候義、并右矢三郎、田原直助ニ候得共、直助繁務にて指南方不行届候ニ付、成田方江差越伝授いたし度との事ニ付、丁嚙マヤニ致指南直助事も同様いたし候様被仰付との趣旁申越候

一金十兩

肥後七左衛門

一同七兩ツ、

長崎源五

今村源右衛門

池田壯左衛門

一同三百疋ツ、

横目付

足輕

右は此節大砲船より長崎へ船中御国元水主御雇入ニ付取締為旁被遣候ニ付、御内々より為仕廻料被下之との事伺相濟候付、明日銘々江引渡可申事、

但今日豊後殿御病氣にて御出勤無之由ニ付、岩山八郎大江右通被申出置候様口合置候事、

一西御門御直し方ニ付て之絵図、并高野周輔より申出之家相書付咎通、上野良節より被差出候付、是又豊後殿へ申上候様岩山へ申聞絵図等相渡候、左候て向井新兵衛へ御達御座候ハ、御作事奉行江は新兵衛より相達可申、猶委細之義は玄碩、良節之間へ引合候様ニとの趣カ越迄も御達御座候様右同人江申聞置候、

一石見殿より昨日被入 御覽候尾花栗毛馬、進上被仕度心得にて被牽越候得共、不被為叶御意馬を進上被仕候ても不宜候間、何分伺呉候様井上庄太郎江頼被置候ニ付、同人より申上候処御實可被遊との

御沙汰被為在候由ニ付、右之趣我々共より御当人江御

達申上具候との事ニ付、今日石見殿御病氣之由にて御出勤無之候付、岩山八郎太へ相達置候、就ては御厩江も相達置候事、

九月朔日

一今日御定刻御供揃にて被遊

御登城候、

一菱刈七左衛門御合力大坂詰之節被成下度伺書忝通、

一徳尾藤左衛門大坂御留守居被仰付、出立三百兩御取替之願豊後殿御方江御問合相成、内式百兩其節御取替被仰付候ニ付、着坂涯旁ニ付百兩御取替被仰付度伺書忝通、

一池田仲太昌平館江致入塾、自分にて学文致稽古ニ付、

式人稽古扶持被成下度右同人より伺書忝通、

一大坂御銀主近江屋權兵衛事、出精相勤候ニ付御小姓組格被仰付度、大坂御留守居初豊後殿方へ申越候由之伺書忝通、

一澁谷御屋敷詰藏方目付堤伴四郎、中小姓より三拾年相勤居候ニ付、品能被仰付被下度表江内意申出候由、然^(舞)處持病有之人故御式台向之勤は勤出来、就ては御鳥預

頭取格被仰付何様有之へく哉、左候ハ、御側勤之事故表より伺も出来兼候ニ付、私より申上間敷哉之旨豊後殿より承候、

右五ヶ条

御帰殿被遊候節御休息所にて申上候処、都て御許容被遊候、

一宰相様御下向ニ付御羽織御願之御願書、兩日中大奥御伝にて御差出ニ相成候様

御沙汰被遊置候間豊後へ申聞候様、左候ハ、奥御右筆之方も可有之との

御沙汰被為在候、然処今日豊後殿朝之内は御出勤為被成由候得共、御風邪氣にて御退出之由、奥掛之面々も詰合無之候ニ付、伊東正兵衛江申聞豊後殿江為申出置候処、承知仕候との御請有之候、奥御右筆之方は則半田嘉藤次江前条之御沙汰ニ付、猶亦御都合いたし候様相達置候、

一一昨日高輪同役より

宰相様御立ニ付為御暇乞被為入候ハ、御当日は御混雜ニも被為在候御事故、前々日か又は前日之間御出被遊候

御沙汰被為在候由問合有之、則入

御覽置候処、今暫御間も被為在候故か為何御沙汰も不被為在候ニ付、今日猶又申上候処、其内二度計は被為入 思召之由、問合之趣は被遊御承知候との趣可申越旨被仰付、其通及返答候、右ニ付為念小野島江引合候処 御願書御差出ニ相成候て可然哉御伺御差出ニ相成候ニ付、右へ御差函有之候上御差出可相成との事承候ニ付、其趣豊後殿御出勤無之候故、伊集院直五郎へ申上候様申聞置候事、

九月三日

一藏方目付勤澁谷御屋敷詰堤伴四郎事、御鳥預頭取格御庭方兼務見聞役心添被仰付候 仰出忝通、

一菱刈七左衛門大坂詰之節御役料被成下候 仰出忝通、

一近江や權兵衛津田名字唱候様ニとの 仰出忝通、

一右同人御小姓組格被召出候

仰出忝通、

一池田何某事昌平館江入寮いたし候ニ付、稽古扶持式人被仰付度豊後殿より之伺書忝通、但可被仰付旨朱書入、

右之通豊後殿御詰合無之候ニ付石見殿へ相渡ス、

一飛脚は何立かと庄太郎を以御尋ニ付、明日取究御伺可申上旨石見申候旨申上候、

右ニ付迫田甚藏江明日御伺有之候様相達置候、

一昨日は大船へ差越御役方江挨拶いたし候様豊後殿江被仰付置候処、無滞被相勤候旨今日岩山八郎太を以首尾合承候、尤今三日大船出帆ニ付早川五郎兵衛・井上庄太郎へ被仰付、御役方其外江御取肴物・御菓子・御酒被遣之候処、一旦御断之由候得共、終ニは御請御礼被申出候由、

一昨日は

宰相様被為入、御稽古能有之、御都合能五ツ過御立被遊候、御帰館後之御機嫌伺為旁御小納戸を以被仰進候、

九月四日

一四ツ時過被為召候ニ付罷出候て、先日豊後殿より御請取置候種子嶋城助・川上十左衛門御取扱之儀ニ付、大目付調へは二段下りにて遠島十ヶ年と有之処ニ、御家老座御吟味之趣は同様にて可然との調へ有之候処、終ニは其方ニ大目付方之調へも取極伺越ニ相成候処、爰

元御家老座之吟味は矢張最初大目付方之調へ宜と申儀
ニ付、何れ奉伺 御沙汰呉候様ニとの事ニ付、全体
種子島方不宜候間二段下りを一段下りニいたし候方可
宜との

御沙汰ニ被為在候間、猶又御家老江申聞見れとの
御沙汰ニ候、

一普門院より綿座支配人附属願之義申越候、右は御製菓
方江御金上納いたし候事ニ付、何も御金さへ納候得は
宜候間、年限りさへ答合候得は可宜旨有馬舍人申候由
ニ付、猶又舍人江引合、豊後江も引合候様可仕旨申上
置候事、

一たいまひ并爪過分ニ御国許長崎江御格護ニ相成居申候
ニ付、費成者ニ御座候間御買上ケ杯ニ被遊様は被為在
間敷哉と豊後申上候旨申上候処、逆も御買上ケと申は
いか、候哉、御手元にて御取計相成候ハ、急ニは不相
運候得共、追々は片付候筋も可被為在道も有之候との
御内話ニ御座候、然処

篤姫様御用ニ付藤五郎江被仰遣候処、御国元江無之候
間態々琉球へ御調文ニ相成候得共、夫も未御不足ニ及
候由、就ては御用も不被為在候ニ付、双方貳百五拾斤

ツ、取寄候様被仰付候、

但鼈甲之儀も何ぞ阿部様江被仰談との 御沙汰も奉
伺候、

一原田才輔より八月廿七日町便仕出しにて今四日昼時分
相届候、左之通、

一此内度々從

右府様御書被進候ニ付御返翰可被進答之処、何分時分
柄

御病後之御事被為在候ニ付、此節迄は御返書被進兼被
遊、追て可被進との御事候間、右之趣宜申上置候様被
仰付越候旨翌日則申上候処、御丁寧之御事ニ被 思
召、猶宜申上候様被仰付候、此段以御内用御用答申上
候、以上、

八月廿七日

原田才輔

豎山武兵衛様

先達て御馬具賦書御心得迄入 御覽候処、於当所御手
当ニ相成候方御都合宜被 思召候ニ付、御手当可被仰
付旨敬諾仕候、乍然豹之皮一向相少、吟味精々為致候
得共手廻不申、無扱近衛様江被為在候豹之皮拝借仕相

用申候間、御物之内ニ被為在候御事候ハ、以御都合御返上ニ相成候様御取計奉願候、急々御返上ニは不被為及御答、乍序此段も申上置候、

副啓

一追て書被仰付越候、御馬并御馬具代金之儀は、田尻次兵衛方へ大頭迄御申越被置候間、同人江引合旁可然様取計之儀被仰付越候付、以其趣金百両申出、去ル七日右之金子才領菅井勇藏を以被相渡候、此段御届申上候、

今日從尾州様御馬被進候由、是も同青毛にて越前産之由噂承候、御馬具之儀は御断にて御馬而已之由ニ候、明日は式日之事故拜見可仕と奉存候、寸は四寸位にて歳は六才と申事ニ候、

此已後之処時々御届可申上候、右之掛次兵衛存生之内土師庄十郎へ申付置候由ニ候、此後申出候節は手形所宛にて宜御座候哉、何分ニも御指図奉頼候、

諸家様御馬之事而已、當時は馬口勞之世之中にて御座候、

一御馬此御方様より被進候御同日、彦根候より黒鹿毛ニ鞍鎧裂地蒔絵之御馬具被進候、然共 此御方様より被進候御馬ニは次不申、第一吉瑞之辻有之三光之旋と唱候由、別て

陽明御殿も俄ニ三疋之御建馬にて、可然別当無之折角被進候御馬御不行届にて、毛色は勿論病馬共ニ相成候ては無所詮事ニ奉存候、^{〔乍脱之〕}不及心配仕候、猶追々可奉申上候、

御所様御満足ニ被為在候、かゝる目出度折柄故御馬ニもめて度名を被銘と之御事ニ候得共、いまた不奉同後音可奉申上候、右用答取交此段以御内用申上候、以上

北御殿
維學院様故御殿跡四拾間計之御馬場御出来ニ相成、堂上方も馬術御流行ニ被為在候、然とも

遷幸迄之御事ニ恐察仕候、乍然御殿ニ一疋は御建可被遊候 思食ニ奉伺候、恐惶々々、

武兵衛様

八月廿七日

原田才輔

豎山武兵衛様

追て馬具や賦書之一冊御返却、正落手仕候、以上

武兵衛様

八月廿七日

才輔

篤姫様御一条ニ付ては、来ル八月・九月・十月中迄之

内ニはとふか否之御発も可被為在哉ニ、極内去方様より御承知被遊候由、弥右通之御事ニ候得は其御地より直ニ御入興ニ可被為成哉、亦一旦御上京被遊候上にて御入興可被為在哉、未御発さへも不被為在候御事故、右兩様之処何分御推量も難被遊御事候得共、若も御上京被遊候御事共ニ候ハ、其内得淨院出府被仰付、万端為御含置可被遊との思食ニ被為在、就てはいまた御不定之儀ニ付、右府様へ奉御聽候御場合ニは不被為至候ニ付、申上ニ相成宜節は猶亦追て御指図可被遊との御事候間、先右旁私限申越候様被仰付候間、可然可含置との旨深畏奉敬諾候、右御請御用答申上度以御内用如此御座候、以上、

八月廿七日

原田才輔

豎山武兵衛様

追て先便より得淨院江は依事候ハ、出府可被仰付儀も可有之候間、其心得罷在候様、勿論当人限相含置先〔儀也カ〕

内裏御造營追々御出来ニ付、当冬霜月遷幸之儀被仰

出、

御所様 大納言様供奉之被為蒙

仰候ニ付、其節被為召候御馬并御馬具皆具御所望被遊度、三階緋厚房其外之具御吟味も被為在候得共、御未定之御事ニ付、追々御願被進度、就中御馬第一之御事ニ被思召候間、一日ニても早く被進候様御願被遊度分て申上候様被仰付、猶深くは

御直書を以可被仰進との御事ニ奉伺、尤御馬毛色青毛

黒鹿毛之類、高サ六寸限〔一ツツ〕にて、其上高く相成候ては

御鳳輦ニ被為障候御事故、供奉一統御遠慮被遊候、

大納言様御召馬等は尾州様江御ねたりニ相成、右旁

御沙汰之旨御問合申上候趣、則被達

御聽候処被遊御承知、然処御馬之儀は段々御建馬も被

為在候ニ付、御安き御事ニ被思食候得共、御廻しニ相

成候上兎角

供奉被為濟候迄之内は、御下乗も無之候ては被為濟間

敷と被思召、

陽明家にて御下乗等被仰付候仁も可有之哉、若其儀なく候は、何れ其御地より御召馬乗不被召附候ては難相濟儀ニ被思召、其通可被仰付御事候得共、何分生

類之事故、兼て無事ニ有之候ても、万々一 御当日ニ相成異変之儀共致到来候ては、何共被 仰上様も不被為在候との深被遊 御心配、猶更右等之義共篤と々々 御勤考被遊候処、弥以不被遊 御安心、甚御懸念之御事ニ 思食との御沙汰被為在、就ては御馬之儀は御料物にて金百両可被進との御事、尤一日之御用かと御推量被遊候御事ニ付、当所にて御吟味被為在候様、不肖之私江取計様は有之間敷哉之旨、左候ハ、別て 御安心可被遊との御事、乍然兎も角も現之御馬不被為進候ては不被為叶御都合ニ候は、其通御取計可被遊進候得共、一ト先右之趣申越候様被仰付、何分之義早々御答可申上越旨、細々被仰付越候義敬諸仕候、則御問合之書面奉入 御覽候処、深 御懇配之段々御畏被思召 御満足被遊候、 御馬御所望之儀 宮中ニも御内々相響候事故、現御馬にて被進候得は御外間旁御宜、乍去押返御頼被進候ては御心配と深く御畏にて、私江御馬致吟味御用弁は勿論、 上様御安心被遊候様精々可相働様被仰付候ニ付、無扨御請申上候、当日直ニ錦御出入之馬屋召呼、御馬之探

索申付、近国所々当所は勿論、警衛ニ牽登馬迄も吟味為致候得共、是と望候馬無之心配いたし罷居候処、去ル十九日從宇治上林六郎殿騎馬にて上京を見掛、跡を追候処、幸近隣高階丹後介宅江被立寄候ニ付、則馬屋呼ひ寄為致吟味候処、至極之由ニ申ニ付、直ニ高階江差越、上林氏江無扨内談申掛候処、丹後介親類之事故程能熟談相整、六郎殿就承知、翌日直ニ馬屋牽ニ遣牽帰り候上、於角倉與一殿馬場乗試候処、打捕宜候ニ付別紙之通ニ取入申候、

陽明御殿ニも此度御馬役被称置候、渡邊主鈴と申仁、元彦根候御家臣にて少々馬術も心得居候事故、何か相談御都合能取計申候、丹後介并主鈴等へは私より挨拶見計を以遣可申候、此義は迫て可奉申上候、右御取入御馬之儀被為入 御聽、早々被進候様可取計旨別紙之通ニ付、後年御見合之御記録ニも可相成御事ニ奉存候て、錦横田鹿一郎江主鈴より之書面を以達置候、尤御馬被進之御使者鹿一郎江相働候様申聞候得共、御内用之儀不存事故、是非私御使者相働候様申ニ付、去ル廿四日無滞相勤申候、御馬之飭も從 公義 禁中御進献御同様ニ粧ひ、乾御門より牽入させ御玄闔

前ニ立せ置、御用人林縫殿江相謁、御使者口上申伸候

上、御馬青土江牽渡、於御次ニ汁三菜之御料理、尤御

吸物・御酒・御取肴為御引御目録金子三百疋拜領仕候

并御馬才領之者小頭右兩人江も一汁一菜之御料理・御

酒肴等、御目録百疋ツ、御口之者兩人・杏籠持壹人

右之相中ニ青銅式百疋頂戴被仰付候、翌廿五日御礼御

挨拶之御使錦御屋敷江被差向候、尤御先例之由ニ候、

一別紙御使者御返答書御用人松井丹後介より被相渡候、

一御馬并表一通御飾之品御取入、殘金之儀は内々伺候上

ニて御届可奉申上候、

右之形行乍延引御用答以御内用町飛脚便より申上候、

八月廿七日

原田才輔

豎山武兵衛様

別紙

御返答

当冬新造

内裏御遷幸御供奉ニ付、御召用之御馬并倭鞍皆具先達

て御所望被仰入候処、速ニ御領掌ニ相成、以御使者

目録之通被進之、深御満足思召候、則御遷幸御供奉之

御用ひニ可相成候、

御安心御大慶思召候、依て御返答被仰入候事、

八月

覚

一金三拾五兩也

右は青毛御馬壹匹

生國南部五戸年五才

代金槌ニ奉頂戴候、以上、

安政二年

卯八月廿二日

原田様

御役人中様

宇治屋彦兵衛印

覚

一金千疋

右為樽代被下置難有奉頂戴候、

安政二年

卯八月廿二日

原田様

御役人中様

宇治屋彦兵衛印

以手紙得御意候、秋冷之節愈御安全珍重奉存候、然此度御所望之御馬明廿四日御内々為牽被進、御馬具は未御出来無之故、後日被進ニ相成候趣ニ付ては、其節御使御勤被成候旨昨日御示談申置候処、矢張明日御馬并御馬具等御目錄ニ被認皆具被進之御振合を以、表向御使者御勤ニ相成候方御都合ニ候間右様致度候、尚御馬具は後日御出来之上内々御持參御座候様と存候、明日御使者御勤ニ候ハ、御出殿之刻限并馬役初へも被下物等有之候間、都合人数承知致度候、仍て右可得御意如此御座候、以上、

八月廿三日

尚々、昨日御懸合申置候殿籠・飼桶・馬衣等御廻し申入候、御落手可給候、

九月十日

一先達て阿部様・久世様より御直ニ御渡しニ相成候奮西亞并亞墨利加・咲咭ス約条等之御書付、其砌急速成義ニて未御軍役方江御帳留無之候ニ付、扣有之候ハ、相下ケ呉候様相良彌兵衛より承候ニ付、折節松平右近將監様御方江御廻しニ相成候右一条之御書付等御返却ニ

相成居候ニ付、右を御下ケ切と申、右同人江直ニ相渡候事、

九月十一日

一今日御目通仕、左之通又者入^マ 御覽候事、

一谷村愛之助事、小山鑓御稽古之節罷出呉候様ニとの承^マ候ニ付申上候処、不苦旨被仰付候、

一先年致欠落候御小人磯邊三次事、当分水戸様江罷在候由、然処此御方様御人之由ニ付、御拘被成候て可然事候哉之旨、彼御方御藩中より重久玄碩方江尋来候由、何と答可致哉承候付、豊後殿へ申出置申上候処、此御^マ小人ニて先年致欠落帳外之者御座候旨答へ可然との御沙汰奉伺候事、

一肥後平九郎・最上善之助・橋口彦助・大迫藤兵衛・調所藤内左衛門外勤場へ寄勤之義、豊後殿より半書を以伺有之申上候処、伺通御許容被為在候、

一野村彦兵衛門弟中より所帯方困窮ニ付、指南方等不行届候ニ付、琉球付役ニても被仰付度、早川務迄内意書面を以申出候由にて、務より差廻し候ニ付書面入 御覽候、就ては百両ニても被下候ハ、御宜は被為在間

敷哉申上候処、夫ニて宜との
御沙汰被為在候、

一 普門院御祈禱旁困窮ニ付永統不致候ニ付、別府藤太郎
名前ニて願候来巳年迄ニて管合候御国中入綿座支配人
願書、当表迄同人為差登候ニ付、豊後殿へ申請置、半
方ツ、被仰付候方申上置候処、伺通 御聞届被遊候事
一 早川務より申越候野村彦兵衛困窮ニて指南方等不行届
候ニ付、琉球付役ニても被仰付被下度門人中ニ付、右
書面入 御覽、就ては百両ニても被下可宜哉ニ申上候
処、宜との

御沙汰ニ付、左候ハ、豊後江申聞候様可仕旨申上置候
一 志々目謙受御附替、上原彌千母御目付、相良喜三左衛
門周防殿江被附置候伺、豊後殿より被差出候書面入
御覽候、

一 寺尾庄兵衛初一統小普請被入置候旁御赦免被仰付候書
面入 御覽候、

九月十二日

一 豊後殿明十三日出立之筈候処、昨今之強雨ニて道中筋
川々留り、既ニ六郷川も留り候模様ニ付、縦令出立有

之候ても女中立入交候儀は案中ニ付、旁致混雜候訳ニ
候間、十六日方迄被召延被下候ハ、難有狩之由、表向
奉願候義は申上兼候間、左様含置候様ニとの事、迫
田甚藏より承候ニ付、以書面申上候処伺通被仰付候付
御用有て十六日方出立被仰付候趣を以、
御沙汰書石見殿へ相渡候、

九月十三日

一 相良喜三左衛門当御役ニて 周防殿江被附置候 仰
出一通、豊後殿へ渡ス、

一 西田源太郎御小姓格被仰付 樂水殿江被附置候
仰出壹通、石見殿へ渡ス、

一 上原彌千母御目付御役替被仰付候
仰出壹通、

一 志々目謙受
宰相様御附被仰付候 仰出壹通、豊後殿へ渡ス、

一 川上主膳詰衆被仰付候 仰出壹通、豊後殿へ渡ス、

九月十四日

一 豊後殿より吉井源七郎・成田正右衛門・川上十郎左衛

門拜借之願、駿河殿より御同人江被遣候間合并御同人

存寄之添書被相渡候ニ付、席中相談いたし候処、吉井

之方申分有之席中吟味之趣、尚又以書取申上候処、御

家老座吟味よりも御用部屋吟味宜との 御沙汰山田

壯右衛門御取次にて承知仕候ニ付、右豊後殿添書ニ朱

書入を以御同人江相渡候、

一山田韮負外ニ式人 淡路守殿御初誰も不存事故奉伺

候処、

上様ニも御存不被遊との 御沙汰ニ付、今日猶又以

書取豊後通坂之上御用筋承、御用済之上御在所江罷下

候様取計被仰付候ては、何様可被為在哉奉伺候処、御

存寄も不被為在哉にて、書面御下ケ被下候付、右之趣

豊後殿江御口合申置候、

一

五味韮負殿

右は御出入之儀

智鏡院様より河村宗澹を以被遊御願候処 御許容被為

在、尤參上之節は御小納戸御取次罷出吳候様宗澹より

申上候ニ付、菊地藤助へ相達候、左候て右之

仰出は石見殿へ差出置候、然処今日は直ニ韮負殿御入

来之由御小納戸菊地より申出候、時候御伺并御出入被

仰付候御礼も被申上候由、

一長崎江異国船渡来ニ付て之御国許御家老衆より爰許御

同席江之御問合々通、

一右同所小唐船着前飯島江漂着いたし候御問合々通、

一豊後殿・石見殿へ奥四郎より之問合々通、メ三通菊地

藤助より請取候付、伊東正兵衛へ為持御家老座江相下

ル、

一水戸様御側向尼子長三郎と申人より杉浦金次郎を以、

重久玄碩迄被申聞趣は、前中納言様より折田與右衛門

事学文武芸等相心得居候者之由、就ては蝦夷地へ相渡

候義杯は 上江通不苦候間、本之通被召遣候道は有

之間敷哉、宗益杯へ申候ては不宜候ニ付、玄碩へ申聞

候ハ、

上へ通道も可有之と 御沙汰之由、玄碩病氣故伊東正

兵衛を以申越候、

九月七日式日到着にて左之通問合相届、

一大砲船御用為御見合硝子板唐江御調文相成候処、買入

方不相調旨折田平八外卷人より三原藤五郎江申越候届

書ニ相添候藤五郎問合々通、

一金拾五両

右は指宿市十郎江奥御小姓御近習番所詰被仰付候処、
困窮之以御取訳御内々御取替被名越彦本ノマ太夫問合彙通、

一市中諸郷米相場三原藤五郎問合彙通、

一御船大祥丸式拾三反帆大島御用船之内にて、種子島西
之濱へ打揚致破船候、三原藤五郎外壱人問合彙通、

一七月十七日以来琉球嶋々登船致入津候、福崎助八外壱
人問合彙通、

一三十間之御軍艦追々御製造之

思召付、右へ相用候宜敷材木圀置候様山奉行申渡、大
砲船掛御船奉行江も申渡置候旨、三原藤五郎問合彙通、

一七月十三日御国許東風相応ニ時化立候得共、田島等相
痛候場所も無之旨三原藤五郎外壱人問合彙通、

但右ニ付添那奉行書付相添、

一落葉松苗木

右廻船便より相届次第都城方限致吟味植付方いたし候
様山奉行江申渡候旨、三原藤五郎外壱人問合彙通、

一公義御用にて製造相成候大砲船、中段之所へ御座之間
之様出来候様掛御船奉行江申渡候旨藤五郎問合彙通、

一波戸御築添御普請追々相片付当月中旬頃御成就旨福崎
助八外壱人問合彙通、

一羅紗并岬岐類本数等之一卷、三原藤五郎外壱人問合彙
通、

一於長崎表蘭語通詞稽古被仰付度御願立相成候処、御聞
届相済、就ては懇望之者は追々稽古方被仰付候 思召
ニ付、取しらへ方いたし候藤五郎問合彙通、

一阿久根御藏土蔵ニ御造替ニ付絵図面相添申越候中村新
介問合彙通、

右之返答九月廿二日

高輪様御立之御左右飛脚便より為仕出候事、

九月十九日

一今日永江休之丞此御殿江為御機嫌伺罷出候ニ付、今朝

御直ニ承知仕候堤四郎太事、大倉隊太鼓致出精候ニ付
被召出中小姓被仰付度

思召候御内慮、并右へ追て 思召之訳被為在、大倉と
名字替被仰付度思召之御内慮之趣、永江氏へ口合、猶

又書取を以相渡、

宰相様御内慮可被遊旨被仰付候趣、致演説置候処、翌

廿日右同人參、前条之趣

宰相様へ申上候処、太鼓出精いたし候との趣にて被召

出候ハ、随分可宜、大倉名字替被仰付候儀は、御藩

中之事故些不宜哉、先例取調へ候様得能彦左衛門江被

仰付候処、彦左衛門申上候は、伊勢家之家来ニ馬鞍造

有之、師匠家より申候は、此方名字を附候ハ、伝授可

申候得共、無之其儀候ハ、難致伝授と申事にて名字替

仕候由、其外ニは先例逆は無御座候得共、

思召ニ御座候ハ、何も御差支不被為在と申上候由、勿

論寶曆之度仰渡ニは、武芸外ニは不被召出と被仰渡候

由も承候ニ付、何分可申上旨返答いたし置候、

一御勘定小頭格勤方は迄之通橋本助八へ被仰付候 仰出

宍通、豊後殿へ渡ス、

一普門院綿座支配人一条願之趣ニ付、別紙之通豊後殿へ

渡ス、

一別紙別府藤太郎綿座年数先キ願之儀、藤太郎にて過当

ニ有之、普門院義上京旁入佃相屯難立行時宜成立候付、

綿座御心付向等被仰付被下度内意も有之候付、達 御

内聽、尤之吟味ニ候間、御手前様御談申上宜取計候様

との御事ニ候間、綿座半分普門院并別府藤太郎江被仰

付候様、御着之上御取計可被下事、

但商法砂糖御蔵入支配、右同地并他国出手形取次支

配之儀、別府江願之通御免之事、

右豊後殿江渡ス、

寺尾庄兵衛

木場次右衛門

有川十右衛門

奈良原助左衛門

右は小普請被入置候処、此節

宰相様より被仰進趣有之、〔不殿カ〕容易事候得共、無御扱御事

候間、別段厚

思召を以御赦被仰付候、

名越左源太

板鼻清太夫

山之内作次郎

脇岡五郎太

松本一左衛門

和田仁十郎

山口及右衛門

吉井七郎右衛門

大久保次右衛門
新納彌太右衛門

近藤七郎左衛門

右は御奉公被障置候得共、
宰相様より被仰進趣有之、別段之御取訳を以此節御赦
被仰付候、

右之通被仰付候条於御国元申渡候様可申越旨被
出候、

九月

御取次

豎山武兵衛

右豊後殿江渡ス、

一 玉利喜左衛門

宰相様御方掛御広敷番之頭御役替被仰付候

仰出壹通豊後殿へ渡ス、

一家来下人段々致欠落候由ニ付、捕方いたし候様 御沙
汰ニ付、豊後殿江相達候処、先日より手を付置候旨承
候、

一 葛印来春下り之模様ニ付ては、

宰相様御立後ニ御願申上候ては、御差図も被遊兼候半
と奉恐察候ニ付、豊後申談永江休之丞より島山を以当
人致納得候様申聞候旨申上候処、何分
御差図は被遊兼候間、右通取計宜との

御沙汰被為在候間、豊後殿へ相達置候、

一 御国元より唐反布一条之儀、豊後殿江御問合相成入
御覽候処、宜取計候様ニとの

御沙汰被為在候ニ付、伊東正兵衛を以御家老座江為申
述問合も相渡候、

右同案之趣を以、三原藤五郎より申越候ニ付、是又右
同様之返答にて可然旨書役江相達置候、

一 御国元町人共自分失却を以人參売捌方一条ニ付、奥四
郎より問合有之、是は宜取計候様ニとの御事ニ候、其
趣權之助へ相達置候、

一金拾五兩

右は西村喜作二女

御側之御番人被仰付上り候ニ付、仕廻料旁御内々可被
下旨山田壯右衛門より申出候ニ付、直ニ同人江水引か
けニて相渡候、

一 御下向之上豊後殿江被仰付置候寺尾庄兵衛初其外之面
々御役等被仰付候節は、自分申上ニ可相成ニて可有之
と

宰相様御沙汰被為在候由ニ付、其通相合置候様ニ、豊
後殿より被申聞候付、致承知候旨申述置候、

一長崎表江御用向有之町便仕立具候様山田壯右衛門より
申出候付差立候事、

九月廿一日

一今日八ツ時御供揃、奥御玄喚銅御門御出にて、高輪御
殿江為 御暇乞被為入候、右御出掛之時御休息所ニ罷
出、琉球人立ニ付船造立之義御元御家老衆より問合
之趣は、長崎作左衛門・濱崎太平次より飛船十六艘自
分以失脚造立仕御用弁仕度との趣ニ候処、豊後殿被申
候ニは、御国役之事故彼之者共より致造立差上候は不
宜、矢張 御物御構にて御造立被仰付候、往々御用
弁ニも可然哉ニ被申候由、石見殿ニも同様にて何分伺
具候様、石見殿より承候ニ付申上候処、御物にて御造
立可宜被仰付候ニ付、其趣翌廿二日御同人江相達、問
合相渡候、

一一條様より大坂御留守居迄御使にて、模合御企ニ付御
加り被下度、左候て御銀主共江も御頼被下候様ニとの
事にて、書面御家老衆より被差出、尤御事多御時節ニ
付、御断之方可御宜との添書を以被申上差上候処、否
之 御沙汰も不被為在、以庄太郎被相下ヶ候ニ付、

御添書通可被仰付旨、正兵衛江申聞、書面御家老座へ
被引渡候、

一昨廿日永江休之丞より承知いたし候堤四郎太一条ニ
付、今日廿一日高輪より

御帰殿被遊候砌、御休息所にて申上候処、寶曆度之仰
渡入 御覽候様被仰付候、右御返詞之趣ニ付ては、先
此涯之処は中小姓ニ被召出太鼓役被仰付候方御宜、左
候て往々皆伝等いたし弥御用立候上、大倉名字替被
仰付候て、御宜は不被為在間敷哉と申上候処、其通宜
との御沙汰奉伺候ニ付、 仰出九月廿二日伯耆殿江相
渡ス、

九月廿二日

一昨夜普門院より町便序にて書状相達候趣は、自分事
宮様 思召を以永院被仰付度との趣承知仕御断難申上
然処余程物入ニ付折角才覺いたし候得共、旅中之事故
調達不致、長々滞京も難致当惑いたし候ニ付、御内用
方より銀貳貫三百目御取替被仰付被下度との趣にて願
書相達候ニ付、今晚 御帰殿被遊候節、御休息所へ
罷出、粗大頭迄申上、書面は明日入 御覽候様可仕

旨申上置候付、今廿二日右書面へ添書を以申上候趣は右ニ付ては豊後ニも滞阪中ニ御座候間、右書面差遣見計を以宜取計候様、被 仰付越候ては何様御座候哉、同席江も申談此旨申上候との趣にて入

御覽候処、思召寄不被為在候由にて、直ニ御下ケ被下候、今日

御発駕飛脚より願書ニ添書いたし相廻し候事、

但添書は伊東正兵衛認候、

一拙者よりも豊後殿へ右一条并染川御取替之儀旁乱筆なから一封致呈上候事、

一今廿二日

宰相様御発駕ニ付御使番方調表向之御使、御口上書を以相勤候有馬舍人へ取会(トク)へ

一金百兩

右は

宰相様江為御餞別、昨廿一日被為入候節、被遊御持参被進ニ相成候事、小サキ白木御台付御目録は御有一折と有之、

腰書ニ御料物百兩と有之、

一長崎詰御目付衆永井岩之丞殿より御国元へ鉄砲張方被

相頼出来候ニ付、代料為念呉候様被申候由にて、御附

人より三原藤五郎方江申越候由にて、三原より何様可仕哉と伺越候ニ付奉伺候処、御役柄逆も被進候筋ニは

承知不致咎候ニ付、総書差出候様可申越旨被仰付候ニ

付、今廿二日飛脚より三原并染川江も右之趣申遣候事

一嶋津淡路守殿御広敷より被罷出候て、井上庄太郎へ被

申聞候は、

宰相様御発駕ニ付、御祝義御側御用人へ取会可被申上

咎候得共、其筋ニ取計呉候様被仰候由、庄太郎より申

出候ニ付、毎之振合通り首尾相成候様志岐藤兵衛江達

置候事、

九月廿三日

一今日四半時御供揃奥御玄喚銅御門御出にて、大圓寺

慈照院様御正忌日ニ付

御参詣被遊候、御着服御熨斗目御半袴被遊候、九ツ

過 御帰殿被遊候ニ付、御休息所ニおひて、早川五郎

兵衛、井戸殿江御使相勤、用人竹村慈左衛門を以對馬

守殿江申入候折田與右衛門一条承候、井戸殿御返詞旁

申上候、

一 寶曆年鑑被仰渡候被召出者之仰渡、入 御覽候様承知

仕候ニ付、御家老座御記録方ニも寶曆之仰渡留無之と

申事ニ候、右ニ付天保四巳年被仰渡候内、寶曆之度仰

渡之趣も込居、右ニて相分り候ニ付、夫を書抜入 御

覽候処、右書抜は則御下ケ被下候、先日永江休之丞よ

り寶曆之仰渡ニは、武芸之外は不被召出と被仰渡候由

承候得共、芸能又者思召ニ候ハ、別段と有之候、少々

一金百両

右は御一条ニ付ては加藤總兵衛殿御掛之由ニ付、樂春

院殿を以何哉之義御聞合被遊候ニ付、其ためニ樂春院

殿迄御廻し被遊候間、差上候様承知仕候ニ付、御手許

江差上可申哉奉伺候処、其通ニて宜との 御沙汰承知

仕候ニ付、紙封ニいたし山田壯右衛門を以御手許へ差

上候、

九月廿四日

一 竹村慈左衛門より早川五郎兵衛へ折田與右衛門義ニ付

御進達ニ相成候書付、極内写し相廻し候由差出候ニ付、

岩元左右衛門を以差上候処、御留置可被遊旨、同人よ

り承知いたし候、

一本壽院様御事、様之字ニ相唱へ、御席順之義は姫君様

方先御次と被仰渡候由、昨日之御沙汰書ニ相見得候、

九月廿五日

一 御国許式日到着ニて左之通相届入

御聴候、

一 相良運八中御暇願出下着いたし候由、三原藤五郎より

之問合書通、

一 学問并蘭学稽古方として五人位程も為致出府候様申遣

候返答、三原より相達候、

一 長崎表蒸気船来着ニ付、為見習出崎被仰付候旨申遣候

処、木脇賀左衛門・御大工頭福崎仲左衛門・御小人坂

本與市出崎被仰付候筋致吟味候旨、三原より返答申来

ル、

一 銀地金拾四貫三百六拾八匁

竿ニして百三拾八本

一 番銭数三千式百八拾七枚

目方ニして式拾四貫五百目

右之通此節相届候、

小形之内大中小取合

一 小形銭数九百三拾壹枚

目方ニして壹貫六百六拾目

大中小

一金銭四百八枚

大中小

一 銅番銭百六拾貳枚

右之通御国許御格護相成居候由、三原氏より申来ル

一大坂へ差越居候小倉玄昌事、症瘡等にて致難渋候ニ付、

湯治御暇之願申出候由願書菱刈七左衛門より問合越候

但入 御聴宜取計候様同廿九日式日より及返答候、

一 九月十一日入札砂糖六千三百拾八丁御払相成候御届、

山下仲右衛門・黒江八左衛門より問合有之候事、

一 此内申遣置候馬上筒三挺要具共出来にて、今便三原藤

五郎より為差登候、

但此筒は先度藤田與一兵衛より願ニ候処、御在合無

之候ニ付山田壯右衛門持合之品を取替被下ニ相成

候ニ付、壯右衛門へ返筒ニ相成候事、

九月廿七日届、

一大黄卷万式千四百四拾九斤被差出候様、長崎御役所よ

り被仰渡候由にて、染川喜三左衛門より之問合并奥四郎申出之書面相添、

右三原・福崎より差越候ニ付入

御覽候処、四郎申出通宜との

御沙汰ニ付、同月廿九日式日より致返答候、

当分御在合、

一大黄式千八百斤

当夏届之賦

一同四千三百九拾斤

ノ七千貳百斤余

内五千斤地禿用

右之通御国許御在合之由、右同人共より申越候、

九月廿七日

一 早川五郎兵衛へ山内徳右衛門より遣候書状壹通、入

御聴候ても宜との事にて請取置候、

但山田事〔長崎奉行〕は荒尾石見守殿用人之由ニ候、

一 佐久間修理一条ニ付町奉行方調へ之一冊相請取、一覽

濟之上は山田壯右衛門へ渡具候様ニとの事、

九月廿八日

一 山下乡左衛門悴住七郎事、御能方仕手連致出精候様被仰付置候処、中小姓勤にては思通稽古方不相調候ニ付、別勤にては被仰付被下候ハ、難有修行調ひ可申旨、市左衛門より山田壯右衛門迄申出候由、同人より承候ニ付申上候処、同通被仰付候、

一 河野四郎兵衛・有馬五郎事、御手網方江被掛置候処、旅勤勝にて家事之儀も難調仕候ニ付、御心付にては被仰付被下候、早川務より山田壯右衛門江申越候由にて同人より承候ニ付達

御聴候処、同通被仰付との御事ニ候、
一 石見殿事、御内用ニ付出府被仰付置候ニ付ては、御合力は不被下御規之由ニ付、御迷惑ニも可相成候間、当詰同様被下候ハ、難有狩之由、御家老座書役より承候ニ付、達 御聴候処、同通被仰付候、

九月廿九日式日被差立候ニ付、左之通及問合旁候事、

一 琉球より差登せ候番金、都て為差登候様被仰付候付、吹替可差登旨、三原・福崎江申遣候事、

一金式拾両

河野四郎兵衛へ

一同十兩

有馬 五郎江

右は御手網方へ被掛置候ニ付ては、旅勤勝にて家事之儀も不行届困窮者共故、難渋いたし候御取訳を以、右之通御内々被下候間、御家老衆へ申出、三部銀之内より取揚銘々江被引渡候様、名越彦太夫江問合候事、

一 水間喜藤太・内野太左衛門、コルノメートル御時計仕掛方伝授として出崎被仰付越、御家老衆へ申出、出崎被仰付両三日中出立之段、三原より返答、

一大御支配

御下国之上被遊

御指揮候付、蒔見筆算二三手相備置候様申越候処、郡奉行江稽古方申渡候旨、福崎返答、

一 琉球より持登御取揚相成候唐銭、宜様致吟味可取計旨被仰付越趣承知仕、御家老衆へ申出、何分も可致取計旨三原より再答、

一 諸郷私領一統豊熟之御届、三原・福崎より申越、
一 筑前様より吉永源八郎外壱人被差越候御返答、篤と御勘考之上被

仰付越候儀共申越候御受、三原申越、

一 御召木綿物支配人田中平次郎儀ニ付、山田壯右衛門よ

十月二日

り申越趣可有之、無差支訳ニ候ハ、相濟候様申越候処、

一 今晩四ツ時頃大地震ニ付

致承知今日壯右衛門へ致返答候趣之返答、三原より申

太守様御初 御總容様、無御差障御数奇屋原江御布屋

越、

を被為張、右江終夜被為入候、

一 三拾貳間之大砲船御製造用材木取しらべ之儀申越候処

一 地震ニ付御中途江飛脚被差立候、

致承知候旨御受答、三原・福崎より返答申越、

一 市中諸郷米相場御届、三原・福崎より申越、

同三日

一 御召木綿物支配人田中平次郎江、金千兩拝借被仰付候

一 大地震ニ付、從

儀ニ付、被

公方様上使以仁木二郎八郎殿、御世話ニ思召候付御尋

仰付越候通取計候旨、名越・三原より返答申越、

被遣候との御口上ニ候、尤押掛成事故誰ニても御逢被

十月朔日

成度との事ニ付、西筑右衛門御面会仕候処、右通之

一 今日御登 城被遊、九ツ過奥御玄喚より被遊 御帰殿

上意ニて御座候由、左候て御直答被遊候筋可取計、勿

候ニ付、御休息所へ罷出、山崎拾貳百兩御取替願申

論御廻動ニも被為及間敷との義迄も被仰置、御退出ニ

上候処、御許容被為在候ニ付、当人へ引渡候、

付御門地復迄同人御送いたし候由、

一 近日中澁谷御屋敷江被為入、高木様御屋敷 御見分可

一 今日七時御供揃ニて

被遊候付、私江も罷越候様、左候て往々は表ニ相掛候

太守様御初其外 御總容様 澁谷御屋敷江被為入、被

義故、御留守居も見置候方宜候付、五郎兵衛・筑右衛

遊御逼留候、

門罷出候様

御沙汰承知仕候ニ付、五郎兵衛へ達置候、

十月四日

御沙汰承知仕候ニ付、五郎兵衛へ達置候、

一 昨日上使之御礼、今日五時御供揃ニて御登城被遊候、

安政2年

御帰掛櫻田御屋敷并芝御屋敷江被為入、被遊御見分候
由、

一 櫻田御屋敷江被召置候定府并勤番五十軒御長屋、及大
破困窮いたし候ニ付、御内々御手許より御金可被下候
ニ付被仰付候間、御用部屋より式百五拾兩八郎江
ママ
次巻ニ続ク

〔表紙〕

豎山利武公用控十四冊之内 七
 (自安政二年十月十一日至十一月廿三日)
 〔扉〕

公用扣

安政二年卯十月十一日ヨリ
十一月廿三日迄

七

(紙数 八十六枚)

為持、早川五郎兵衛へ引合候様申付遣候処、委細取調
 へ候上引渡方取計可申候間、其内御預申置との返答ニ
 候、被下方人数左之通り、
 一金五両ツ、

田宮 安知
 仙波市十郎

一金三両ツ、

右外人数ニ付

一金三両ツ、

- 六村清左衛門
- 田畑清太夫
- 室生才次郎
- 村岡一郎次
- 落合孫右衛門
- 小野半左衛門
- 澁谷龍徳
- 石神三十郎
- 澤井玄俊
- 伊藤善兵衛
- 和田平七
- 山口新十郎
- 脇元太郎左衛門
- 重久壯右衛門
- 村岡一郎
- 田中清太夫
- 田中清之進
- 頼川助十郎
- 與倉宗助

安政2年

一金壹兩ツ、

一金三兩ツ、

一金貳兩ツ、

一金貳兩

平瀬十兵衛

帖佐六郎太

帖佐半之丞

桐野與左衛門

白尾登五左衛門

向井源之丞

濱田民左衛門

愛甲藏記

久保喜太郎

肝付彌九郎

上原源之丞

川村新藏

大篠笹吉

渡邊泉吉

富永三平

守衛方郷士

四拾五人

御留守組

足輕

一錢貳貫文ツ、

貳拾壹人

御兵具方

足輕

貳拾三人

屋形方

人足

四人

掃除方

人足

三人

御門下番

壹人

賄夫

壹人

平人足

拾九人

八百屋

四人

一金三歩

一同貳兩

一 錢貳貫文ツ、
牛嶋林左衛門
中間

五人

一金拾五兩

早川五郎兵衛

右ノ金三百貳拾四兩三步

御渡金貳百五拾兩

一 差引不足ニ付金七拾四兩三步御渡、

右之通致算当、早川五郎兵衛より差出候ニ付、入 御

覽候事、

一金貳千兩

右は 御手許御用ニ付、私方江御格護被 仰付置

候三千之内〔兩腕カ〕より、山田壯右衛門を以差上候事、

十月十一日

一 地震ニ付、高輪御屋敷左之通之人数被召置候面々、御

長屋及大破、木屋掛ニて罷在候ニ付、御内々より左之

通被下候、

一金五兩ツ、

西村 仁平

一同三兩ツ、

片岡 三次

大野 甫立

一同貳兩ツ、

大熊 加悦

堤 龜太郎

一同壹兩ツ、

磯邊 喜二郎

山本 傳五郎

ノ貳拾七兩

右之通地震ニ付、木屋掛ニて旁及難渋候御取訳を以、

極内御手許より被下との趣を以、井上逸作より引渡候

処、御請御礼申上候、

十月十日

一 大坂去ル六日仕立町便を以、地震一条ニ付、豊後殿并

菱刈・徳尾等より問合相達候、

一 去月晦日蒲生郷右衛門・町田助十郎・上井甚七出府被

申渡候旨、豊後殿より被申越候、

一地震ニ付、御銀主共出銀之儀違方ニ相成候処、御請申出候由申来候、

十月十日

一御二度後、御隣高木主水正様御屋敷へ御内々為御見分被為入候処、御向様御家老高木新兵衛改服〔内脱之〕にて御案内〔内脱之〕たし候、

十月十二日

一金五百兩

右は高木様御屋敷内壹万四千坪余永御借地之御内約被為在候ニ付、則御用ニ付立木段々御切らせ被遊候付、右之通山崎拾へ引渡候、左候て同人より彼御方高木新兵衛江引渡候事、此涯御響合も有之候ニ付、極御内々にて候、尤当年より巳年迄三ヶ年ニ掛り、左之通御金割にて御入付ニ可相成賦ニ候、

一高木主水正様御隣御屋敷就御定約御金割、左之通被相

極候由、山崎拾より申出承届候、

一金壹万也〔内脱之〕

内五百兩今日御渡申候、

内貳千五百兩当十二月御渡可申候、

内貳千五百兩来辰三月御渡可申候、

内貳千五百兩同十二月御渡可申候、

内貳千兩来巳二月御渡可申候、

十月十三日

一金三拾兩

右は高木様御屋敷立木杉御三階御用として御貫ニ相成候ニ付、右代料ニ付山崎拾江相渡候、

一金三兩

御広敷番

田尻小次郎

一同壹兩ツ、

御庭方付役

比野友吉

伊藤庄之進

上田銀次郎

右は高輪へ被召置候面々にて、此節地震ニ付御長屋及大破、致木屋掛難波いたし候ニ付、極内御手許より頂戴被仰付候ニ付、高輪詰井上逸作迄為持遣候処、

銘々為戴候処、御礼申出候由申越候、

十月十四日井上逸作迄相廻し候事、

千頭 湊

川井嘉一郎

上田宗二

一同三両ツ、

佐多彦五郎

一代御小姓

富山善之助

三雲三五郎

多治見禮助

一代

佐野八郎太

与力

山元辰次郎

足輕

飯島敬次郎

池上三七

〆金三十拾四兩

右書同断、

十月十六日

一今晚奥方書役本ノマ、養田傳兵衛御国許より、急ニて被差立候
処、伏見ニて豊後殿被相渡候由ニて、左之通相違候、

一紅花代苞箱ニ付拾匁ツ、安田屋江被下方大坂ニて御吟
味相成候由、尤当人江も内々御しらせ有之候処、難有
狩候旨申出候由、

右十七日入 御覽候処、吟味通りニて可宜旨 御
沙汰承知仕候ニ付、十八日御中途江被差立候飛脚よ
り、右之趣徳尾藤左衛門へ申越候、

一得淨院より菱刈方迄、御内々之儀ニ付金百兩入用ニ付
借入呉候様申越候ニ付、豊後殿江申出候処、先五拾兩
御渡被成候付、猶御吟味も可有之候付、御同人出立後
ニ相成候間、伊集院太郎右衛門へ何分可申越旨御間合
有之候付、則入 御覽候処、被遊御承知太郎右衛門へ
可申越旨被仰付候、

右ニ付同十六日 御中途へ被差立候飛脚便より、太
郎右衛門へ申越候、

一御同人より拙者へ自書相届候、
一豊後殿より被差上候文箱苞通相違候ニ付、今朝差上候、
一三原藤五郎より御用之大砲船御廻し方ニ付、船頭・水

主等之儀申遣置候処、致承知折角可致吟味との返答相達候、

一出水脇元真珠之一件申来候、

右式行則入 御聴候、

一今朝 御目見ニ罷出候節、豊後殿より被差上候左之通之書付、私方江預り置候様ニとの御事にて御渡被下候、

一銀八百貳拾六貫七百四拾貳匁七分貳り

金ニして壹万貳千六拾九兩壹部余

右琉球産物方御在合金之内より

一同五百九拾八貫六百貳拾三匁三分六り

金ニして八千七百三拾九兩余

右高岡紙座御在金之内より

一同三百四拾三貫五百目

金ニして五千拾四兩貳步余

右錫山方御在合之内より

一同千四拾貳貫四百貳拾五匁

金ニして壹万五千貳百拾七兩壹部余

右紅華方御在合之内より

一同三百四拾九貫四百三拾七匁九分五り

金ニして五千百壹兩壹部余

右商砂糖代三步銀之内より
右本行下張紙ニ

本文外ニ

銀百七貫四拾三匁九分三厘

右は商砂糖代銀ニ相掛三部銀当分之御在合ニ御座候、

三步銀二口

合銀四百五拾六貫四百八拾壹匁八分八厘

一金千七百七十八兩壹步(拾カ)

右井上様其外御借用金元利御内用方江御差分之内

より

一同五万兩

右御内用御蔵御積金之内より

合金五万七千七百七拾八兩壹部

合銀三千百六拾貫七百貳拾九匁三厘

金ニして四万六千四百四拾貳兩

兩ニ付六拾八匁五分替

二口

合金九万七千九百貳拾兩壹部

右は琉球産物方并其外諸御産物料之内、御物方江取替

相成居候株々右之通御座候、以上、

十月二日

大坂御留守居

豊後殿より被差上候書付左之通

一琉球産物方并外御産物料金御物方へ御取替ニ相成候株々、取調いたし候ニ付差上候、別紙之通過分ニ取替ニ相成居候、

一金三千五百兩

右高木家之屋敷御取入代金当年中ニ 残りハ辰・

巳兩年ニ差統候様手当仕置候、成丈ハ来月中ニ豎山・

向井方江向差統方仕候間、左様申上置候、

一金四千兩

右大久保家屋敷料、錫代ニて取替相払置候間、是又差

統候様手当いたし置候、

右外承知仕候条々は、追々御届申上候様可仕候、

十月七日 〔十脱カ〕

一十月十七日蓑田傳兵衛拙者御長屋江致面会候処、御国許御家老衆より豊後殿・石見殿・伯耆殿江被遣候琉人共より之葉種買来候一条ニ付て之書面、御添書等も有

之数通ニ候間、篤と致一覽候上達

御聴呉候様ニとの豊後殿より御伝言も有之、承届右之書付請取候、

右十八日入

御覽候処、何れ御取入不被下候て

は難叶候ニ付、御留守居方引合御願書等も取仕立候様、左候ハ、去方なと御申込ニて、阿部様江にも被仰上、其上ニて御願書被差出方宜との

御沙汰ニ候、尤此度限り御取入被下候ニ付、以来

御調文違之節は決て御取入被下間鋪との義申聞置候様ニとの御事ニ御座候、右之趣十月十九日蓑田

へ相達、書付も相渡ス、

十月十八日

一夕刻被為召候付罷出候処、宗澹罷出居、

御沙汰ニは、遠江守様より右同人を以

親姫様一体御身弱ニ被為入候処、地震ニて御上屋敷及

破損、急ニ御手難付、当分は金杉御屋敷江御子様方御

一緒被為入候処、御手狭ニて御窮屈被為入候ニ付、福

壽亭を御借受被遊度被仰進候由承知候得共、右は別て

相損御家中さへも栖居出来兼、又方々之事ニ御座候得

は、急速御手之付候場合ニも難參申上候、就ては此御殿も御狭く被為在候得共、被為人候様御返答可申上旨、宗澹江被仰付候、

一 今十八日

宰相様御中途江、此節地震ニ付当日則成行之御左右啓は申上候得共、別て御懸念思召、近々之内又々飛脚致到来など、御待可被遊候由、此御方より仕出し候帰飛脚ニ同席共より申越候ニ付、芝・田町・高輪・櫻田其外御屋敷之^{〔圖説カ〕}絵面等も相添、御供御側役迄御左右猶又申越候、

一 先達て井上庄太郎より相請取、御軍役方江御格護相成候様、蘭書和解一冊相良彌兵衛へ相下ケ置候処、又候御用有之候ニ付、取寄せ呉候様庄太郎より承候ニ付、取寄せ同人江相渡候、

十月十九日

一 迫水孫次郎より高輪御屋敷環江御門并西御門御式台向等都被新御出来可被仰付哉、且亦札渡所之御長屋は已前定府被召置候御長屋ニ付、勤番御長屋ニは不相并旨伺出候由にて、井上逸作より絵面等相添差越候ニ付、

今朝罷出奉伺候処、高輪之儀は都て以前通有之候方宜、札渡所之義は勤番御長屋ニいたし可宜との御沙汰ニ付其趣逸作江相達候、

一 一身以下人数書篠崎彦十郎江相渡候、右は御長屋出来方ニ付、猶又取調へ有之候様申渡置候、

一金子壹両貳歩

一 右は青山家屋敷内ニ罷在候百姓植付置候野菜御貫ニ付、被下として山崎捨へ相渡ス、

一金五百疋

一 右は高木様御屋敷内御門出来丈御地所御貫之筈候処右往来ニ相成候処ニ、御家中罷在庭など作り置候処取除キ方ニ付ては迷惑ニも相成候ニ付、為御挨拶右之通被下として拾江相渡ス、

一 高木様御屋敷之木教書付候帳面御預被下候、御用部屋御格護いたし置候事、

十月廿日

一 戸田采女正様御在所より御使以田上角左衛門、此節地震ニ付為御見舞御菓子一箱被進候、右御口上御小納戸より申上相成候処、私被為召御使之御挨拶、并

親姫様金杉御屋敷江被為入候処、御手狭ニ付、此御方
福壽亭を御借受被成度趣有之、然処此御方様御屋敷並
谷外之御屋敷は却て御大破ニ付、急々御手を被附候義
も難被為叶、依先候ハ、御逗留ニ被為入候様可被仰進
候得共、其内は彼御屋敷之御役々江宜御頼被遊度趣、
御使者へ相頼可申旨、勿論 御逢可被遊寄候得共、御
混雜中被召通御間席も無之候付、私より旁可致演說旨
被仰付候間申述候、左候て遙々被差越候付、不御取敢
金子五百疋被下之、引渡候処御礼申上候、御菓子被下
之、

一金五百兩

右は諸御払御用として御内用上以出入、今日向井新兵
衛より相廻し候、

十月廿一日

一金七拾五兩

右は山崎拾方御払、又は前払として同人へ相渡ス、首
尾合は有馬仁左衛門にて候、

一去ル十三日

宰相様大坂表御立被遊候御左右啓、飛脚到着にて豊後

殿より左之通相達候、

一御同人より自書沓通私江、

一宰相様御下向之上、吉野調練御覗被遊候てはいか、可
被為在哉、以永江休之丞豊後殿江

御沙汰被為在候一条自書御問合沓通、

一金貳万兩御普請御用として差登せ方申上越置候ニ付、
右之内、此度五千兩御差統被成候一条御問合沓通、

一小倉玄昌、志々目謙受へ被召附罷下り候様御申渡之処、

病氣故陸地之通行難調候ニ付、船より罷下り申度願出、
其通申渡候一条御問合沓通、

一京都詰横目式人詰被仰付度、其内篠原伊右衛門交代前

ニ候得共、来春迄詰越被申渡相濟候由問合沓通、

一友野七郎左衛門仕掛之御用有之候間、是迄之通差寄相
勤候様被申渡候由之問合沓通、

一佐土原銀主江同所より出役いたし候者より、懸引いた
し候書付等二通被相廻候、

一砂糖入札有之候申上、御留守居兩人より問合沓通相達
候、

一御普請ニ付ては、御金も過分ニ御用可有之候間、追々
差統可申旨御留守居へ豊後殿より被達置候由之問合沓

通、

一 大坂総帳一冊被相廻候、

今晚山口直記泊番ニ付、入

御覽候様澁谷へ相廻し候処、早速可入

御覽旨返答有之、

十月廿三日

一 今朝罷出 御目見仕候て、豊後殿より被申越候

宰相様御下向之上於吉野炮術訓練御視之義、被申越候

越達〔應カ〕 御聴候処、右は爰元 御發駕前高輪江被為入

候節、御下向之上は吉野にて訓練

御視被遊度被仰上置候由、就ては別段不被仰進との

御沙汰被為在候間、左候ハ、其趣豊後江可申遣旨申上

置候、

一 昨日差上置候豊後殿被遣候数通之間合、今日私へ御渡

被下候、

一 左之通 御書取を以私江御渡被下、猶致吟味候様被仰

付候、

一 諸家供連省略之儀被仰出候ニ付ては、仙臺其外如何之

振合ニ候や、承合候様可申付候、

一 此度衣服之義被仰出有之候間、此方も右ニ準候処、吟味之上可申出事、

一 国元之儀も同様ニ吟味可申遣事、

一 地震ニ付、本ノマ、 国家之者上ケ金中さとし之儀不宜存候、実

々願出候者格別此方より申さとし候事、急度無用ニ存候、

一 芝住居脩覆之儀は、寛々取掛候内存之旨可申遣、尤辰

之口江琉人参府之儀申談候、弥之事可申候得共、先之

段申遣候趣にて可申遣候、左候て此度は成丈ケ手輕手

狭ニ修理之考之旨、且丈夫ニ無之候ては不相成候間、

国元大工并材木掛合次第廻船より遣候手当可致旨可申

遣候、

但長屋向は此節直ニ取附候事も可申遣候、以上、

十月廿四日

一 今朝御目見仕候て、駿河殿より豊後殿江御問合ニ相成

候岩下清之丞事、未年功は無之候得共、江戸并琉球江

も相詰候ニ付、御役官被仰付度御内伺有之、尤当年ニ

て見聞役十三年相詰候由達

御聴候処、余り年功も無之候ニ付、先御取揚無之方宜

との 御沙汰ニ付、翌廿五日石見殿江相達、伺書相渡置候事、

返詞御書取を以被仰進候、

右ニ付ては此

一大園寺 御廟所境練塀にて崩落候ニ付、已来板塀ニ

造替被 仰付被下候様、且亦御廟所之御中門石戸も地

震にて折損候ニ付、是又以来板にて御造替被仰付度、

向井新兵衛より承候ニ付、申上候処伺通被仰付候、

一明日使を以向井新兵衛より御元江、材木等大砲船江

積入相廻し候様申越賦ニ御座候間、右は御用船御手船

何れにても宜御座候哉為念奉伺候処、御用船ならば表

向は御手船江積入候様筋を以積入宜との御事ニ付、其

趣向井江申渡置候、

一夕刻西筑右衛門より仙臺様御留守居御使にて、此節地

震并出火ニ付当年中御登城ニ不被為及旨被仰渡置、就

ては余り久々御機嫌御伺も不被遊候も恐多思召候間、

月ニ一度御登城にて御機嫌御伺被成度御願書被差出候

ては何様可被為在哉、此御方様不外御心易被仰下候事

故、御尋被成候との来書相廻し候ニ付、則入 御覽候

処、此

上様にも御同様之 思召にて、最早阿部伊勢守様江

御内意御申込被遊候処、願書御差出被成候方宜との御

御方様ニは御由緒柄にも被為在候御事ニ付、御同席様

江御相談不被遊、近日中御願書御差出被遊候旨、致返

答、宜との御沙汰ニ付、其趣筑右衛門江申遣候事、

右 御沙汰之節、来年は琉球人参府被仰付置候得共、

此度地震ニ付上御屋敷及大破候故被差置候処も無之候

ニ付、来年は御延しにて、来ル午年参府被下候ては如

何御座候哉之旨、是又阿部様江御伺被成候処、其方御

宜との御返詞ニ付、右両度之御願書取仕立候様被仰付

候ニ付、則有川直次郎江申渡置候、

但阿部様江御内伺被遊候書面并御返詞之御書取御渡

被下候、

一御前様御附御広敷御用人大塚吉太夫殿八十以上ニ候処

今度類焼被致候、就ては御銀三十枚被遭御先例之由、

致吟味候様被仰付候、

一近年異国船手当は勿論、万端及入備候折柄、又候今度

稀成地震にて芝屋敷を初諸屋敷大凡及大破、修覆其外

莫大之入備差見得当惑之至ニ候、右ニ付ては出銀等不

申付候ては難相成時節ニ候得共、近年一同及困窮候折

柄故、出銀等之義一切不申付候間、弥節儉を相守土道
嚴重ニ心得候様分て可相達候、

一江戸長屋向近年は自然と広大ニ相成、各を始手広ニ住
居候儀、第一節儉之為不可然候間、以後何役は何間、
何人賦は何程と申儀長屋間数相極メ候様吟味第一ニ存
候、定府之義は家内之ものも有之候間、一樣ニは難相
成義可有之候得共、是又大概之定相立候様吟味第一ニ
候、

一家老人以上交代之節之為、西向屋敷へ長屋有之候得
共、以来上屋敷内江取建、西向屋敷江は家老人長屋
不拵様可取計候、

一近年は殊之物入打統候上、此上如何様之臨時之儀到来
も難計候間、弥無用之費無之様可心拵、当時逆も格外
之儉約相用候事ながら、他家ニ競候得は十分とも難申
訳も有之哉ニ存候間、膳所向入用を始メ万端心附候義
は、其向々より為申出候て、節儉之道行届候様吟味專
一ニ存候、右ニ付存寄有之者は、無遠慮存寄書差出候
様可申達候、以上、

右之通御書取写御下ケ被下候ニ付、亦伊東正兵衛
江為書写石見殿江相渡候、

十月廿五日

一京都詰見聞役當時老人ニて候処、病氣差合等之節御用
及差支ニ及候ニ付、以来已前通兩人ツ、相詰候様被仰
付候、仰出石見殿へ差出置候、

一琉人立参府来ル午年ニ御願立相成候ニ付、御願書今夕
御留守居を以可被差出旨、石見殿江申出置候、

一当年中 御登城ニ不被為及候旨被仰渡置候得共、余り
久敷御機嫌御伺も不被遊候も恐多 思召候ニ付、月

ニ一兩度御登城御機嫌御伺被遊度との趣之御願書、是
も今夕御差出之筈御座候旨、右御同人江申出置候、

一早川五郎兵衛櫻田御屋敷木屋掛方被仰付置候儀は其通
ニて、其外猶又御物見御長屋御出来之儀迄も御作事奉
行之場ニて取扱いたし候様被仰付候、 仰出御同人江
相渡ス、

一御国元之高檻口之絵凶面、取寄相成候様
御沙汰之趣、石見殿江相達置候、

一山田壯右衛門を以阿部様御内意被仰込候趣左之通、
一琉人参府之事、

来年之筈ニ候処、地震にて上屋敷初大破ニ候間、
差置候場所無之、併来秋之事故夫迄差急候得は可

也ニ出来可申と存候、既ニ寅年ニは三月類焼にて、十月は参府も整ひ候事故、来年ニ候間大丈夫ニ出来とは存候得共、其節は火事計にて此節とは相替候事故、午年迄差延候方にては如何可有之哉、左候得は上屋敷普請も心長くそろく^レと取掛り候様いたし度、尤是迄之奥向其外余り手広ニ候間、此度は手丈夫を第一ニいたし、奥向等成丈け手狭ニいたし旁ニ付、参府延引之義表向伺候ては如何有^レ之哉、

一月ニ宍度 御機嫌伺之事、

右は登城前も無之、月次も同様にて久々御機嫌も伺不申も余恐入候事、且は異国船旁之儀等御役人江問合せ候事も不弁ニ御座候間、御機嫌伺登城いたし候へは、其節殿中にて逢候得は都合も宜敷候間、旁にて相願度、尤越前江も相談申遣候処、同意にて大廊下之向は最早願出候由今朝越前より申遣候、尤仙臺初席申談も可致候得共、銘々存寄も可有之、旁手間取申候間、先は拙者計御由緒柄等之訳を以、御機嫌伺登城仕度段、表向願書差出候ても可然哉、且又其節琉地之事ニ付、海防掛等へ逢候都合も宜との事、書面ニ認メ候方宜敷候

哉、其儀なく只 御機嫌伺計ニ登城仕度との趣にて宜候哉、御内意相伺候、何分琉地之義ニ付、海防掛等へ逢候義願出候事も、当分之仮住居にては逆も相整不申困入申候、

一先達て差出置候琉球控書之儀、此節柄御事多にていた御差図無之候得共、又々いつ何時異国船琉地江来着之程合も不相分、尤琉球迄之海上時節最早相後れ申候得共、別段飛船にて無理ニ差立、少しも早く申遣度存候間、此義も早メニ御差図相願候事、

一此節之御模様にては、御逢願候事も先は不相整困入候、尤琉地仕置其外用向家を以伺候計にては、兎角意味合不相届、右ニ付ては前文

御機嫌伺登城にては相済候得は、其節殿中にて御逢出来候御模様も可相成哉、夫共願候得は、いつ方にてそ御逢可被下哉、此儀も相伺候、

右之趣呉々も此節柄ニ被仰進兼候得共、何分御差置難被成無御扱御伺被成候、何卒極御内分御返答御伺被下候様、御口合可申上旨被仰付候、

右ニ付御返詞以御別紙左之通、

初ヶ条

午年迄御差延之方可然思召候、御上屋敷御普請成丈御取縮之方御尤ニ思召候、

二ヶ条

御機嫌伺 御登城之儀御尤ニ思召候、御願は御機嫌伺計ニ 御登城被遊度と之方宜敷と思召候、

三ヶ条

右は近々御差函御座候御積ニ候間、左様思召可被成旨、

四ヶ条

此節之儀故外ニて御逢相成候御事も御出来兼、此方様於ても御不都合ニ 思召候、御機嫌伺 御登城之節別格御逢被成候義も御出来可被成哉ニも思召候、此儀は猶御合御都合等被仰合置可被成思召候、

一 一昨廿五日月ニ壹両度御登城御機嫌伺被 遊度御願書御差出被置候処、昨廿六日夕御留守居御呼出ニて不及其儀旨、御付札ニて牧野様御用人ヲ以被成御渡候由、西筑右衛門より申越候、

一 松平美濃守様より暑中御見廻御挨拶ニ付て之御書、山

田壯右衛門を以御下ヶ被下候、

右は表向之御書故御右筆江相下ヶ置、

九月廿九日定式十月廿八日到着ニて御家老衆方より

り之間合九通一箇左之通、

一 大乘院入院執行ニ付、大籠飯一对被下之一条

一 宰相様御下向ニ付、一御泊迄御側御用人等御迎ニ被差出候一条

一 入來浦けさ松母孝行ニ付、為御褒美米三石被遣候一条

一 小根占浦町助八百姓召仕五年被仰付一条

一 奏者番謁之書付一通

一 御祝詞書付 一通

一 木脇賀左衛門・御船大工福嶋仲左衛門・御小人坂本與市御内用ニ付、出崎被仰渡相済候書付

一 種子島休藏初其外調練致出精候付、御褒美可被仰付哉之伺壹通

一 長崎へ啖船等渡来一卷等之一箇有之、此内ニ式十三通

一 御家老衆方より之間合十六通と有之一結

一 平田正十郎家来大久保鑑之助無筋証文一件ニ付て之事

一通

一通

一通

一通

一伊地知八右衛門家内無札之吉太郎一件ニ付て之書付一通

一畠山藤次郎名替之伺

一御法事之伺

一縁組伺

一遠島伺

一松平大膳大夫様より御家中を大砲製造方伝習ニ被遣候

ニ付て之事、

一初て高持成伺式通

一兼春市次郎御屋敷御名代伺

一月限伺

一隈崎八之進本家婦継目養子成伺

一肥後八右衛門一住拘下人安太郎百姓召仕七ヶ年一条

一横目勤伊東新之丞逼塞伺

一本田下總守上京伺

一沓包之内木村仲右衛門・福留新右衛門再上納方再調問

合

一名越彦大夫・三原藤五郎より問合之通相達候、

一御石木綿御端物支配人田中平次郎へ金千両御取替被仰

付候一条問合

但仙波市左衛門申出之書付菅通込ル、

一三原・福崎より山口・拙者へ問合

一市中米相場書付

一右両人 山口・拙者へ

一丸木船菅艘宜可取計旨申来ル、

一諸郷米相場付一通

右福崎・三原より

一琉球并三島登船未致入津候由、

三原・福崎より申来ル、

志州安乘浦

御国廻船方

片山小太郎

一 右は往古より由緒有之、代々御国船問屋被仰付、三万

石所務米之内、本石五百石ニ沓部四合五夕運賃米三部

式五拾目直成を以被成下来候処、去年地震ニ付及難渋、

五ヶ年前拝借奉願候之由、金ニして五ヶ年百六拾九兩

余ニ及候由申渡相濟候旨、豊後殿より被申越候、

一地震ニ付金貳万両可差統旨申越候得共、中々右通位ニ

ては可及不足候ニ付、三万両御新借之儀御留守居へ被

達置候由豊後殿より被仰越候、

一伊達様御藩中檜垣彌三郎一条ニ付問合巻通、三原藤五郎より達候、

一浪人本石井密太郎当分山田正太郎一条之間合巻通、三

原藤五郎より相達候、

右之間合十月廿九日

御手許江差上候て棒点之分は御下ヶ被下候、

〔一脱カ〕
十月朔日

一御国元より不時到着にて御左右啓、御中途よりも式通達 御聴、即相下ル、

一駿河殿より爰元御同役方へ問合、右は大砲船御用船式艘、又御手船之大船出来前相成候ニ付、浦觸等已前通御願立相成候様ニとの趣にて絵図三枚相達候ニ付、則井上庄太郎ヲ以入 御覽候処、絵図は写置置候て御届相成候様

御沙汰被為在候由承知仕候ニ付、芝詰同役江絵図面写し方等いたし候様申越候、

一三原藤五郎より此節御造立之大船三艘代、大概之算面書相達候ニ付差上候処、御留メニ相成候、
一眞幸・ふくら二ヶ郷計不熟にて定代難調哉ニ付、郡奉

行被差出候得共未帰候、旁之儀ニ付問合差上候処、即御下ヶニ相成、

一三原藤五郎より以自書祇園洲御台場後之馬乗馬場

宰相様御尋被為在候ハ、何と御答申上可然哉奉伺上、

何分申越呉候様申越候ニ付、申上候処、当分にては不苦との

御沙汰ニ付、おのつから御台場後之事故、馴方旁と申上候方可宜哉と申上置、其趣十一月二日式日より及返答候、

一筑後殿より御取揚高有之候ニ付、申請被仰付被下候様被申越候ニ付、達 御内聴置候処、疾ニ御積置被遊候得共、地震ニ付未御不頓着ニ為被召置との 御沙汰被為在候ニ付、程能返答申越候様可仕旨申上置、十一月二日式日伊地知早太宛にて致御返答候、

一檜垣彌三郎事、遠江守様より一往可罷帰旨被仰遣出立之由、依事候ハ、又可參義も可有之と申置候由、問合一通相届則申上候処、直ニ問合御下ヶ被下候、

一蘭書一冊 絵図七枚山田正太郎へ引渡置致和解候様申渡候旨、三原藤五郎より返答相達候、是も申上候処書付直ニ御下ヶ相成候、

十一月二日

一今朝罷出、先日井戸殿より早川五郎兵衛承知候趣并折田與右衛門今日御引渡ニ相成候由申上置候、然処御請取之上当人能納得いたし候様可申聞置旨

御沙汰被為在候付、豎山郷之丞を芝御用部屋江相招、右之趣石見殿江申上候様申聞置候、

一福永仁右衛門より何れ普請木屋取立不申候ては相濟不申、御取添之は弁利も不宜候間、大久保との御取添ニ長屋有之、是を取立申候ハ、至極弁利宜候得共、当分表方罷在候ニ付、外江被召移処も無御座候間、御長屋御出来迄は御物見下良節被召置候跡江被召置被下候様承候付、申上候処、此涯之事ニ付何も不苦候との御沙汰ニ付、其趣福永江達置候、

一西向一番御長屋江西筑右衛門引移方被仰付被下度内意承候付、申上候処、宜との御沙汰にて、余り当分にては広過可申候間、御留守付役客人位被召置候取仕立候ハ、如何と 御沙汰承知仕候ニ付、吟味候様申上置候趣も石見殿江申上候様相達置候、

一高檻口ニ被召替候義、岡了陰殿を以鵜殿家江御聞合被遊候処、何も御差支之儀被為在間敷、左候ハ、地震之

勢ひ不醒内可御宜と被申上候由、就ては早き方御宜との 御沙汰ニ付、爰元之御大工頭ニ絵図面仕立させ可申旨申上置、此趣石見殿江申上候様郷之丞江相達置候、

一梵鐘之一条先達て 御沙汰有之候ニ付、下書ヲ以今朝入 御覽候処、宜との

御沙汰ニ付、右書面御家老座之衆へ引合候様能勢江申聞、猶又拙者よりも郷之丞へ申聞置候、

一豊後江御金之儀ニ付御返答ニ及候事、

一松平美濃守様より以御直書、此内御家来御国元へ被遣、金子三万兩御拝借被成度、御返弁之義は、福岡製大豆を以御引結被成度被仰進置候処、未御返答不被仰進、御家来共より致心配候由、書付美濃守様へ差上候由、右書面共御廻し御催促ニ付、最早爰元にて御断被仰進候方、宜との 御沙汰ニ付、逆も御調難被遊御事故、早く御断被仰進方宜と申上候処、左候ハ、右之趣書取入 御覽候様被仰付、即正兵衛江為認入 御覽候処、無滞

思召御叶被遊候ニ付、此書面則手扣いたし可宜哉と申上候処、其通と被仰付候、最初は私彼御屋敷江差越御

用人へ逢、御使相勤候様御沙汰承知仕候得共、此御使は山田壯右衛門位にて可宜との御沙汰被為在候、

一金貳千五百兩

右は高木様御屋敷代として、来月中御廻しニ相成筈候処、早く御廻しニ相成候ハ、御都合宜義有之、依て去月廿九日山崎拾を以高木新兵衛へ引合被相廻候事、

一御隣松平阿波守様御屋敷御不用ニ候処、不宜御屋敷故誰も望方も無之候ニ付、此御方様江直ニ阿波守様より御願被成御模様之由御聞被遊、彼御方より弥右通之御都合ニ有之候ハ、御響合旁少しも苦敷不被為在候ニ付、御賞被遊候 思召ニ被為入候、就ては龜丸境之方計仕調置、阿波様境之堀は先跡ニいたし候様ニとの御沙汰承知仕候、

一金子拾五兩

右は内野太左衛門頂戴被致候間合、

一 御曆者

水間喜藤太

右はコロノメートル時計仕掛方ニ付、天文又は算術相

用候訳も候ハ、致出府候様野元一郎使を以、問合遣置候処、算面等相用候儀無之候ニ付、則致出立候趣之問合、

一木脇賀左衛門外両人出崎紅毛蒸氣船等江為質問被差越此節出帆ニ付ては船將等江被下方諸家様御方問合之上先例之振合を以被遣、取計候趣之問合、

但被遣品は略ス、

一肥後七左衛門・梅田市藏より、御国元より木脇賀左衛門其外蒸氣船等被見習被差越候旨申遣置候処、以付紙御本文承知仕候、御国元より木脇賀左衛門・御船頭福崎仲左衛門・御小人坂本與市出崎候との趣は、別紙を以申上候通ニ御座候旨返答ニ候、

一肥後七左衛門・梅田市藏義、蒸氣船見習為旁被差越候ニ付、極意迄も不習得候ては不詮立候間、是非無手技可被取計旨申遣置候処、時々付届も見計、染川よりも内意申込都合能可取計との返答迄通、

一コロノメートル式箱之内江横文字書付六枚入付有之候付、通詞江和解相頼、銘々和解いたし差出候間、内野太左衛門へ引渡置候旨申来ル、

一蘭通詞致師範候人柄取調之義、入

御聽候処、荒木熊八・猶林榮左衛門・西慶太郎・本木

一銀七拾六貫九拾貳匁八分

昌造四人之内猶又学力旁致再吟味頼入方等宜被取計旨

内六拾貫三百六拾四匁八分

申越置候処、帳紙を以御本文承知仕、村上三之助・高

但六割増込ル、

木半藏江蘭通調稽古被仰付候、一昨三日御国元より相

右長崎会所へ上納分

達候ニ付、村上儀近々帰崎之筈候間、其上師範人等頼

拾五貫七百貳拾八匁

入御出入等被仰付候儀も先例之振合を以申渡、追て御

右品川藤兵衛方よりかひたん方江引合渡之分ニ

届可申上旨返答有之、

て同人方江相渡置候由、

一 木脇賀左衛門・御船大工頭福崎仲左衛門・御小人坂本

右は昨年御願立之上帰帆蘭船へ御調文相成候書籍等之

與市御国元より被差越候付、御奉行所へ願出阿蘭陀蒸

内、当夏持渡之段は申越置候処、会所より別紙之通被

氣船へ差越尋問、蒸氣船出帆ニ付、献上之蒸氣御船差

相渡、代銀本行之通相及候ニ付、御差分金之内より払

越度、是又御奉行所へ願出置、近々蘭館江も差越質問

出上納者、又は品川方江引渡候旨之問合

不苦候旨為心得と申来ル、

但帳紙を以錨鏈巻筋之義は去ル二日船積いたし、三

御小人

原・福崎江向ケ相廻し候旨有之候、

内野太左衛門

一金三拾両

詰足輕

右は通詞早川藤兵衛江骨折、以来御願立ニ付ても御都

川畑亭藏

合申上候付、右之通被下方取計候由有之、

右は御時計其外大切成物才領にて被差越急候得共、山

一ボウキユンテイケレールキユル

坂之懸念も有之候ニ付、差引被仰付間敷、就ては山駕

シユストルホウキユンテ

籠江入相渡、左候て足輕義は長崎表少人数差支候ニ付、

代百貳拾五分 沓部 但二冊

精々早く返し具候様申来候、

図書帙添

一 ベイダーゲトツトデケンニス

デルフルステルキンクスキユンスト

代六拾九匁八分 壹部 但一冊

一 キユルシユスオーフルテ

ワートルホウキユンテ

代百四拾四匁 壹部 但二冊

図一冊

一 ケレイグスキユンデイゲレール

キユルシユスフエステインクボウ

代百四拾六匁三分 壹部 但一冊、図一冊添

一 メモリーオーフルデフルス

テルキンクスキユンスト

代貳拾八匁 壹部 但一冊

一 ケレイグスキユンデイゲレール

キユルシユスフルステルキンクスキユンスト

代五拾目 壹部 但一冊

一 ベイタラージェントツトヘツト

キートウエーセン

代六拾三匁七分 壹部 但一冊

一 ハントレイディングトツトデ

ケレイグスキユンスト

代八拾貳匁貳分 壹部 但貳冊

一 ホールレンゲンオーフルテ

アルテルレリーバナス

代百貳拾壹匁五分 壹部 但貳冊

一 デシケーブスストムケトルス

代貳拾目 壹部 但壹冊

一 日時計方針 壹 ツ

代壹貫目

一 船時計 貳 ツ

代八貫目 壹 卷
代七貫目 壹 卷

一 錠鎖リ 壹 筋

代貳拾貫目

元代三拾七貫七百貳拾八匁

六割増貳拾貳貫六百三拾六匁八分

合六拾貫三百六拾四匁八分

外ニ

拾五貫七百貳拾八匁

右壹行品川藤兵衛方へ相渡ス、

奉行外書

合銀七拾六貫九拾貳匁八分

右都て十月六日付

十一月二日届

入札御払高四千六百七十八丁、何れも七分五分

也、

右書添寄通徳尾藤左衛門・山元仲右衛門・黒江八左衛門十月廿四日付也、

一地震ニ付御新借員数并名前書、

右へ徳尾初外兩人より此節出銀申渡候処、皆々別て難義狩高木などは当年中一度、正月中一度、二月中三度上納之筋申出候由、十月廿五日付にて当二日ニ相達候、

覚

鹿兒島表江御国許大豆御引当にて、金三四万兩御借入之儀御同所御役筋へ為示談、先般吉永源八郎初被差遣及内談候処、大豆之儀は於彼方様も御手少之品柄ニ付、御相談通御運ひ相成度義ニ候得共、江戸表江伺之上なからてハ御取扱相成兼、疾伺越ニ相成候、右御返答は於江戸表可被仰進哉、又は鹿兒島表御駈引之上御返詞可相成哉、何れ兩様間御運ひ可相成との答御座候段は、

源八郎罷歸委由申上候通ニ御座候、其未御返答相達不申候付、猶又源八郎より鹿兒島表江御模様及問合候得共、未否相分り不申由ニ御座候、然処大豆之儀は追々上方表其外江も積出し可申分を御内談之御趣意、極密役筋へも相論折角取集、色々心配御答相待罷在候儀ニ候得共、此上御返答御隙取ニ相成候ては、次第ニ時節後れ取捌方難渋之事情も相達無抛趣ニ付、願は此節御内談通金高御借向ケ、当年より御引当之大豆も無差支被差廻候御手数、速ニ御運ひニ相成度御儀と奉存候、自然御答御隙取ニ相成候時は差向候処ハ無御抛御困置之大豆を売捌御用弁不取計してハ相済不申、乍去仮令右代金御取用ひ相成候共、中く以御用途之端ニも引足不申、大ニ御手支ニ相成候事故、兎ニ角急々御答相運ひ候様有御座度候、最前源八郎被差越候節、別段御国産物御交易之都合をも及内話居候事故、若も夫等之御取調と相混一同御返答杯と申御都合にて、大豆之御答も御延引共にては無御座哉と今更疑惑仕候、万一左様之御都合ニも御座候ハ、右御交易筋之儀は一向不差急儀にて、全事之序ニ及咄合候事故、先其方ハ被聞候て、速ニ大豆一条御急弁之御道共は有御座間敷哉、

此上可相成は御直ニ被仰進之御都合も被為出来候ハ、
別て安心仕儀ニ御座候、最早年内纏之月数ニ相成、御
往復之御日間も御座候事故、旁此段奉伺候事、

右は福岡御家来より、

御主人様江差上候書面之由にて、右之相添、美濃
守様より御催促之御書御到来候ニ付、左之通之手
扣にて山田壯右衛門致持參、霞ヶ關にて御使相勤
筋被仰付候、尤御返書も可被進との

御沙汰奉伺候、

右ニ付ては三原藤五郎へ為心得右手扣書写し遣、駿河
殿江申出置候様申越置候事、

十一月二日

張紙

先般御相談被仰進候以大豆年府御引結にて御取替金之
儀、無御抛御訳柄にて是非共被応御相談度、自然被仰
進候、員数繰合兼候ハ、一二万両にて調達之所、
精々致吟味候様御国許江被仰付越候処、未右返答不相
達内、此節之大地震にて芝初諸御屋敷及破損、莫大之
御失費打重候ニ付、御国元江も御用金被仰付越候得共、

近来海防旁大分之御入価追屯候上之儀にて、当節之御
用途さへ如何と思召候次第にて、適被仰進候御相談不
被為調候ては甚御氣之毒思召候間、御国元調達否之吟
味申越候上、弥之御返答は可被仰進候得共、此節之地
震にては逆も御出来不被成方と思召候間、先ッ右御断
被仰進候、宜御聞濟ニ相成候様御内使者を以被仰進候
事、

十一月三日

一月ニ卷両度御登城御機嫌御伺之義、御勝手次第と御付
紙にて御願書相下り候ニ付、阿部様・牧野様・久世様
江御挨拶、并疏人立^{〔安政五年〕}午年ニ被召連候様、御願書ニ付紙
を以相下候、右御挨拶岩元^{〔本々〕}左右衛門相勤答、

一折田與右衛門御引渡相濟候ニ付、阿部様其外様江御接
拶、右同人、

一右同断ニ付、井戸對馬守殿江之御挨拶は、早川五郎兵
衛へ相勤候様申上候処、何通被仰付候ニ付、五郎兵衛
へ申遣候、
一百姓共不作にて定代不相調節は、此已前金子杯を以御
救被下候儀も有之候得共、夫にては御金も入候事故、

半納欵又は一年分被下候ても可然との 御内沙汰被

為在、其趣豊後殿より駿河殿江御問越ニ相成たるよし
然処右之通難有 御沙汰ニは御座候得共、夫ニては

不勤弁之者共不埒ニ罷成、諸郷より類例歎願仕候義共
ニては、御米練等も不宜候ニ付、矢張御先規通部下り
等之御取計被仰付候方宜候旨筋々より申出候由にて、
駿河殿より豊後殿江之御問合相達候由被差出候、

一 琉人參府来ル午年ニ被召延候ニ付、急飛脚今明日中被
差立度奉伺候処、御用も被為在候付、明日差立候様被
仰出候ニ付、御家老方可被達旨芝詰同役へ申遣候、

一 右御願濟之御願書今朝山口喜三右衛門拙宅江被致持參
候ニ付、澁谷江出勤之上入
御覽候処、無程御下ケ被遊候、

一 琉人參府来ル午年ニ被召延候ニ付、今四日急飛脚御国
許江被差立候、

一金三百兩

右は櫻田御普請ニ付、早川五郎兵衛江被相廻候様十一
月三日向井新兵衛江致問合候事、

一 地震ニ付、御左右伺として御国許より飛脚被差立、今
四日到着之事、

十一月五日

一 御用之大砲船式艘并御手船之大砲船来月頃御国元致出
帆候筈ニ付、右之絵図三枚被相添、浦觸被成下候様、
今夕以御留守居阿部様江被差出候処、未御退城不被為

在候ニ付、御預り申上御帰之上可申上旨、御取次前よ
り之返答有之候、半田嘉藤次より之首尾書入 御覽
候、

一 折田與右衛門事御引渡ニ相成候ニ付、井戸對馬守殿段
々御丁寧御世話被申上候付、早川五郎兵衛を以御挨拶
被仰遣、同人御使相動候首尾書差出候ニ付、入 御
覽置候事、

一 今日田町御台場にて大砲空砲打方ニ付御届有之、調練
も被仰付候、右ニ付 九半時御供揃にて田町江被為入
候、左候て島津淡路守殿(此覺)ニも被成御出候様被仰出候間

田中仁右衛門へ申越、同人より彼御方江懸合いたし候、
勝川殿ニも被罷出候様ニとの御事ニ付、是は御茶道方
より懸合有之候事、

一 暮過被遊 御帰館候、左候て直ニ被為召候付罷出候処
表御廊下迄 御出被遊 御沙汰之趣は、南部様御事ニ

付、此御方様より御内意被仰進候御願書、御早き方宜

との旨去方様より養眞を以被遊御承知候ニ付、先達て伊東正兵衛認候と思召候間、明朝迄取仕立置候様、左候て明朝嘉藤次・筑右衛門之間罷出候様可申越旨被仰付候付、相下り候上申遣候、且亦 御登城 御機嫌御伺も御早き方御宜との御事之由ニ付、明日 御登城 可被遊候ニ付、御坊主部屋借受候様、右ニ付ては不時御登 城之御振合にて、五時御供揃にて可被宜旁申談候様承知仕候、

但明日御登 城被遊候 仰出、芝江相廻し候、

十一月六日

一今朝半田嘉藤次罷出候ニ付、昨夜被仰付候南部様御事ニ付て之御願書御差出一条、猶亦罷出奉伺候処、今日之御日付にて御願書ニ御名相認候様、左候て御封書ニいたし、御封印は御小納戸方江相達押方有之、御封書ニは上ニ上計認候、尤阿部様・堀田様・久世様・牧野様并御右筆組頭竹内七左衛門殿・東條平左衛門殿・志賀謹一郎殿なり、別段中村又兵衛殿江は早川五郎兵衛より申込賦にて御願書都て嘉藤次江相渡ヌ、畢て山口直記出勤有之候ニ付、代合致御暇候、帰掛則芝御用部

屋江致出勤候、

一八ツ後山口喜三右衛門差越、大坂より申越候御金繰一条之書面数通入 御覽候様、石見殿より被仰越候由承候ニ付請取置候、
一御役替等有之候席伺壹通并折田與右衛門一条之書付、右同断、

十一月七日、夜雨

一今朝五ツ時御供揃にて御登 城 御機嫌御伺被遊候、

一今日は不時御登 城之御振合ニ申談、御家老衆、私ニも 御登 城、出勤不仕候、

一七ツ時少し過被遊 御帰館候、
一地震後難有 御趣意を以、夜は外木屋江一統相廻候得共、最早薄く相成候ニ付、是迄之御礼申上、今晚より御殿江罷在候様被仰付度、山田壯右衛門より申上候処、其通被仰付候ニ付、向々江口上を以御目付初相達候、

十一月八日

一今朝御目見仕候て、大坂より差廻し候御金繰等之書付

勿論来二月迄ハ御借金御猶予被下候との趣も入 御覽
候処、随分其通ニテ可然と 御沙汰被遊候、

右ニ付、爰許ニテ御借入ニ相成候義は、御弁利宜方ニ

御座候旨申来候、左候ハ、上野より借入候ハ、町人共

江頭を不下宜候ニ付、井上逸作より西恰呼付打合見候

様、其上ニテ何れの筋ニても御趣法吟味次第可致旨承

知仕候ニ付、罷帰候上、直逸作江御沙汰之趣申聞候、

一琉球之為錢鑄調之御願書も相認可然との 御沙汰ニ付

是は只今之御家老座杯ニては諸全出来申間敷候ニ付、

御下書ニても被遊置候ハ、夫を被仰付被下候様奉願候

処、被遊置候御下書も被為在候ニ付、追て御下ケ可被

下との 御沙汰ニ付、右旁之儀御暇掛直ニ御家老座江

罷出候て、石見殿へ相達置申候、

一御家老座へ罷出候節蓑田傳兵衛より、御類焼ニ付毎も

遠州秋葉山江 御代參被仰付候由ニ付、伺言通并私

迄と在る右先例書卷通相請取候、

一右より相下り候節、地震ニ付御屋敷中之破損等御届ニ

相成候書付、伊地知仁兵衛より相請取候、

より之間合左之通、

一御献上ニ相成候昇平丸十月廿日長崎へ致着候処、在番

かひたんより通詞品川藤兵衛を以、初て之御製造ニは

誠ニ致感心、就ては蘭国江御注文之船も有之候処、日

本ニて右通御造立出来、下料ニて御成就相成候事候ハ

ハ、却て日本ニて御造立御弁利可宜候間、右之通御入

目料かひたん心得まで御しらせ給様藤兵衛申出候由、

此間合入 御覽候処、右之代料御届相成居候事故随

分為知候ても苦敷間敷との 御沙汰被為在候、井上庄

太郎より承候、

一先便を以肥後七左衛門・長崎源五・梅田市藏此節 昇

平丸江乗組出崎被仰付、蒸氣船等見習稽古方等ニ付、

御願濟ニ付届等之儀有之候ハ、応時宜都合能可被

取計旨申越置候処、張紙を以左之通返答有之候、

御本文承知仕候、御献上之昇平丸一昨廿日着船相

成、肥後七左衛門其外無異儀着崎いたし候間、蒸

氣御船并蘭館江差越伝習方等則御奉行所へ願出置

申候、尤御付届等之儀は被仰越候通取計可仕候、

且又細工道具類も御本文ニ基取計仕、時々形行申

上越候様可仕候旨返答有之、

十一月八日夜中大坂より町便相届、内長崎御附人

右入 御覽置候、

肥後七左衛門

長崎源五

一代与力

梅田市藏

右は去ル廿日長崎着船仕候段は、別紙御返答申上候通

にて、則蒸氣御船并蘭館江も差越、蘭人江伝習等仕度

御奉行所江願立申候処、御免相成、今日誓詞も相済申

候ニ付、明日より差越度今日願出置申候、尤船頭水手

も誓詞私見届にて其段御届申上、是又繰廻蒸氣御船江

差越運用等伝習之筈御座候、此段為御心得申上越候、

以上、

但木脇賀左衛門・福崎仲左衛門・坂本與市ニも毎日

蒸氣御船へ差越伝習仕候、此段も申上候、

十月廿三日

染川喜三左衛門

豎山武兵衛殿

右入 御覽候、

一 肥後七左衛門・長崎源五・梅田市藏、其外船頭水^{【手カ】}水蒸

氣御船江差越、蘭人江伝習之儀御奉行所へ願出置候段

は別紙御返答申上越通ニ候処、一昨日願通御聞濟相成

誓詞等も相済候付、今日より差越度願出候処、休日中ニ

付相始候ハハ其已前案内可致旨御奉行所并御目付永井

岩之丞殿用人よりも申来候付、相始次第差越申筈御座

候、此段為御心得申上越候、以上、

但蘭館江差越候義は追て日限相伺申筈ニ御座候、此

段も申上候、

十月廿四日

染川喜三左衛門

豎山武兵衛殿

一金貳百兩

右は美野部閑山殿江金御直増之義ニ付御世話被申上、

并地震ニ付被及難義候被遊御聞旁ニ付、右通被遣候、

掛り重久玄碩、

一同三拾兩

右同断、長岡兵馬へ表向之被下者有之候得共、前以

より御世話申上候ニ付、御内輪より被遣候、掛り右

同人、

一同千足

右同断ニ付、高野周輔江被下之、掛り

右同人、

一御差出金直増ニ相成候御願濟ニ付左之通可被遣候間、

一銀五枚

御家老衆方江申出宜取計候様被仰付候旨御留守居へ申

御金改役

越候、尤十一月九日仕出ス、

後藤吉五郎

一御国産御端物器物類之内

一金子七百疋ツ、

一御肴料金七百疋

諸山吹金御買上

松平河内守殿

取扱掛

一右同

上月小藤次

一御肴料金貳千疋ツ、

一金子五百疋ツ、

御勘定吟味役

同格

塚越藤助殿

山下眞次郎

御勘定組頭

田中忠八郎

後藤錠太郎

同

一御肴料千疋ツ、

一右同三百疋ツ、

御勘定吟味掛

改役

改役

伊佐敬助

青山平左衛門殿

谷永五郎

御勘定

河邊總次郎

稻生八郎右衛門殿

一右同貳百疋

神尾理兵衛殿

同 玄喚番人

正田貞次郎殿

十一月九日

一金子御不足ニ付、御当地ニテ御借入ニ相成候方御弁利宜との趣、大坂より申来候ニ付、爰元ニテ御借入ニ相成候ハ、町人共ニ頭を下ルよりも、上野江御願相成候方宜ニ付、井上逸作より西尾恰呼付粗承候様被仰付、其趣昨日同人江申聞候処、昨日則申遣候処、承知之旨致返答候由、今朝逸作より拙者方へ申越候処、今日澁谷へ出勤之上、今日は御用被為在恰被召呼罷出居候ニ付、先拙者逢候方宜玄碩申候故、直ニ面会いたし、御金御拝借之儀及相談候処、毎之義ならば御即答可仕候得共、此節之事故何分重役共江不申聞候ては返答出来兼候との事故、左候ハ、何分宜御相談被成下、追て何分致承知度段承候、左候て

御前江罷出右形行申上候、尤恰御目通被仰付候由、相下候^{上カ}と拙者へ致面会度との事ニ付直ニ逢候処、唯今御直ニも是非出来せとの御沙汰承知仕候間、何程ニテ宜御座候哉と申ニ付、二方相願度^{西脱カ}旨相答置候、

一今九日大坂黒江八左衛門出府ニテ、夕刻此御殿江蒲生郷右衛門同道ニテ罷出候ニ付、致面会御用筋承候処、御銀主近江屋權兵衛事段々難渋成立、去月廿六日より

閉店いたし上納金等御断申出候由、凡四万兩余之御損失ニ相成候由、只今御庭江被為入候ニ付、明朝達御聽旨申置候、

十一月十日

一今朝御目見仕、昨日黒江八左衛門出府ニテ承候近江屋權兵衛所帯方及困窮閉店形行申上候処、猶又八左衛門より得と承候様被仰付候、

一御用之大船式艘、御手船之大砲船壹艘御出来寄ニ相成候ニ付、浦触被仰渡度御願立相成候処、今日御付紙ニ付、明日町便を以御国元江早々申越候様可仕哉之旨、相良彌兵衛より何分明日御伺有之候様可宜と答置候、

十一月十一日

一來年頭御規式、此節地震ニ付澁谷御屋敷江御逗留^{逗留}被遊候付御請不被遊旨被仰出候事、

右之通相認奉候候処、伺通被仰付候、

一三拾間之大船并蒸氣船御造立被仰付置候得共、地震ニ付莫太之御物入ニ付先替御取止被遊候間、櫻島之木屋此涯都て引取候様、左候ハ、御下国之上御沙汰可

被遊候間、其節又々木屋取仕立被仰付との御沙汰奉候、三原・福崎宛ニテ去ル

町便を以申越候事、

一平田伊兵衛御内用之儀有之趣を以、早々致出府候様可

申越旨被仰付候、

一向井新兵衛事御内用ニ付此涯出阪被仰付候間、石見江申聞取計候様被仰付候、

一近江ヤ權兵衛跡代り高木五兵衛・和田休左衛門へ被仰

付度、御請之程も不相分候得共申越候様、若御請不致

候ハ、新古之内より壹人ツ、兩人於其元人柄致吟味

何分可申越旨被仰付候ニ付、左之通申越候、

本文石見殿御別勤ニ付、蓑田傳兵衛へ為見置、黒江八左

衛門へ渡ス、

一御銀主津田權兵衛事掛屋被仰付置候処、家職難取統店

相閉候付、跡代和田休左衛門・高木五兵衛江申付候様

被仰付候、自然不致御請候ハ、新古之内より壹人ツ、

兩人人柄於其許致吟味可被伺越候、此段以御内用申越

候、以上、

十一月十二日

豎山武兵衛

徳尾藤左衛門殿

十一月十二日

本文石見殿御別勤ニ付、蓑田傳兵衛へ相渡ス、左候て明日仕立町便を以申越候様、被仰付候段も右同人江申聞置候、

一 平田伊兵衛

右は急成御内用之儀有之候付、早々相仕廻急ニテ致出府候様被仰付候条、於御国許申渡候様可申越事、

十一月十二日
右同断

一 向井新兵衛

右は御内用之儀有之、詰之内ニテ大坂江被遣候条、御用濟致帰府候様可申渡事、

但往来急ニテ被差越候、

一今度掛屋津田權兵衛家職難取統閉店いたし候ニ付、御

損失ニ相成候金銀錢左之通、

鬱金明礬代

一銀三百九拾七貫弍百弍拾七分七厘九も

紅花代

一同三拾壹貫六百弍拾五匁七分三厘

山産物

一同六拾六貫拾六匁七毛

藍玉代

一同四貫五百八匁五分七厘六毛

売荷方

一同六百九拾六貫九百三拾五匁

辰巳屋より此節御借入

一同百貫目

秋葉方

一同拾五貫五百七拾壹匁七分四厘六毛

諸上納銀

一同百四拾六貫三百九拾六匁七分五厘

右同

一金四兩

一金貳万兩

右去ル子年

御通行之節御内々御預、

一同三百兩本

一同拾九兩貳部

利足

右

勝姫様江被遣金にて御預、

一同千兩本

一同四拾兩 利足

右

宰相様御方江濱村孫兵衛・森本半左衛門より

致進上候金にて御預、

合金貳万三千三百六拾三兩貳步貳朱

合銀千四百五拾八貫貳百五拾六匁五分四厘三毛

金にして貳万八百三拾貳兩余

二口

合金四万貳千九拾五兩貳步貳朱

十一月十二日

一今朝御目見仕候て孫太夫より差出候高欄口絵図入 御覽候処、宜との

御沙汰にて、高欄之儀は箱段と相認、虎之義は遠侍御書院之内侍と認メ候様被仰付候、右御差出ニ付ては当分之御式台之絵図も不仕立候ては不相成との御沙汰ニ付、其趣森川孫太夫江達置絵図も相渡ス、

一黒江八左衛門江最早御用も無之候間、何ニても出立被仰付候、左候て帰坂之上猶又已来之処入念候様ニとの御沙汰被為在候旨相達候、尤御留守居へ前条相達候様

ニとの事迄も達置候、

十一月十三日

一 島津淡路守殿御方改革ニ付、御家老山田靱負より此御方より拝借有之候利金式株有之候処、元金上納相済迄は利足之義は御猶予被成下度奉願候一紙ニ、新納亘より之添書忝通入 御聴候処、願通被仰付との 御沙汰ニ付、其趣蒲生郷左衛門へ申遣候、書付も差返候、一 右改革ニ付、蒲生より取調候書面并鴻池其外大坂藏屋敷を御借金の方へ被振向被引渡候趣之書付忝通、何れも入 御覽、蒲生江差返し候、
一 上井甚七近々致出立佐土原迄差越候旁ニ付、御内々金三十両三部之内より被成下度蒲生・向井より願ニ付申上候処、願通被仰付との御事ニ付、蒲生江取計方申遣候、
一 向井新兵衛大坂迄被遣歸府被仰付候付ては、旁入箇所可有御座候間、金七十両位被下候ては何様可有御座哉 奉伺候処、伺通被仰付候、
一 向井事御用被為在候間、明十四日四時比迄澁谷へ罷出候様被仰付候付申越候、

一 野村彦五郎門人共より御家老衆方へ、當時門弟も段々多人数ニ相成、彼是取統方難行届御座候ニ付、御切米之義は御時節柄申上兼候得共、何卒御救助被仰付被下度願出候書付、石見殿より被差出置候ニ付達 御聴候処、金貳拾両可被仰付との御事ニ御座候ニ付、前条石見殿江相達、書面も相渡ス、

一 今日町使被差立、平田伊兵衛一条之義も御問合相成候様、蓑田傳兵衛へ相達置候、石見殿御別動にて御詰合無之故也、

一 夕刻西尾恰罷出致面会候処、先日口合置候 上野御借入金之義相調申候処、最早払出しニ相成候ニ付、脇方江二軒心寄之者も御座候ニ付、申懸候処、一人の方は断申出候、菅人の方未何分返答無御座候得共、多分可宜哉ニ存候との事ニ候、右返答承届罷出答御座候処、今日は進上物手当申付置候処、此方出来申候付、罷出たるとの事ニ候、玄碩にも逢承候付、委細之義は右同人より為申上由承候ニ付、別段御首尾不申上候、
一 向井新兵衛御用ニ付、明日四時比迄被罷出候様申遣候、

十一月十四日

一今朝御目見仕候て御上下之節、為御持相成候御用心金之内当時通融不致金有之、若御用之節御用立不申候間、

折節今度古金銀引替方之儀御廻達も御座候ニ付、御引替ニ相成候ては如何御座候哉、左候ハ、百兩余浮御座候と申上候処、引替候様被仰付、左候ハ、御手許

ニも七八百兩位古金御持合被為在候付、是も御引替可

被遊との 御沙汰奉伺候、左候て御国元ニも余程有之と思召候間、御下国之上可被仰付との御内話迄も承

知仕候ニ付、芝江罷帰候上石見殿江も申出置候、

一向井新兵衛罷出候ニ付、御目見被仰付御用向被仰付候、左候て明後十六日出立、御内沙汰も被為在候付、拙者

より 仰出芝江相廻し候、

一金七拾兩 右は向井新兵衛御内用ニ付出立被仰付候ニ付、御内々

御取替被仰付引渡候、 一菱刈之事今朝奉伺候処、石見殿など、御沙汰被遊候上、

可宜との 御沙汰奉伺候、 一芝江罷帰候上御家老座江罷出、石見殿江今度近江や權

兵衛ニ付彼是黒江八左衛門へ承候趣、并大夫菱刈など

の義も御口合申置候、おのつから追て御直ニ御沙汰可被遊との義も粗御咄申置候、

一野村彦五郎門人中より、彦五郎事一体困窮にて数多之門弟指南方も行届兼候ニ付、御切米等之御訴訟は難申

上不容易事候得共、御救筋之義御吟味被成下候様石見

殿江差出候由にて、石見殿より被仰聞趣は、御時節柄之事候得共、無拗願筋ニ付金子二三拾金之間被成下候

ては如何可有之哉承置候付、御許容相成候間、今日添書を以石見殿江書役を以為差出置候、

一御国織小倉袴地一反 一金子千疋 右は今度黒江八左衛門御内用ニ付致出府候、為骨折御

内々被下候ニ付、名代橋口三藏へ引渡候、

一先日蒲生郷右衛門より請取置候佐土原改革ニ付之諸書付致一覽、今日差返し候、

一京都 御遷幸ニ付 公辺より御使被差出、此御方様よりも

御献上御品等も有之候ニ付、右御使京着前差出不置候ては不宜候由にて、御日附伺先日相濟、右一条ニ付今

日足輕急飛脚を以京地迄被差立候、

一 小野島より、北小路出立いたし候哉、いか、と御伺申上候由之処、私へ尋見候様ニとの

御沙汰被為在候由にて、元甫を以尋ニ逢候ニ付、何様共不存候間、承合可申上旨返答いたし置候ニ付、則聞合方ニ遣し相知れ候ハ、小野嶋へ通し呉候様頼可給旨伊東正兵衛江申置候、

一 備後呉坐 四拾枚

右は例年阿部様江御頼入之品にて、此節以廻船徳尾藤左衛門差廻し候ニ付相請取候、

十一月十四日

一 今夕相良四郎兵衛出府にて大地震ニ付、御国元より之御左右差出候付、則澁谷江廻し候様書役方江御小人助右衛門を以申遣候、

十一月十五日

一 今朝早川五郎兵衛出殿にて、御金一条ニ付致心配居候段承候ニ付、為差過義ニは候得共、鐵屋休右衛門へ無何と申聞候処、諸所心寄も有之候ニ付随分御世話可仕との事之由承候ニ付、則 御目見仕申上候処、取計

候様可申聞旨御沙汰ニ付、早速取^マ為相働候様申置候、

一 今日石見殿被罷出候ハ、可申上旨御沙汰被遊候処、無程出殿ニ付申上候処、今ニ御逢可被遊との 御沙汰被為在候間、御当人江御達申置候処、無間被召通候、左候て、

御前被相下候上被仰聞候は、段々大坂一条などの儀承知被仕、且亦森川事御作事奉行被仰付度思召候間、私へ御談し被成宜と申上候事ならば御取計ニ相成候様御沙汰被為在候由承知いたし候、

右序ニ御長屋一件先頃通被 仰出置候ニ付、何れ御治定無之候ては御修甫ニ取掛り候ても費ニ相成義も可有御座候間、何分御伺相成候様申上置候、櫻田御修甫之儀も早く被仰渡無之候ては、人足共費にも相成可申候間、是亦早く御差函ニ相成候様御口合申置候、

一金五百兩

右は櫻田御普請方御金相少く候ニ付、右御廻しニ相成候様承候ニ付、御趣法御用人江致問合候、

一 相良四郎兵衛御使序にて左之通相届入 御覽候、
一 去月二日大地震ニ付、澁谷御屋敷江御仮御栖居被為在候、総出仕にて 御機嫌伺有之候義、并

御方々様江

典姫様より御内々御見廻之御使、且御一門方以下諸士迄都て之 御機嫌伺相中使者、相良四郎兵衛江被仰付候一件忝通

一 川上筑後 末川近江殿忌中ニ付、御左右啓名前無之候儀ニ付て忝通

相良四郎兵衛

右は此節地震にて御殿廻其外諸所及破損御御栖居難被

成葦谷御屋敷江御仮御栖居被為在候付、

御西殿様其外様江

典姫様より御見廻之御使者被仰付候、

御一門方并

島津若狭一列・大目附以

上、

兼て大奥江伺御機嫌申上

候面々より相中使者、

表方新番之場

右 同人

右同断ニ付、

御西殿様 其外様江伺御機嫌之相中使者、

但御西殿様江は諸士迄都て之使相勤候様、

右之書面忝通

一 地震ニ付、御米并材木等御国元より御仕出し方ニ相成候駿河殿より石見殿・伯耆殿江之問合忝通

一 川上矢五太夫殿より、養子主膳詰衆被仰付候御礼状忝通

一 右 御覽相済、都合五通仁左衛門へ相渡ス、

一 田方八拾町四反三畦

出来粳千三百五拾壹俵四斗貳合

石ニして四百七拾貳石八斗九升貳合

米ニして貳百三拾六石四斗六升

壹畦ニ付粳五升八合七夕九才五余

右出水大野原御新田当卯年出来

外ニ

田方壹町貳畦貳拾四步

出来粳拾七石七斗五升

俵ニして五拾表貳斗五升

米ニして八石八斗七升五合

壹畦ニ付粳壹斗七升貳合六勺七才余

右関外櫓木廻

右同

右は郡奉行申出にて、九月廿九日仕出しにて相届候由、

蒲生郷右衛門より差出候ニ付入 御覽候事、

十月十日山川入津、

一三幸丸式拾三反帆

御物砂糖三拾壹万三千式斤

十月十一日山川入津、

一三寶丸 右同

右同式拾壹万六千七百六拾三斤

右大島

十月十日久志浦入津、

一御船貞壽丸 右同

諸人自物砂糖入樽

千七百貳拾壹挺

一惠壽丸 右同

諸人自物砂糖千六百五拾九丁入樽

右琉球登

但圓順丸未出帆之義も不相分由、

右三原・福崎より山口・拙者へ向相達候ニ付入 御覽

候、

今十五日ハツ後小倉

御渡海之飛脚到着にて、左之通相届候ニ付入 御覽候、

一宰相様横川御止宿之筈之処、栗野江被相替候御問合老

通

一右御同所様無御滞被遊

御通行候ハ、十一月十日

御光着被遊候御賦之御問合老通

一御同所様十一月十日御日積ニ付ては

公辺并此御方様御日柄故、表向御祝義は十一月九日之

筋を以

御光着御当日御一門方初月次御礼罷出候面々御祝義申

上候様被仰付、且

公辺御勤事并他所向之儀も九日御日附被仰付候御問合

一通

一小倉 御渡海之御左右啓老通

右四通入

御覽候事、左候て書面仁左衛門江相渡候、

一御供御側役より之御左右啓老通

一永江休之丞より来春葛印御暇一条之問合老通

一右同人より自分状老通、右江も葛印御暇一条之義も込

ル、

右も入 御覽候、

十一月十七日

一 永江休之丞より申越候寫印下り之一条ニ付御伺申上候
処、右ニ付ては去ル式日便より、

宰相様御参府御延之義并寫印一条、地震後ニ付未御伺
事さへも御出来兼、尤阿部様江御逢之義も御出来兼ニ
て、何れ御逢之義はとふか御工面可被遊

思召被為在候得共、今少し折合不申候ては何分御取計
被遊兼候趣、御委敷御直ニ被仰上候由奉伺候ニ付、左
候ハ、其御訳合を以返答いたし可申旨申上置候、

一 森川孫太夫御作事奉行勤、大山仲兵衛御供目付江御役
替、藤野小兵衛御広敷番被仰付候 仰出入 御覽、芝
詰同役方江相廻し候、

一 今朝出勤掛立寄呉候様石見殿より被申越候ニ付差越候
処、先日 御沙汰承知被仕候大坂一条并菱刈一条之
儀、伯耆殿へ申談、御沙汰之趣御尤ニ奉存候ニ付、御
請申上呉候様致承知候間、出勤申上置候、

十一月十八日町便を以左之通相達候、

一 徳尾藤左衛門より式万両登せ有之候様ニとの事、并三
万両は当年より二月迄之間御猶予被遊候義申遣候返答
并津田權兵衛一条ニ付、御金繰御混雜可被為在候間、

此渾左之通高木初出銀仕度申出候由、外ニ和田休左衛
門・千草屋宗十郎よりも願出ニ付、右兩人江式百五拾
貫目ツツ出銀いたし呉候様達置候得共、未返答は不仕
候由、

一 銀式百五拾貫目

外ニ

森本半左衛門

三百貫目

商荷砂糖前貸差支当座取替仕候、

一 式百五拾貫目

濱村孫太郎

一 百五拾貫目

高木五兵衛

右之通ニ候由、

右一紙にて 御覽相済、

一 御銀生津田權兵衛方江過分之御預金有之候処、去月廿
六日商売相休閉店いたし候ニ付、上納方等之儀嚴敷催

促いたし、其後日々当人方は勿論、本家津田休兵衛等

十一月十一日札

招呼返上方之儀、敵敷催促仕候得共、当分所持之金銀並は毛頭無之、勿論諸方へ差出置候金銀証文且通帳ニ至迄都て借銀方江前以より差入、所持之茶道具等之儀は

琉球・大島・喜界・徳之島・沖永良部嶋砂糖六千八百六拾八丁御払、

質物ニ差入有之、少々成共償方ニ詮立候品物等も有之

右徳尾・山元より之添書相添、

候ハ、取揚候様仕度御座候得共、右様之義承届候付猶

十一月三日札

亦敵敷及催促候処、来ル十八日迄ニは残諸道具等売払

大島・徳之嶋・琉球砂糖樽六千貳百八拾三丁御払、

金貳百五拾兩丈は上納可仕候間、夫迄御日延被成下度

右同人より添書言通相添、

願申出、右ニ付

右 御覽相済、

公辺江も御届申出置候儀ニ付、權兵衛被招呼於御役所〔稱之〕調敷御達も度々有之、前文通調達之都合も出来兼日延

一商荷砂糖代銀前貸之義、砂糖積届取納之上願出次第、三朱利付を以被相渡来候処、当年之儀別て六ヶ敷、此節地震ニ付ては貳万兩、御続金は勿論御借入等も被仰

之願申出候由候得共、御屋敷方江相断御名代同道ニて願出候様達ニ相成、右ニ付去ル六日日延之願書江御名

渡砌ニは御座候得共、商荷之儀專右之見当を以差登候付、前貸不被仰付候ては確と見当及相違迷惑罷成可申

代奥印いたし、同道ニて来ル十八日日延之義御聞置相成居候、右ニ付十八日ニは可成丈は上納不致候ては於

候付、差当之処は御借入を以相弁置、利銀〔不脱力〕被引足分是迄御差分相成居候前貸方利銀之内より相補候様被仰付

御役所も相済不申事候得共、才覚之手便相付不申由故近々致催促上納為致候様可仕旨、徳尾・山元より申越

置度、豊後殿御滞坂中申上、其通被聞召置候間、御見合此段成行徳尾・山元より申越候、右 御覽相済、

候間合一通

右 御覽相済、

十一月十九日

一金子拾兩

右は多喜殿方江致入塾候湯前龍春困窮ニ付、樂春院殿より御直ニ被申上候趣有之、右之通御内々被成下候、右重久玄碩へ引渡候、

十一月廿日

一四ツ後御目見仕候て、菱刈一条ニ付

仰出持罷出、右之内少々廉立候処有之候ニ付御申上候処、石見江申談候様被仰付候、

一御供目付方より差出候御長屋吟味書入御覽候て、是は享保度之仰渡ニ基キ致吟味申候由、就ては久敷跡之義ニ御座候間、当分之処ニては現事ニ応し可申哉と申上候処、享保之頃と今之処之中済を以六間之もの八間、八間之ものは十間と申様成処ニて吟味いたし候ハ、宜との

御沙汰被為在候、

一当分御式台之絵図入 御覽候処、御式台向より御門之逢なと計ニて、其外之処は認ニ不及との 御沙汰被為在候、

一早川五郎兵衛より奉入 御内見候櫻田絵図并諸書付

御作事奉行方迄吟味ニ下ケ申候由ニ付、速ニ運ひ不申、

就ては御内用計と被仰付候事故、石見より調通可被仰付旨相達申候ハ、夫ニて相済可申儀と奉存候間、其通被仰付候ハ、取上ケ最早別段入 御覽候ニも及不申

候間、右之通石見江相達候ハ、何様可被為在哉と申上候処、其通被仰付候付、御暇仕帰掛石見殿御宅江差越、右之通御口合申置候、左候て菱刈一条ニ付、仰出之処も御吟味被成候様御口合申置、 仰出御渡申置

候て相披候処、暮入過蕪田傳兵衛を以 仰出之義致拝見候処、先日は 御沙汰之通御宜御座候旨申上置候

得共、御書付致拝見候得は、何分〔取方〕沢合之仰出ニ御座候得は、思召之処ニては些軽目ニも有之、亦御国元ニおひて何様之調へいたし候も難計御座候ニ付、只不宜聞得之趣と御座候方、可御宜と奉存候旨被申上候との趣、右傳兵衛より承候、

一櫻田絵図其外諸書付、御取上最早御内聴は相済居申候ニ付、直ニ調へ通可被仰付旨、五郎兵衛江御差図御座候て可宜旨申上置候、

一御式台絵図森川江引渡置、猶亦御高欄口ニ御造替之絵図認方いたし被差出候様申渡候、

一 御長屋吟味書樺山直八江相渡、左候て今朝被仰付候

御沙汰之通申渡置候事、

一 今日御用部屋於二階御召物拝領被仰付候、

一 当年御坊主へ御召被下候御序無御座候間、田町御茶屋末ニて被下方被仰付被下度旨申上候処、伺通被仰付候付、川上郷兵衛江相達置候、

十一月廿一日

一 八ツ後被為召候ニ付、罷出候処、御膳并鰻蒲焼御下杯頂戴被仰付候、外ニ早川五郎兵衛、山田壯右衛門其外御医師段々罷在候、

一 御一間ニは

御前様 親姫様 篤姫様ニも被為入候、相下候節

親姫様被為入候ニ付、罷出御目通り申上候様被仰付候、

罷出 御目見仕、御挨拶等申上候て相下ル、

一 西尾恰へ御金之儀談置候処、精々相働候得共、此節柄

ニ付断承候旨文通有之、尤玄碩方へも同断申越候ニ付、

同人より入 御覽、拙者返事も右同人江頼遣候、

一 御召物拝領昨日不相濟人々も有之、今日右同席ニて被

下候、拙者相詰候、

一 奥女中江今日御鎖口ニて小の嶋江例年通拝領被仰付と

申渡候、外女中向江は小野島より引渡方御座候様、御

小納戸より申述候事、

一 篠崎彦十郎へおのつから事候得共、御普請中多人数入込候事故、何篇致見締、猶又御作事奉行申談候様申渡置候事、

十一月廿二日

一 御暇掛石見殿江差越、菱刈七左衛門儀ニ付て之 仰出壹通、右一条ニ付実意之書壹通御達申置候、左候て

明日仕立町便を以御仕出しニ相成候様、尤町便手当私方にていたし不申旨も申上置候、

十一月廿三日

一 今朝出務之上、御目見仕候て、昨日森川より差出候御

式台之絵図一枚入 御覽候処、宜との 御沙汰ニ候、

外ニ仮木屋ニ栖居相付申度右同人より願ニ付、簾絵図

を以奉伺候処、是も宜との御事ニ付、折節森川罷出居

候付、則右通相達絵図も相渡候、

一 琉球錢鑄方御願立ニ相成候御願書御渡被下、御家老并

御記録奉行江も為致吟味候様被仰付候、尤錢銘之義も吟味いたし候様、

上様之思召は左之通ニ御認被下候、

中山開寶 八分五りより

琉球大寶 九分迄

寛永小錢青銅

八分

同鉄

七分五り

一琉球国事情之儀、追々申上置候通永く当家江被下置、是迄連綿為致聘礼来候儀は、全

御威光故之儀と難有奉存候、然処右国柄之儀は端島偏固之土地にて金銀銅鉄類全く無之和漢通商のみを以立行来候、付ては中山王より無余義申立趣有之、唐物商法方之儀奉願、当分十六種売捌御免被仰付、右潤助を以可也取統罷在候儀ニ御座候、右ニ付拔荷取締等之義、追々被仰渡精々加指揮嚴重申付候処、技荷并俵物等之儀は良取締向道も相備、唯今之姿にては永年格別不行届筋も有之間敷哉ニ奉存候、素琉球国之義は、自国之通宝無之、往古より唐錢持渡、尤明之太祖より洪武通寶

を十萬貫文賜り、其前後共右旁を以融通無滯致来候処、明之万曆年中琉球江唐錢差渡候儀停止ニ相成、以後年々唐渡之琉球人共品物ニ換候次第ニ成行、連年融通之道差支、折柄寶永六年王城焼亡旁困難之時節到来、不得止事救助筋厚く、
校正者曰、次ノ卷ニ続ク、